令和６年度第１回

島本町都市計画審議会

議　　案　　書

日　時　　令和７年１月２２日（水）
　　午後２時から
場　所　　島本町役場　３階　委員会室

令和６年度第１回
島本町都市計画審議会諮問案件一覧表

案件	議案	案件名	決定権者
１	議第４５号	島本町立地適正化計画（案）に関する意見について	島本町

議　第　４　５　号
島都計第９７１号
令和７年１月２２日

島本町都市計画審議会会長　様

島本町長　山田　紘平

島本町立地適正化計画（案）に関する意見について（諮問）

島本町立地適正化計画（案）を別紙のとおり作成しましたので、貴審議会の答申を求めます。

理　　由

都市再生特別措置法第 81 条の規定による、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画である立地適正化計画について、新たに策定する。

島本町立地適正化計画（案）

令和７年１月時点

島本町

目次

第１章 はじめに 1-1
1.1 計画の目的 1-1
1.2 立地適正化計画の概要 1-1
1.3 計画の位置づけ 1-2
1.4 計画の対象区域 1-2
1.5 計画の目標年次 1-2

第２章 上位・関連計画 2-1
2.1 第五次島本町総合計画（令和２（2020）年３月） 2-1
2.2 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和２(2020)年 10 月） 2-2
2.3 大阪のまちづくりグランドデザイン（令和４（2022）年 12 月） 2-3
2.4 島本町都市計画マスタープラン（令和５（2023）年３月） 2-4

第３章 都市現況と課題の整理 3-1
3.1 人口 3-1
3.2 土地利用 3-13
3.3 都市施設 3-18
3.4 公共交通 3-28
3.5 経済 3-32
3.6 災害 3-34
3.7 住民意向 3-46
3.8 財政 3-48
3.9 立地適正化計画により解決すべき課題 3-51

第４章 計画の方向性 4-1
4.1 まちづくり方針 4-1
4.2 誘導方針 4-2
4.3 めざすべき都市の骨格構造 4-4

第５章 居住誘導区域 5-1
5.1 居住誘導区域の基本的な考え方 5-1
5.2 居住誘導区域設定の考え方 5-2
5.3 居住誘導区域の設定 5-4

第６章 都市機能誘導区域 6-1
6.1 都市機能誘導区域の基本的な考え方 6-1
6.2 都市機能誘導区域設定の考え方 6-2
6.3 都市機能誘導区域の設定 6-3

第７章 誘導施設 7-1
７.１ 誘導施設の基本的な考え方 7-1
７.２ 誘導施設設定の考え方 7-2
７.３ 誘導施設の設定 7-5

第８章 誘導施策 8-1
８.１ 誘導施策 8-1
８.２ まちづくりにおける公的不動産の活用方針 8-5
８.３ 低未利用土地の有効利用と適正管理のための指針等 8-6
８.４ 届出・勧告制度 8-8

第９章 防災指針 9-1
９.１ 防災指針の基本的な考え方 9-1
９.２ 災害リスク分析 9-2
９.３ 防災上の課題 9-20
９.４ 取組方針 9-23
９.５ 具体的な取組 9-26

第１０章 目標指標と進行管理 １０-1
１０.１ 目標指標 １０-1
１０.２ 施策の達成状況の評価方法 １０-3

第1章 はじめに

1.1 計画の目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

このため、平成 26（2014）年に都市再生特別措置法（以下、「法」と称する）が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

本町においても、今後、人口の減少や少子高齢化が見込まれる中、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進し、魅力的なまちづくりを実現するために、「島本町立地適正化計画」を策定します。

1.2 立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとするものです。

計画には、概ね以下の事項を記載します。

①住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

②居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住誘導区域に居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

③都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

④都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等に関する事項

⑤居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」という。）に関する事項

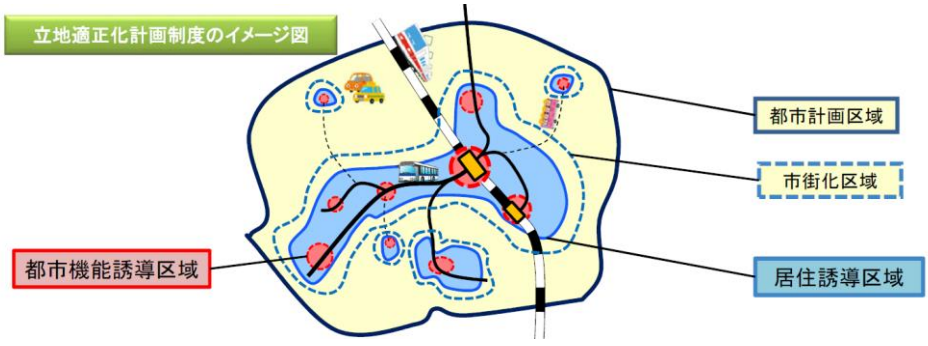

図 1-1　立地適正化計画のイメージ

出典:「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省都市局都市計画課　令和 4(2022)年 4 月改訂

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「第五次島本町総合計画」等に即し、「島本町都市計画マスタープラン」との調和が保たれたものである必要があります。法定事項が記載された立地適正化計画が法的手続きにより公表されると、島本町都市計画マスタープランの一部とみなされます。

また、コンパクトシティ形成に向けた取組は、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地誘導、公共交通機能の向上等に関し、公共施設の整備、公有財産の利用、医療・福祉との連携、空家対策の推進等のまちづくりに関わるさまざまな関係施策と連携を図り、整合を図ることが必要です。

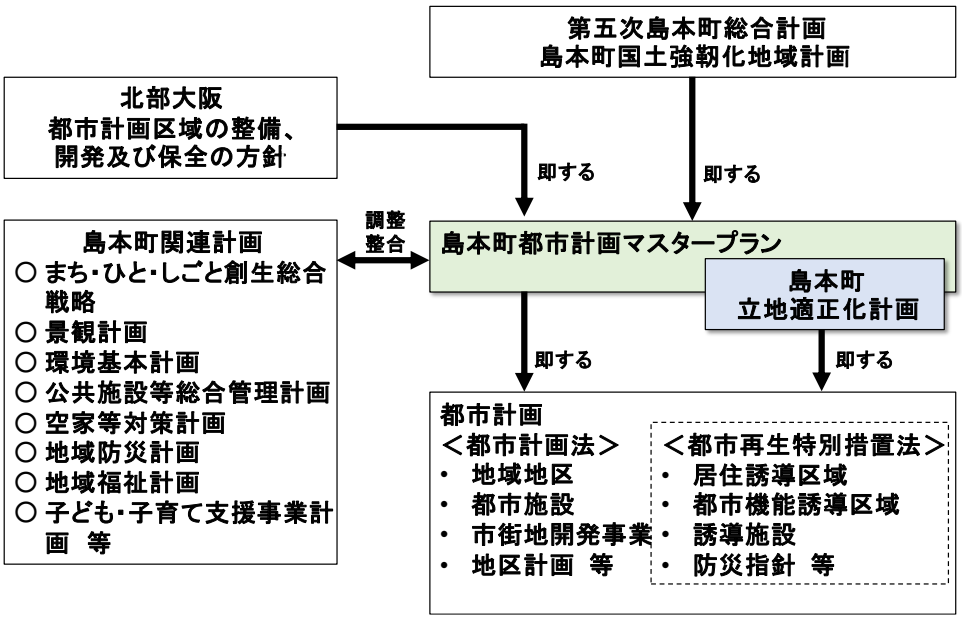

図 1-2 「島本町立地適正化計画」の位置づけ

1.4 計画の対象区域

国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から原則として都市計画区域全域とすることが基本とされています。本町においては町域すべてが都市計画区域となっているため、全域を立地適正化計画の対象区域とします。

1.5 計画の目標年次

立地適正化計画は、長期を展望しつつ、概ね 20 年後にも持続可能な都市として、どのような姿をめざすのかを検討し、誘導すべき土地利用を定めるものです。

本計画は、令和 27（2045）年を目標年次として策定します。

また、概ね５年ごとに、施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 上位・関連計画

2.1 第五次島本町総合計画（令和 2（2020）年 3 月）

本計画は、社会経済情勢の変化やさまざまな課題に的確に対応し、住民サービスの維持・充実と更なるまちの発展を図っていくため、令和２（2020）年度以降のまちの将来像と基本方向を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを進める基本方針として策定するものです。

本計画では、全町的な土地利用の方針を示しています。特に市街化区域については、無秩序な拡大を抑制し、住宅、商業・産業施設、公共施設などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図っていくこととしています。

〇計画期間

令和２（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間

〇まちの将来像

自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち
～ いきいき・ふれあい・やさしい島本 ～

本町の特色を生かし、住民・事業者・行政などが互いに力を合わせ、人々がいきいきと活動し、人と人、人と自然がふれあい、やさしい思いやりが満ちあふれた「島本」を築いていきます。

〇まちづくりの基本方針

（1）思いやりとふれあいのまちづくり
（2）自然と調和した快適なまちづくり
（3）安全・安心なまちづくり
（4）支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり
（5）子どもたちを健やかに育むまちづくり
（6）魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり
（7）持続可能なまちづくり

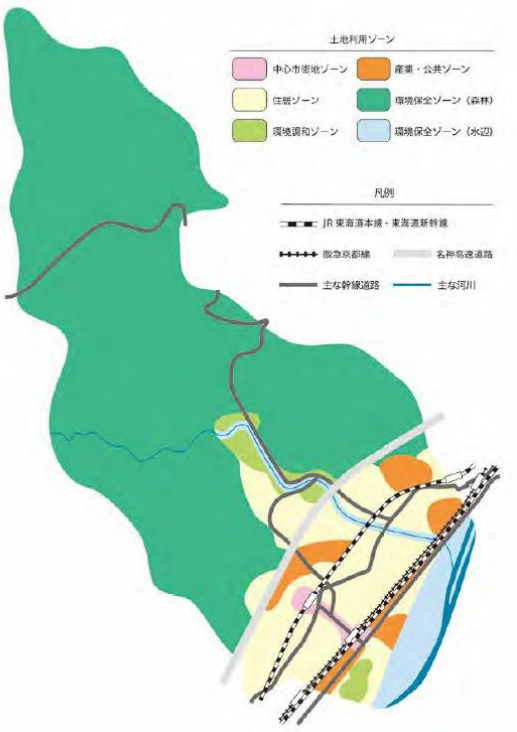

図 2-1　土地利用ゾーンのイメージ
出典：「第五次島本町総合計画」（島本町　令和 2（2020）年 3 月）

2.2 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和 2(2020)年 10 月）

本方針では、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえ、大阪府全体を視野に入れ、これまでの都市づくりにおいて蓄積されたストックを活かしながら、国際競争、防災、環境、都市魅力、コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ等の多様な視点から、大阪のめざすべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示した上で、都市計画区域ごとの主要な都市計画の決定方針を定めています。

本方針では、区域区分（線引き）の決定に関する方針が定められており、市街化区域については既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とすることとされています。また、計画的な事業の実施が概ね 5 年以内に実施される見込みがあると認められる区域であるものの、市街化区域への編入の条件を満たしていないため、市街化区域への編入を保留する区域である「保留区域」は、島本町には設定されていません。

〇計画期間

令和 2（2020）年から令和 12（2030）年までの 10 年間

〇大阪の都市づくりの基本目標

（1）国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
（2）安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
（3）多様な魅力と風格ある大阪の創造

〇大阪の都市づくりの方向性

（1）大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
（2）国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
（3）災害に強い都市の構築
（4）産業・暮らしを支える都市環境の整備
（5）環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
（6）地域資源を活かした質の高い都市づくり

〇大阪の都市づくりの視点

（1）大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
（2）多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

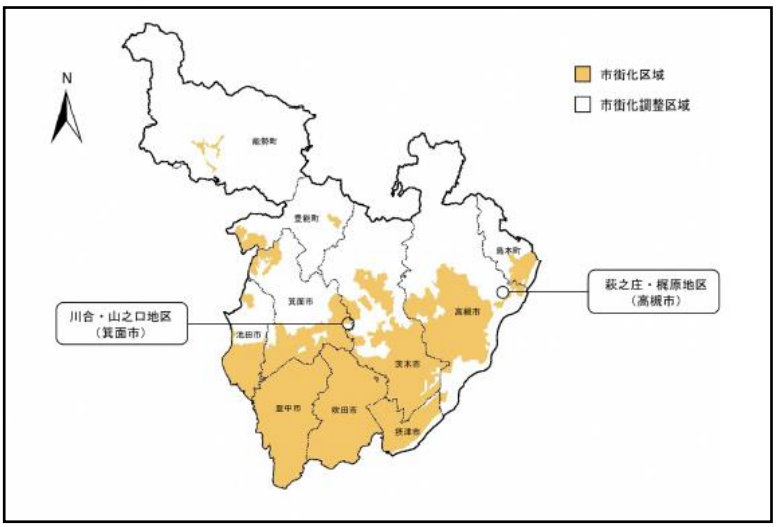

図 2-2 保留区域

出典：「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
（大阪府 令和 2(2020)年 10 月）

2.3 大阪のまちづくりグランドデザイン（令和 4（2022）年 12 月）

本計画は、ポストコロナを見据え、万博やスーパー・メガリージョン形成等のインパクトを活かし、東西二極の一極を担う副首都として、大阪がさらに成長・発展していくため、大阪都市圏全体を視野に、2050 年を目標として、大阪全体のまちづくりの方向性を示したものです。

本計画では、「めざすべき都市構造」として、「マルチハブ＆ネットワーク型都市構造の形成」をあげており、放射・環状の交通ネットワーク上を中心として、多様な都市機能を備えた特色ある拠点エリアや魅力ある生活圏を形成し、相互に連携する都市構造をめざすこととしています。

〇計画期間

令和 4（2022）年から令和 32（2050）年まで

〇まちづくりの基本目標

未来社会を支え、新たな価値を創造し続ける、人中心のまちづくり

〇将来像

（1）魅力的な国際都市として成長する大阪「イノベーティブな大阪」
（2）健康長寿で誰もが幸せを実感しながら暮らせる大阪「ウェルビーイングな大阪」
（3）未来へつながる安全・安心な大阪「サスティナブルな大阪」

〇まちづくり推進の視点

（1）多様性の確保
（2）共創
（3）資源の活用

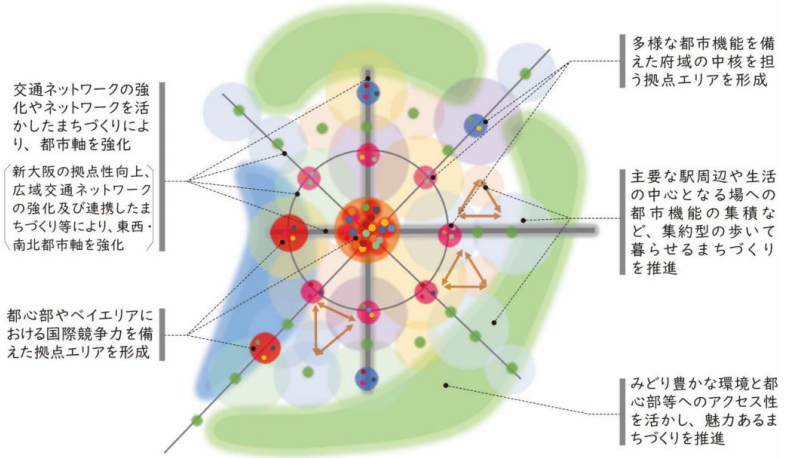

図 2-3　マルチハブ＆ネットワーク型都市構造
出典：「大阪のまちづくりグランドデザイン」（大阪府・大阪市・堺市　令和 4（2022）年 12 月）

2.4 島本町都市計画マスタープラン（令和 5（2023）年 3 月）

本計画は、都市計画法第 18 条の２に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、町が住民意見を反映して、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定めるものです。

本計画では、まちづくりの目標において、「コンパクトで利便性の高いまちづくり」をあげ、拠点と軸、ゾーンからなる都市構造図を設定しています。

〇目標年次

令和 14（2032）年

〇将来都市像

自然とともに人々が心通わせ、つながり続ける住みよいまち

〇まちづくりの目標

（1）自然と歴史を守り生かすエコなまちづくり
（2）コンパクトで利便性の高いまちづくり
（3）活力と魅力あふれるまちづくり
（4）快適で安全・安心なまちづくり
（5）住民参画への意欲とまちへの愛着を育むまちづくり

〇将来の都市構造

（右図参照）

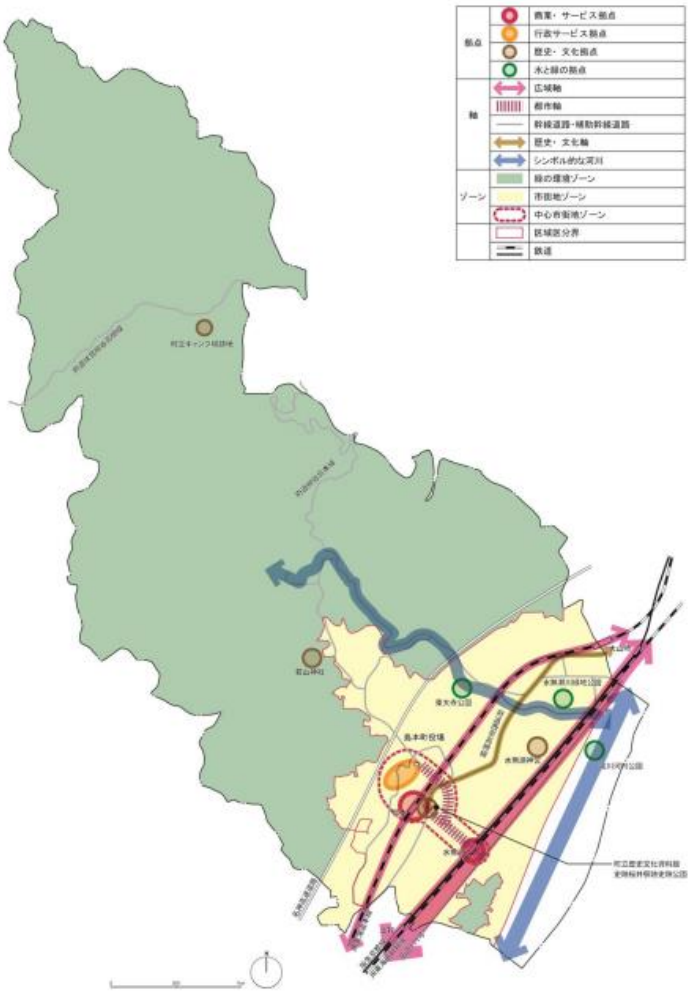

図 2-4　都市構造図

出典：「島本町都市計画マスタープラン」
（島本町　令和 5（2023）年 3 月）

第3章 都市現況と課題の整理

3.1 人口

3.1.1 人口の推移

(1)全体人口

本町の人口は、平成 7（1995）年にピークを迎え（約 3.0 万人）、その後緩やかに減少傾向にありましたが、近年は再び増加傾向にあり、令和 2（2020）年には過去最高の約 3.1 万人となっています。

年少人口も同様に減少傾向にありますが、近年は増加傾向となっています。

生産年齢人口も減少傾向にありますが、老年人口は急速に増加しており高齢化の進行がうかがえます（令和 2（2020）年　年少人口割合：14.7.0%、生産年齢人口：56.7%、老年人口割合：27.1%）。一方で、世帯数は増加傾向にあります。

人口密度は町全体として横ばい傾向にありますが（約 18 人/ha）、DID（人口集中地区）の人口密度は増加傾向にあり、令和 2（2020）年においては、90.7 人/ha となっています。DID（人口集中地区）は、平成 2（1990）年にやや増加したものの、その後大きな変化はありません。

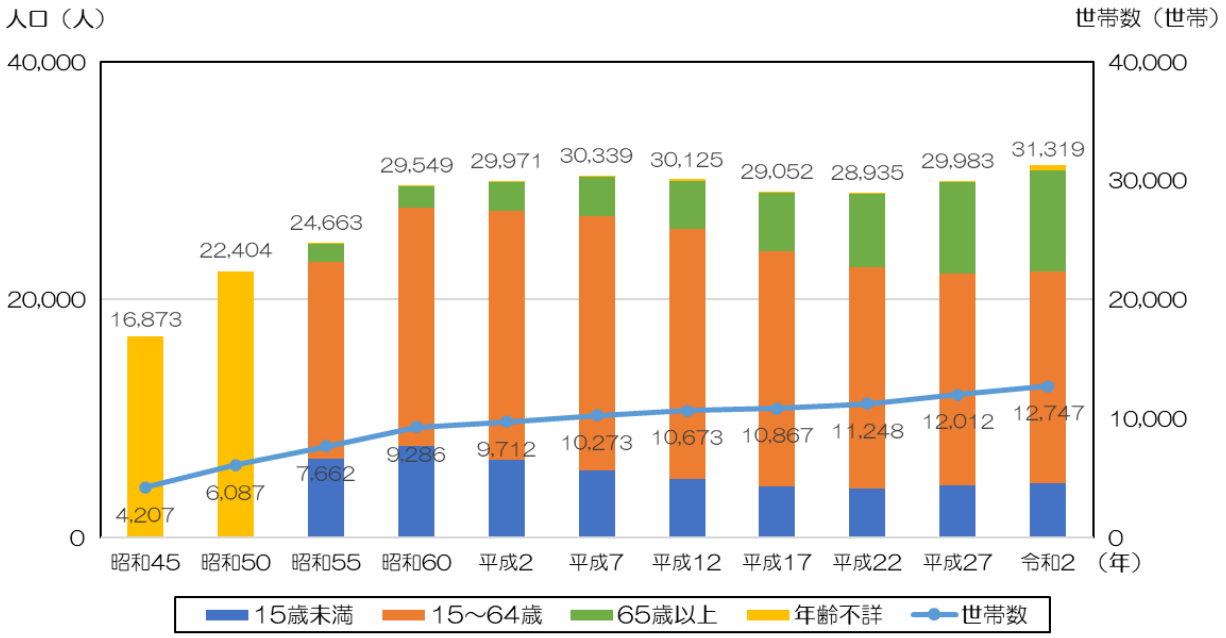

図 3-1　人口の推移

出典：国勢調査

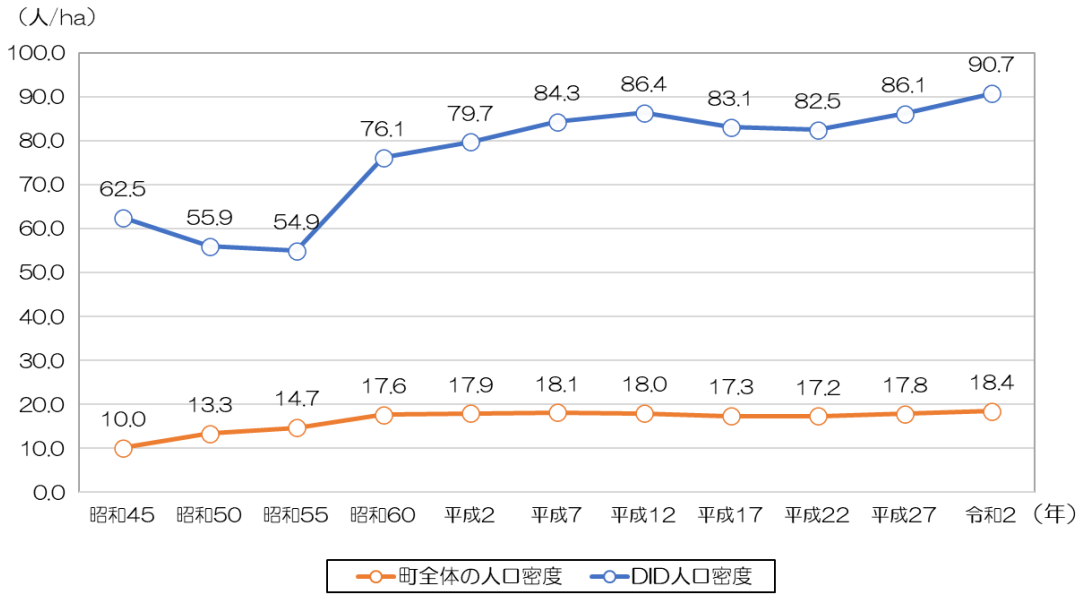

図 3-2 人口密度の推移

出典：国勢調査

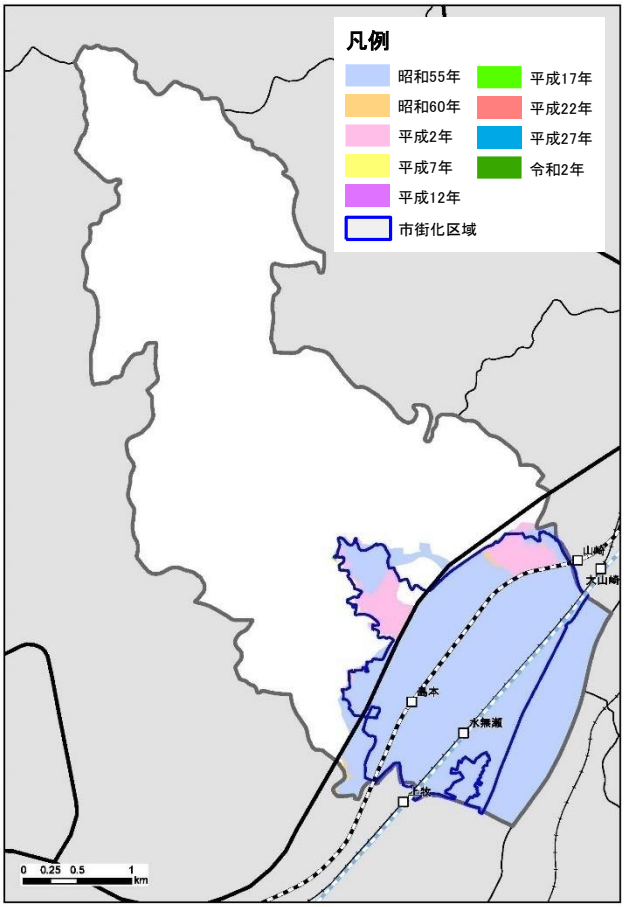

図 3-3 DID（人口集中地区）変遷図

出典：国土数値情報（国土交通省）

(2)市街化区域、市街化調整区域の人口の推移

市街化区域の人口は、町全体の人口と同様の傾向にあり、年少人口は減少傾向にあります。また、老年人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます（令和２（2020）年　年少人口割合：15.0%、老年人口割合：26.8%）。

市街化調整区域は、市街化区域に比べて年少人口の減少、老年人口の増加が顕著であり、急速に少子高齢化していることがわかります（令和 2（2020）年　年少人口割合：13.3%、老年人口割合：35.0%）。

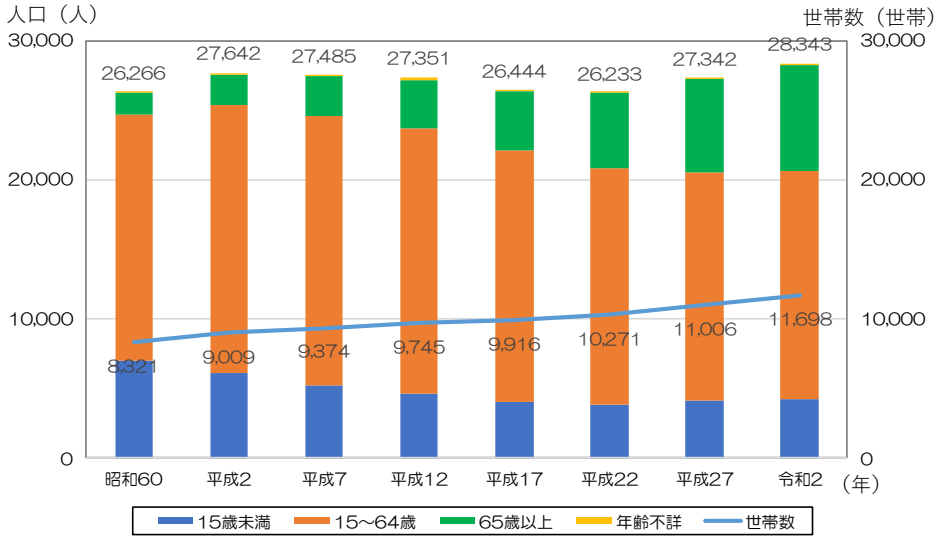

図 3-4　人口の推移（市街化区域）

出典：国勢調査

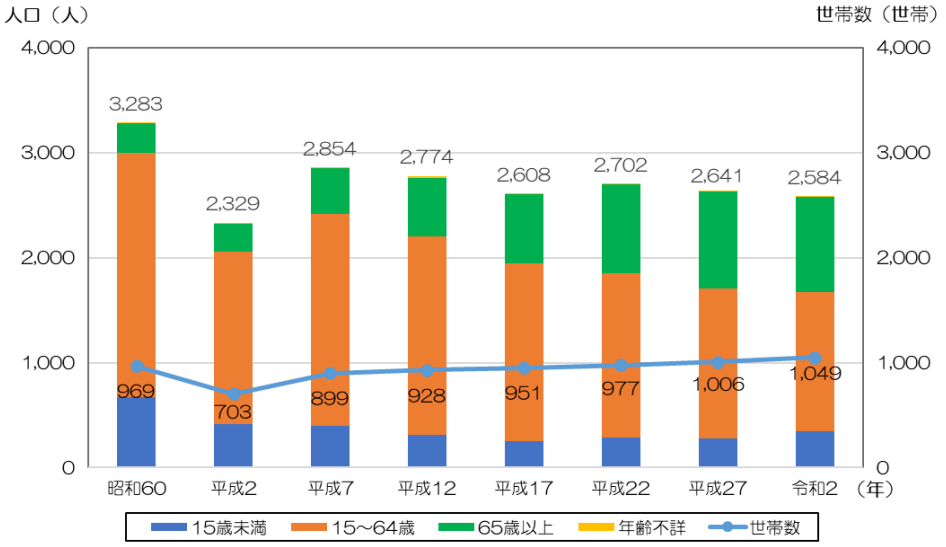

図 3-5　人口の推移（市街化調整区域）

出典：国勢調査

注：年齢不詳人口は、市街化区域と市街化調整区域のそれぞれの人口に合わせて按分している。
　　市街化調整区域の平成 2 年の人口が、大きく減少しているが、統計処理上の影響と考えられる。

3.1.2 人口の自然増減、社会増減

本町の人口は、平成 29（2017）年度を境に自然増から自然減に転じています。一方、社会増減は転出者数が転入者数を上回る転出超過が続いていましたが、平成 29（2017）年度を境に転入超過に転じています。しかし、令和３（2021）年度には再び転出超過となりました。

年齢別に社会増減をみると、転入・転出ともに 20～39 歳の子育て世代が他の世代に比べて多くなっています。

今後、出生率を高めていくためにも、将来的な人口規模の維持に努める上でも、子育て世代への対策が重要になるものと考えられます。

図 3-6　自然増減、社会増減の推移

出典：島本町統計書

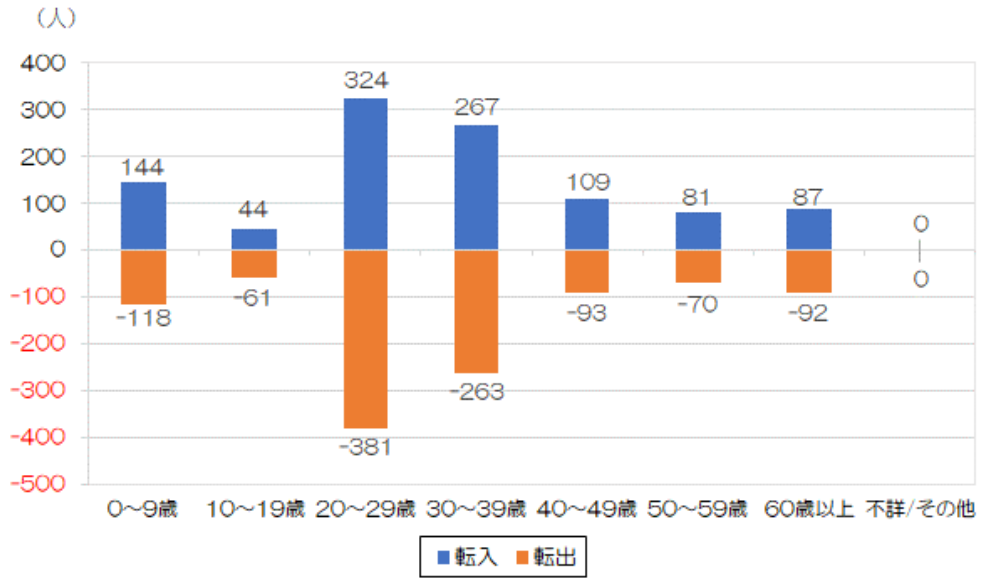

図 3-7　年齢別転入・転出の状況（令和 3（2021）年）

出典：令和 3（2021）年住民基本台帳人口移動報告

3.1.3 将来人口

本町の人口は、近年は増加傾向にありますが、住宅開発が一定程度終了すると、今後は減少に向かうことが考えられます。

「第２期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和３（2021）年３月）では、「島本町第五次総合計画」（令和２年３月）の人口推計方法（住民基本台帳ベース）に準拠し、令和 42（2060）年までの将来人口を推計しています。それによると、増加傾向にある本町の人口も、ピークを迎えた後は減少していくことが予想されています（※）。

また、本計画の目標年次である、令和 27（2045）年の人口構成については、老年人口の割合は 32.4%、生産年齢人口の割合は 54.9%、年少人口の割合は 12.7%となる見込みです。

このような人口減少、少子高齢化の進行により、生活サービス機能の維持、産業活性化、自治体経営、福祉需要の増加、労働力の確保など、さまざまな方面において大きな影響が出てくるものと考えられます。

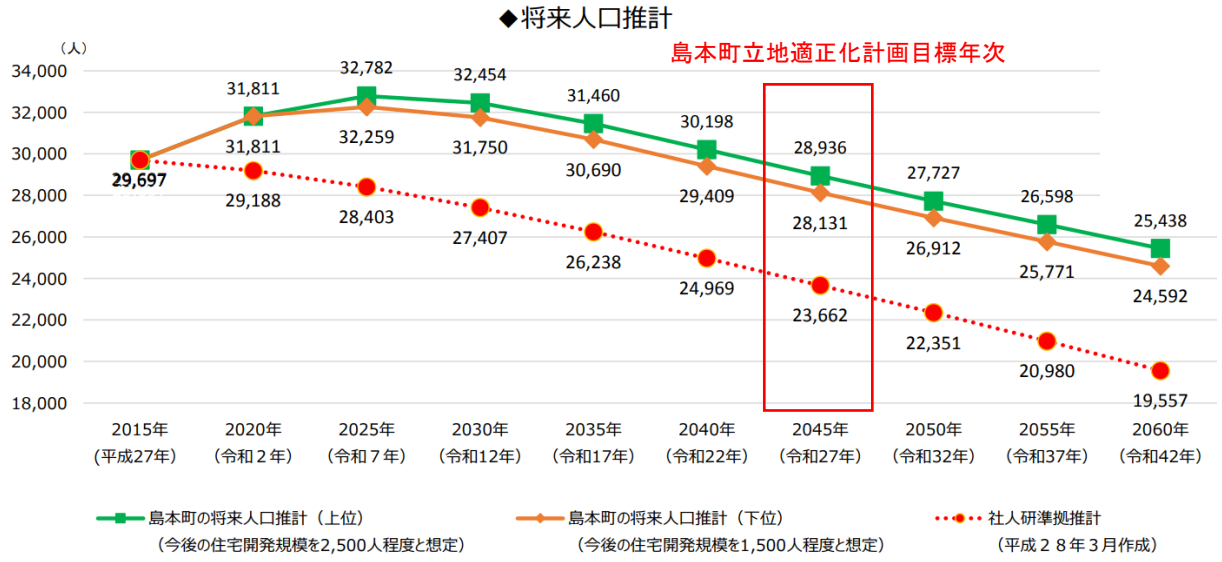

図 3-8　将来人口推計

出典:「第２期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（島本町　令和３(2021)年３月））

※「第２期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で推計した将来人口のうち、実際の推移に近いと考えられる上位推計を使用することとする。

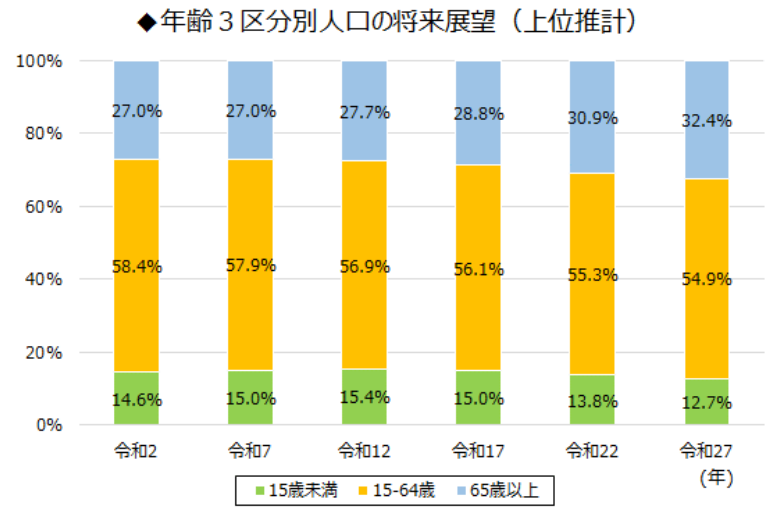

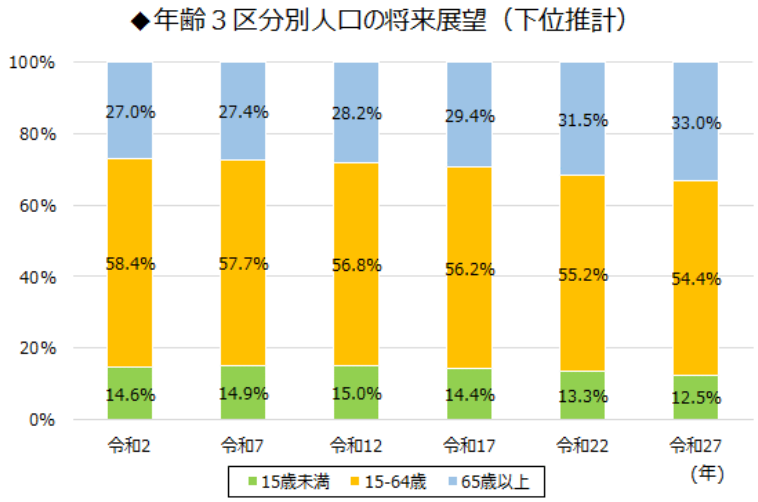

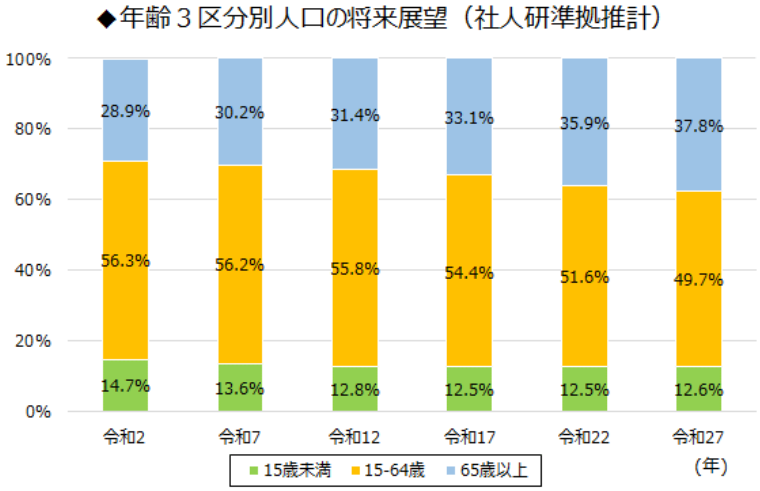

図 3-9　年齢 3 区分別人口の将来展望

出典：上位・下位推計　住民基本台帳人口をベースに町独自で推計
社人研準拠推計　「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」

3.1.4 人口分布

令和４（2022）年の人口密度分布図をみると、本町の人口の大部分は市街化区域に集中していることがうかがえます。特に JR 島本駅や阪急水無瀬駅周辺、山崎地域、若山台地域、百山地域に人口が集中していることがわかります。

一方、令和 27（2045）年の人口密度分布図をみると、本町の人口は全体として減少することがわかります。DID（人口集中地区）を定義する水準である 40 人/ha を下回るところも一部でみられますが、全体的にはほぼ上回っています。

また、令和 4 年（2022）年から令和 27（2045）年までの人口密度増減分布図をみると、JR 島本駅西地区は大きく人口が増加しますが、JR 島本駅と阪急水無瀬駅にはさまれた地域を中心に人口が減少することがうかがえます。

本町では、人口密度の低下はそれほど顕著ではありませんが、中心市街地を中心に人口の減少傾向が本格化することから、都市の空洞化やスポンジ化への対策が今後重要になるものと考えられます。

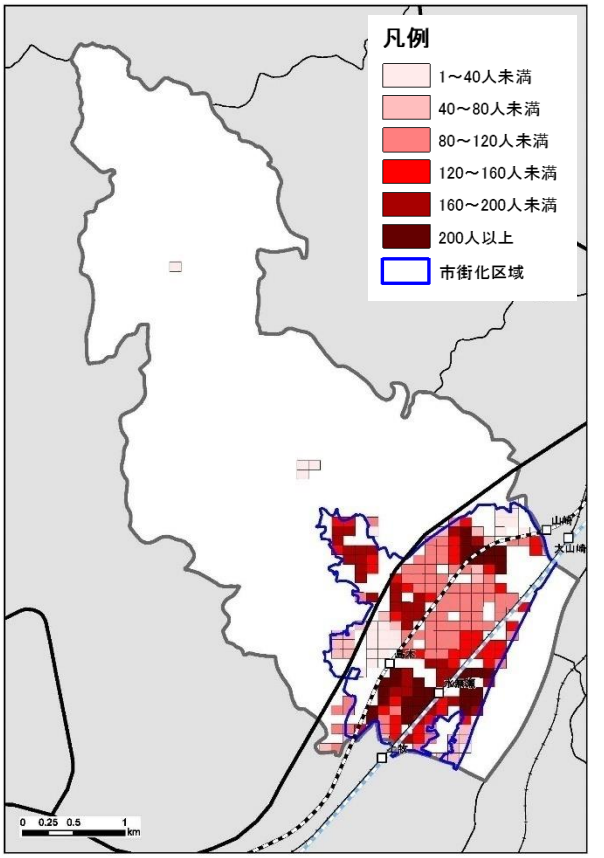

図 3-10　人口密度分布図（令和 4（2022）年）
出典：住民基本台帳人口より作成

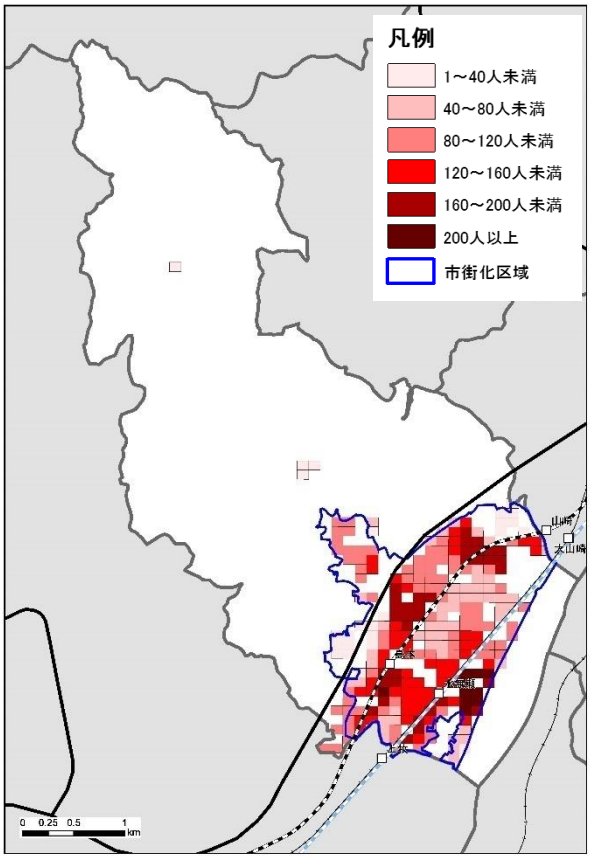

図 3-11　人口密度分布図（令和 27（2045）年）
出典：住民基本台帳人口をベースに町独自で推計

注：推計は「島本町第五次総合計画」（令和 2 年（2020）4 月）の人口推計方法に準拠している。

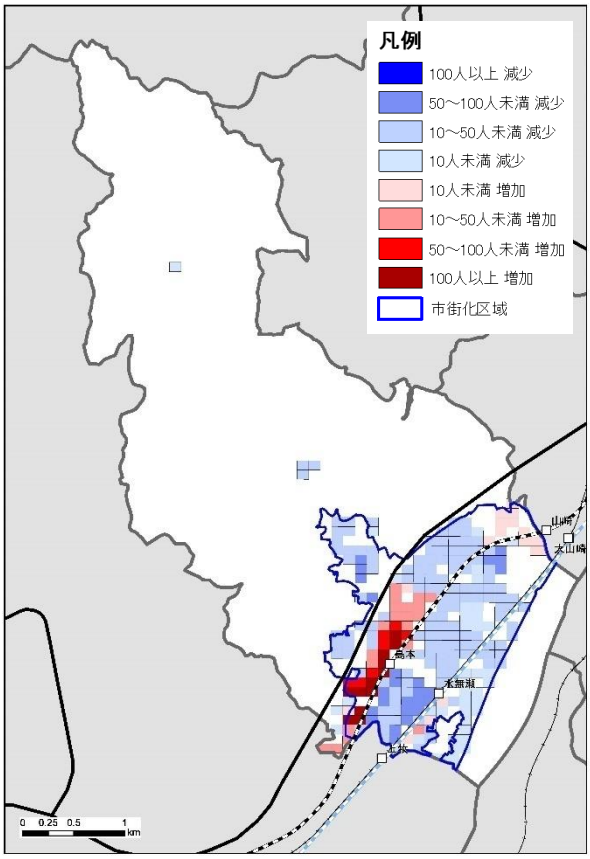

図 3-12　人口密度増減分布図
（令和 27(2045)年-令和 4(2022)年）
出典：住民基本台帳人口をベースに町独自で推計

3.1.5 老年人口分布

令和 4（2022）年の老年人口密度分布図をみると、JR 島本駅と阪急水無瀬駅にはさまれた地域や山崎地域、若山台地域等で、老年人口密度が高いことがうかがえます。

一方、令和 27（2045）年の老年人口密度分布図をみると、分布状況は令和 4（2022）年の分布状況に加え、江川地域等において老年人口密度が高くなっています。

また、令和 4（2022）年から令和 27（2045）年までの老年人口密度増減分布図をみると、百山地域や江川地域、山崎地域（西側）、JR 島本駅西地区等の比較的新しい住宅開発地では老年人口密度が高くなりますが、山崎地域（東側）や若山台地域、JR 島本駅と阪急水無瀬駅にはさまれた地域等の古くからの住宅開発地域では老年人口は減少し始めています。

老年人口密度の推移は地域により異なりますが、老年人口密度が高い地域が淀川等の浸水想定区域内に位置しているところもあり、災害弱者等に対する対応が今後重要になるものと考えられます。

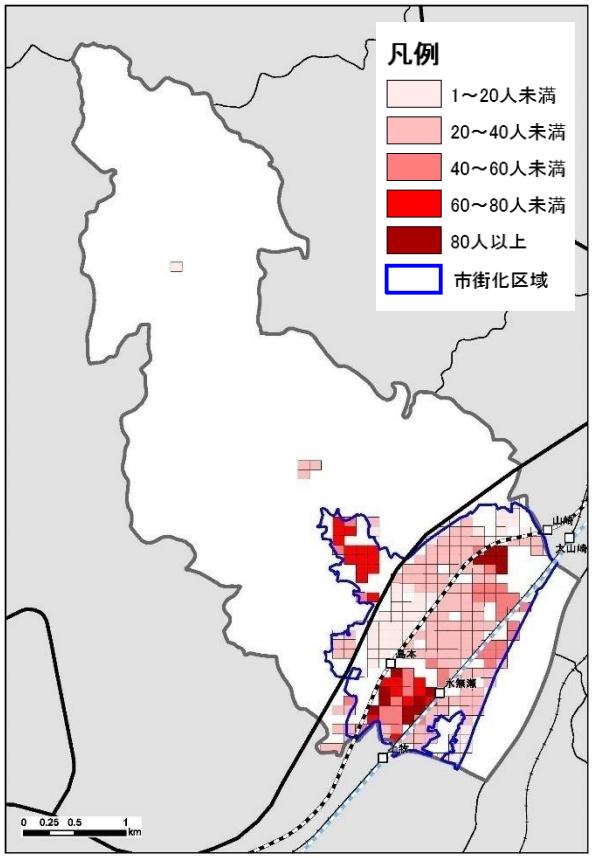

図 3-13　老年人口密度分布図（令和 4（2022）年）
出典：住民基本台帳人口より作成

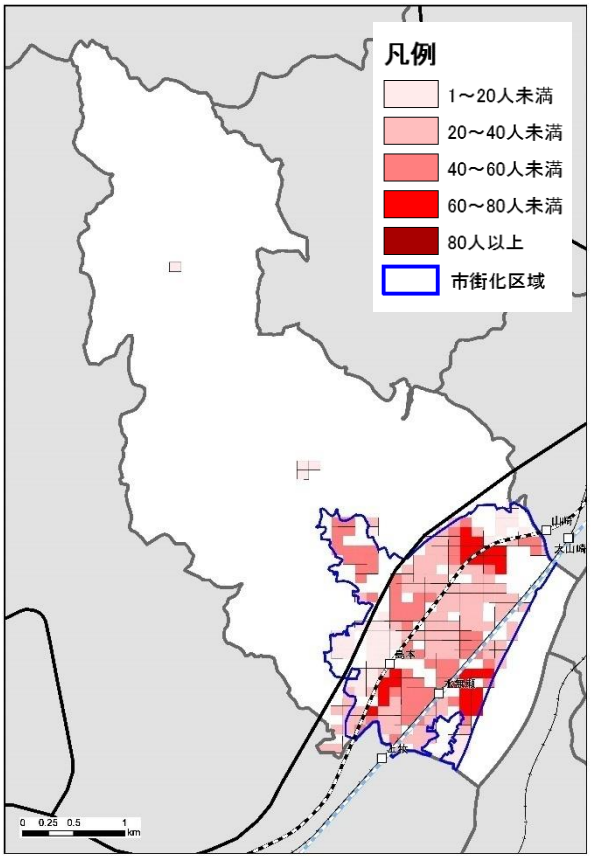

図 3-14　老年人口密度分布図（令和 27（2045）年）
出典：住民基本台帳人口をベースに町独自で推計

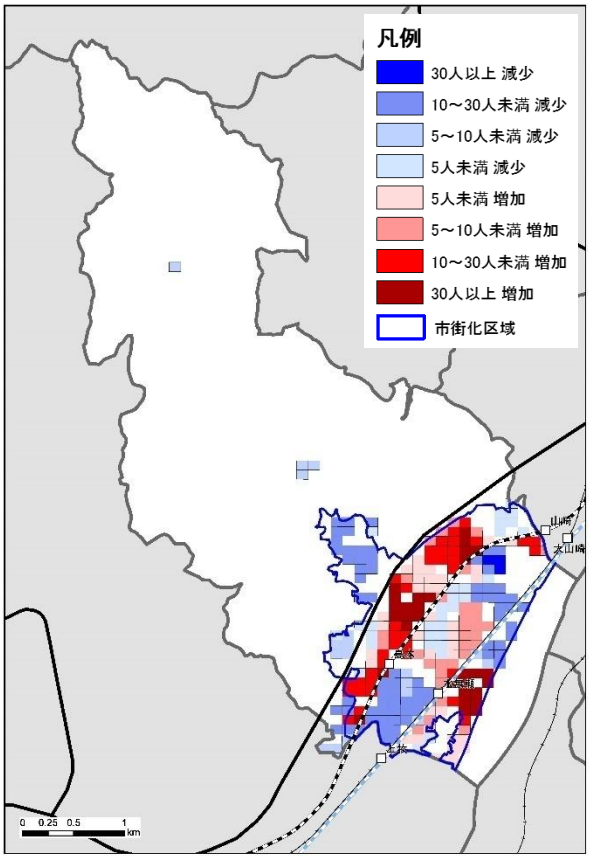

図 3-15 老年人口密度増減分布図
（令和 27(2045)年-令和 4(2022)年）
出典：住民基本台帳人口をベースに町独自で推計

3.1.6 老年人口割合分布

令和 4（2022）年の老年人口割合分布をみると、市街化調整区域の集落地域は老年人口割合が50%以上となっており、特に大沢地域は 80%以上となっています。また、若山台地域、青葉地域、山崎地域、江川地域などの古くからの住宅開発地のところは、老年人口の割合が比較的高くなっています。

令和 27（2045）年の老年人口割合分布をみると、全体的に老年人口割合が増加し、30%以上のところが大部分となります。

老年人口割合が増加すると、地域のコミュニティ活動の低下など地域の活力が失われます。特に市街化調整区域の集落では、老年人口割合が高く集落維持が難しくなるところもあり、集落維持のための施策が重要となります。

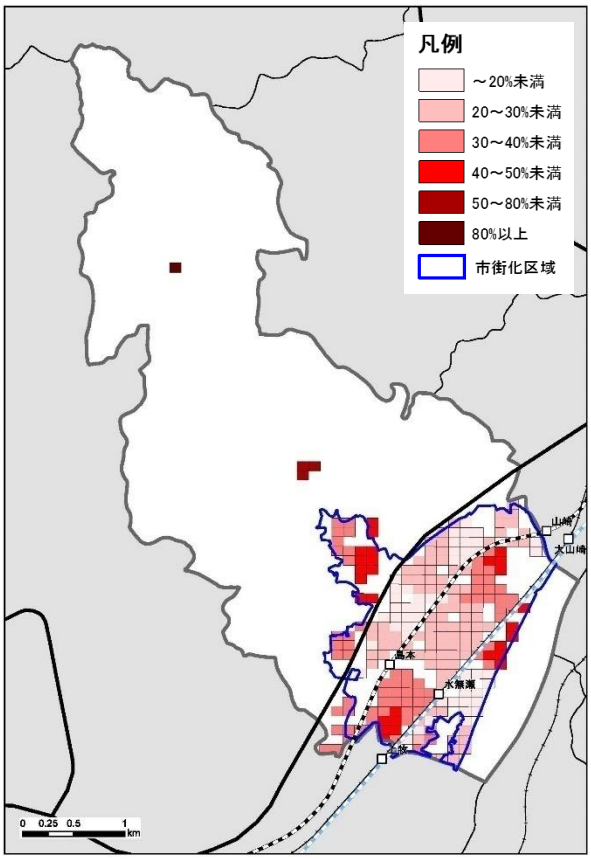

図 3-16　老年人口割合分布図（令和 4（2022）年）
出典：住民基本台帳人口より作成

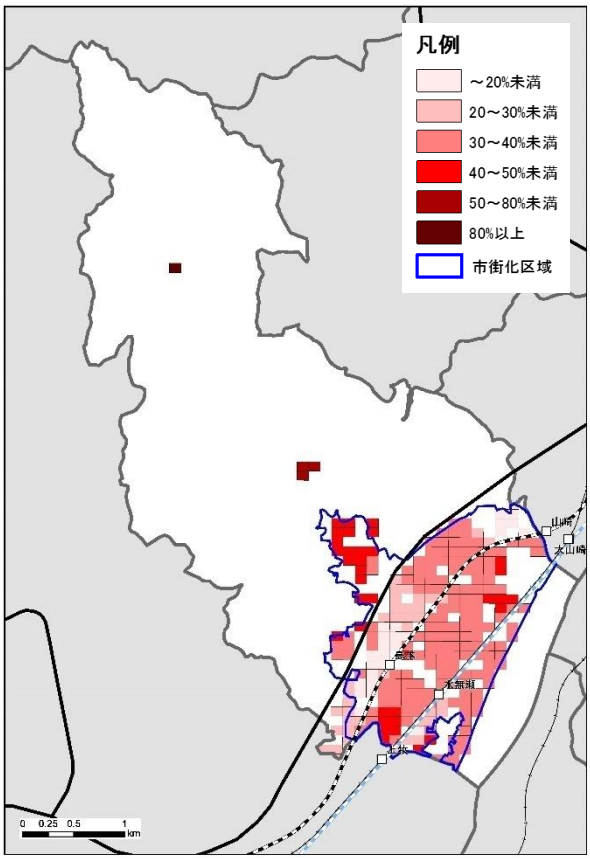

図 3-17　老年人口割合分布図（令和 27（2045）年）
出典：住民基本台帳人口をベースに町独自で推計

3.1.7 人口密度

先の人口密度分布の計算結果を用いて、市街化区域等の人口密度を算出すると以下の通りです。

市街化区域では、令和 4（2022）年は 85.51 人/ha でしたが、令和 27（2045）年は 77.46 人/ha に減少することが予想されます。

DID（人口集中地区）を定義する水準である 40 人/ha を下回るわけではありませんが、これまでの人口密度を前提とした生活サービス施設等は、人口密度が下がることから今後維持が難しくなるものが出てくることも考えられます。

表 3-1　令和 4(2022)年(実績値)と令和 27(2045)年(予測値)の人口密度

		人口(人)				面積(ha)	人口密度(人/ha)		備考
		令和4年		令和27年			令和4年	令和27年	
		2022		2045			2022	2045	
市街化区域	年少人口	4,418	14.6%	3,476	12.7%	—	—		出典 ・人口：GISによる集計 ・面積：令和3年島本町統計書
	生産年齢人口	17,530	57.9%	15,027	54.8%				
	老年人口	8,322	27.5%	8,918	32.5%				
	小計	30,269	100%	27,420	100%	354	85.51	77.46	
市街化調整区域	年少人口	209	13.5%	206	13.6%	—	—		出典 ・人口：都市計画区域人口-市街化区域人口 ・面積：令和3年島本町統計書
	生産年齢人口	787	50.7%	862	56.9%				
	老年人口	555	35.8%	448	29.5%				
	小計	1,552	100.0%	1,516	100.0%	1,327	1.17	1.14	
都市計画区域	年少人口	4,627	14.5%	3,681	12.7%	—	—		出典 ・令和4年人口：住民基本台帳（令和4年3月31日現在） ・令和27年人口：住民基本台帳（平成30年3月31日現在人口より推計） ・面積：令和3年島本町統計書
	生産年齢人口	18,317	57.6%	15,889	54.9%				
	老年人口	8,877	27.9%	9,366	32.4%				
	小計	31,821	100.0%	28,936	100.0%	1,681	18.93	17.21	

注：端数処理により、合計値が一致しない場合がある。

3.2 土地利用

3.2.1 土地利用現況

本町の市街化区域の土地利用を昭和 51（1976）年と令和 3（2021）年で比較すると、田・農用地や森林等の自然的土地利用が減少し、建物用途や道路・鉄道等の都市的土地利用が増加していることがうかがえます。

都市的土地利用が今後も増加すると、新たな公共投資や維持管理費の増大が懸念されます。

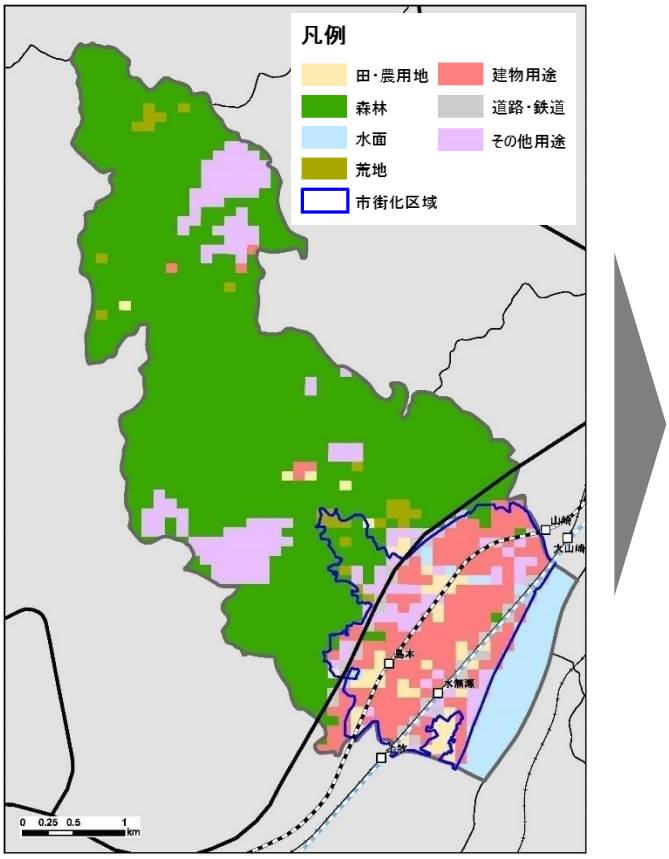

図 3-18　土地利用現況図（昭和 51（1976）年）

出典：国土数値情報（国土交通省）

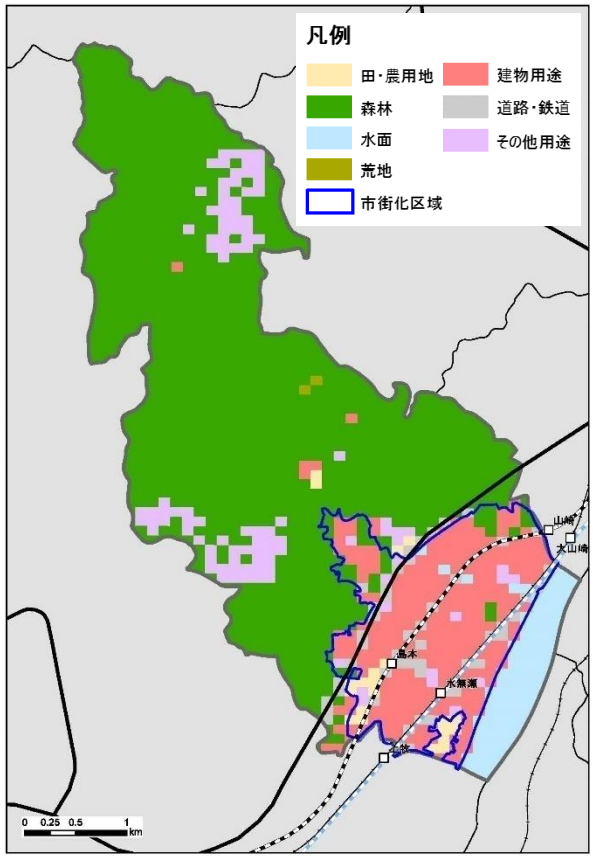

図 3-19　土地利用現況図（令和 3（2021）年）

出典：国土数値情報（国土交通省）

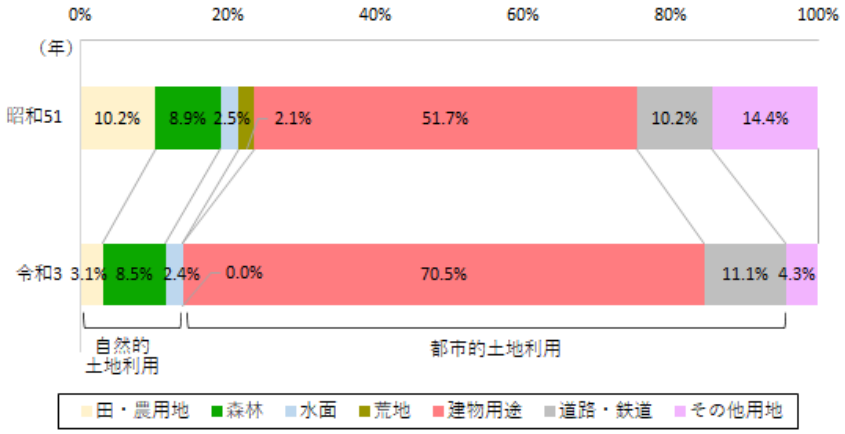

図 3-20　市街化区域の土地利用変化

出典：国土数値情報（国土交通省）

3.2.2 開発動向

(1)開発許可申請の動向

ここ20年間の開発動向は、年によって工場等の建設により大きく増加するときもありますが、住宅開発を中心に一定の開発があることがわかります。

ここ10年間で10,000㎡以上の開発は、共同住宅、研究施設、学校、工場です。

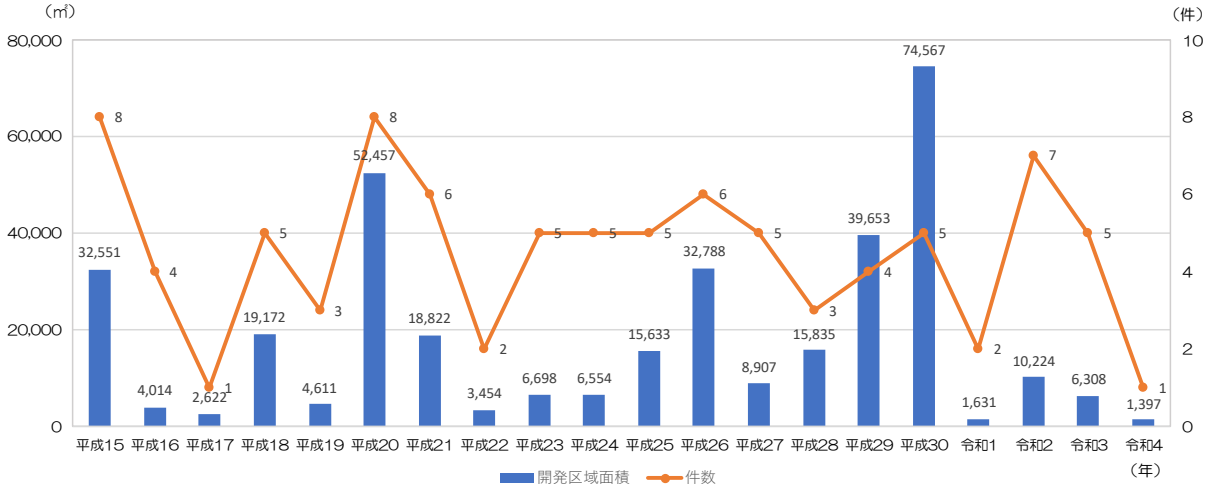

図 3-21 開発許可申請動向
(平成15(2003)年～令和4(2022)年)

出典:開発許可申請の実績から作成

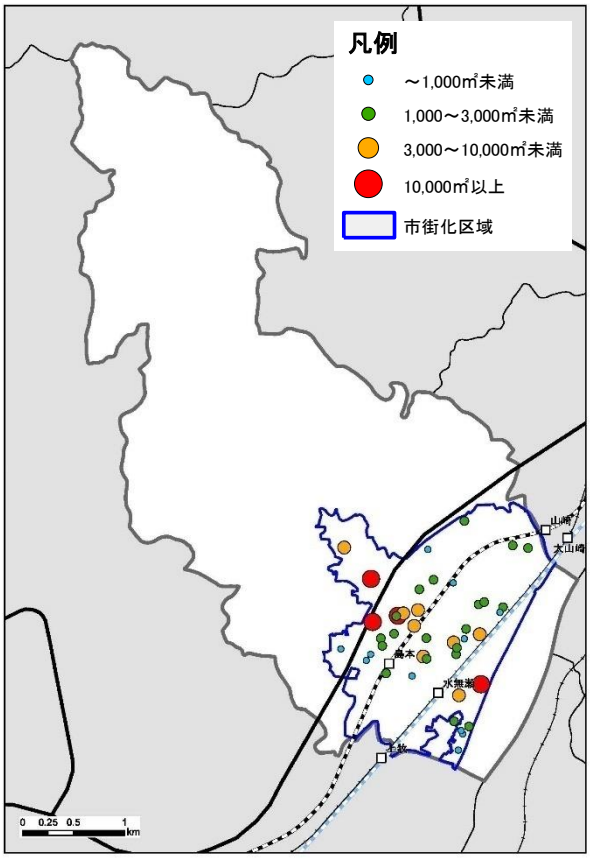

図 3-22 開発許可申請位置図
(平成25(2013)年～令和4(2022)年)
出典:開発許可申請の実績から作成

(2)建築確認申請の動向

ここ20年間の建築動向も、年によって工場等の建設により大きく増加するときもありますが、住宅建設を中心に一定の整備があることがわかります。

ここ10年間で延床面積10,000㎡以上の建築は、共同住宅、研究施設、学校、工場です。

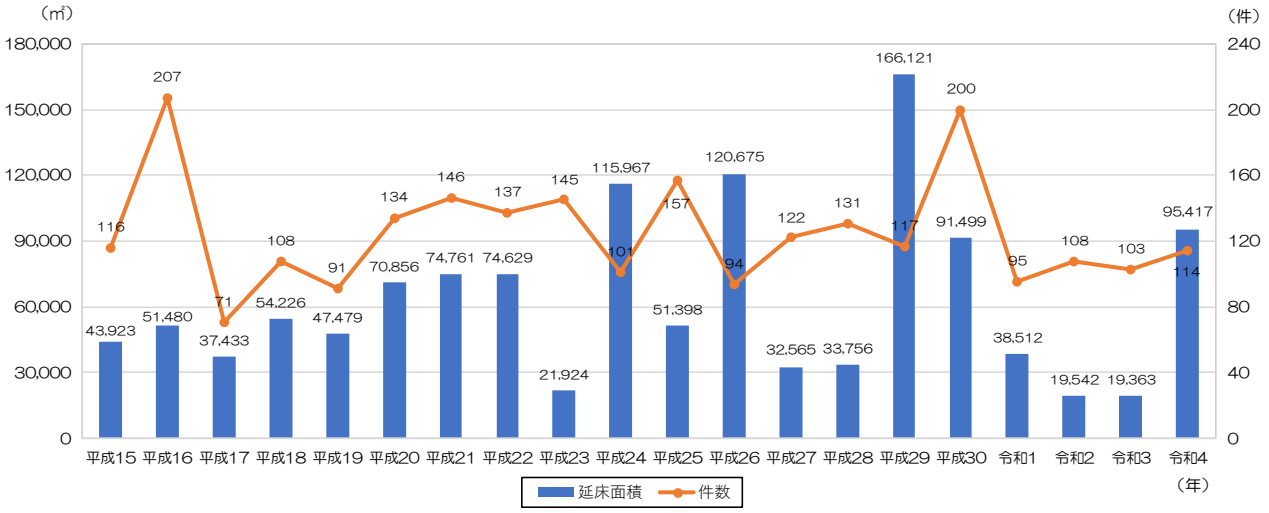

図 3-23 建築確認申請動向
(平成15(2003)年～令和4(2022)年)

出典:建築確認申請の実績から作成

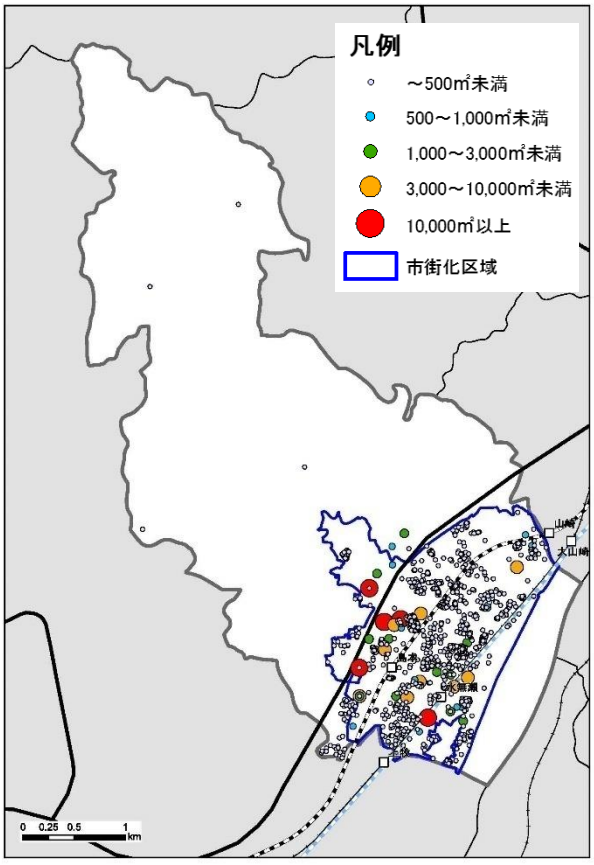

図 3-24 建築確認申請位置図
(平成25(2013)年～令和4(2022)年)
出典:建築確認申請の実績から作成
＊面積は、延床面積

3.2.3 空家

本町の空家数や空家率は、年度によって差はあるものの徐々に増加しています。

全国や大阪府と比べると空家率は低い水準にありますが（平成 30 年　全国：13.6%、大阪府：15.2%、島本町：10.0%）、将来的に人口減少が進めば空家はますます増加することが考えられ、早期の対策が必要です。

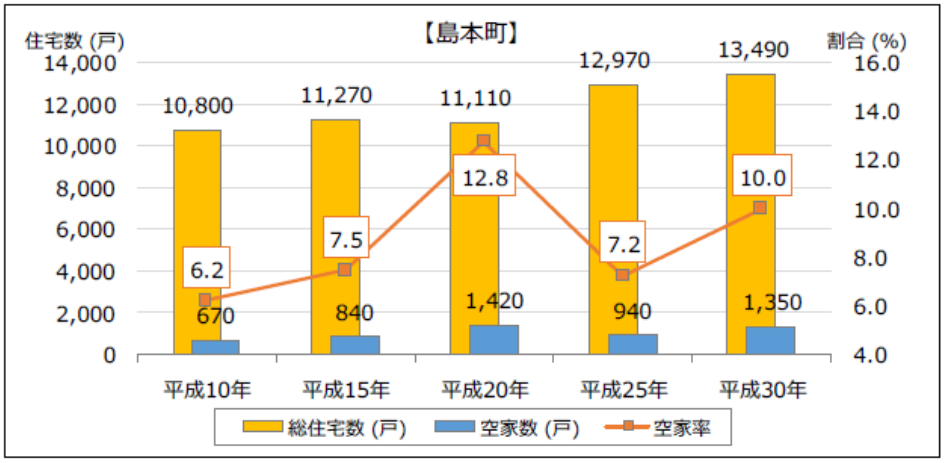

図 3-25　空家数と空家率の推移

出典：住宅・土地統計調査

注：調査の対象となる「住宅」は、一戸建住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築または改造されたものをいう。
住宅・土地統計調査は、一定条件に基づく抽出であり結果の数値は推計値となっている。また、この調査における「空家」は空家法で規定する「空家等」の定義とは異なり、共同住宅室も含まれる。

空家は、主に市街化区域全体及び山間の集落地域に分布しており、特に旧街道沿線に多くみられます。

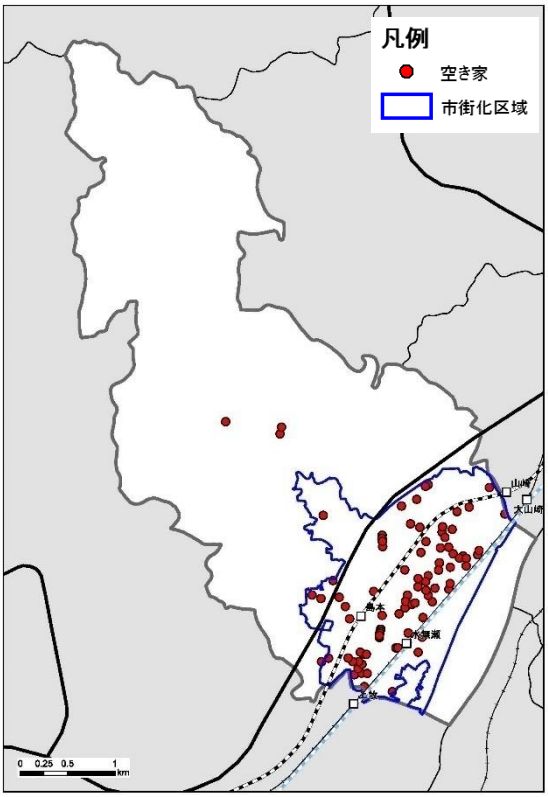

図 3-26　空家概略位置図（平成 30（2018）年調査）

出典：「島本町空家等実態把握調査　業務報告書」
（島本町他　平成 31（2019）年 3 月）

注：空家位置は、住所から概略の位置を落としたものであり、正確な位置ではない。

3.2.4 地価

本町における平均地価は、過去には下落傾向にありましたが、近年では徐々に回復傾向にあります。

駅前周辺の地価は 20 万円/㎡を超えるところもみられ、10 年前と比べて 5%以上上昇しているところもあります。

しかし、今後、人口が減少し人口密度が低下すれば、地価も再び下落することが考えられ、税収への影響が懸念されます。

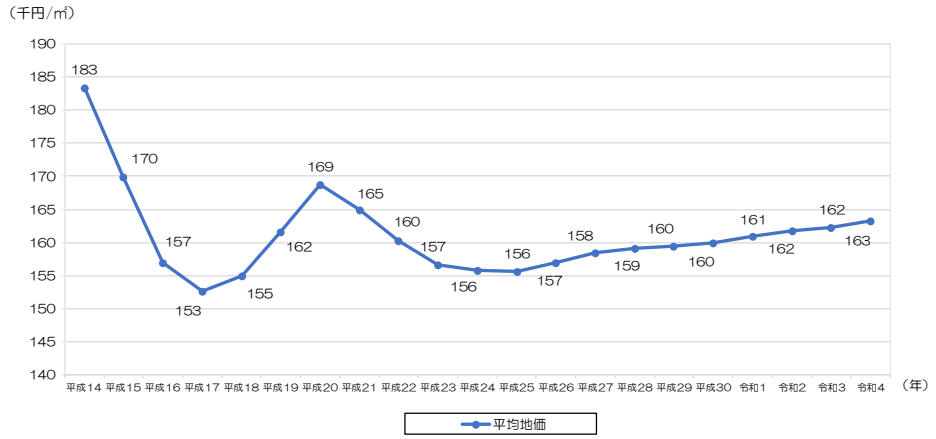

図 3-27　平均地価の推移(8 地点)

出典:地価公示、都道府県地価調査

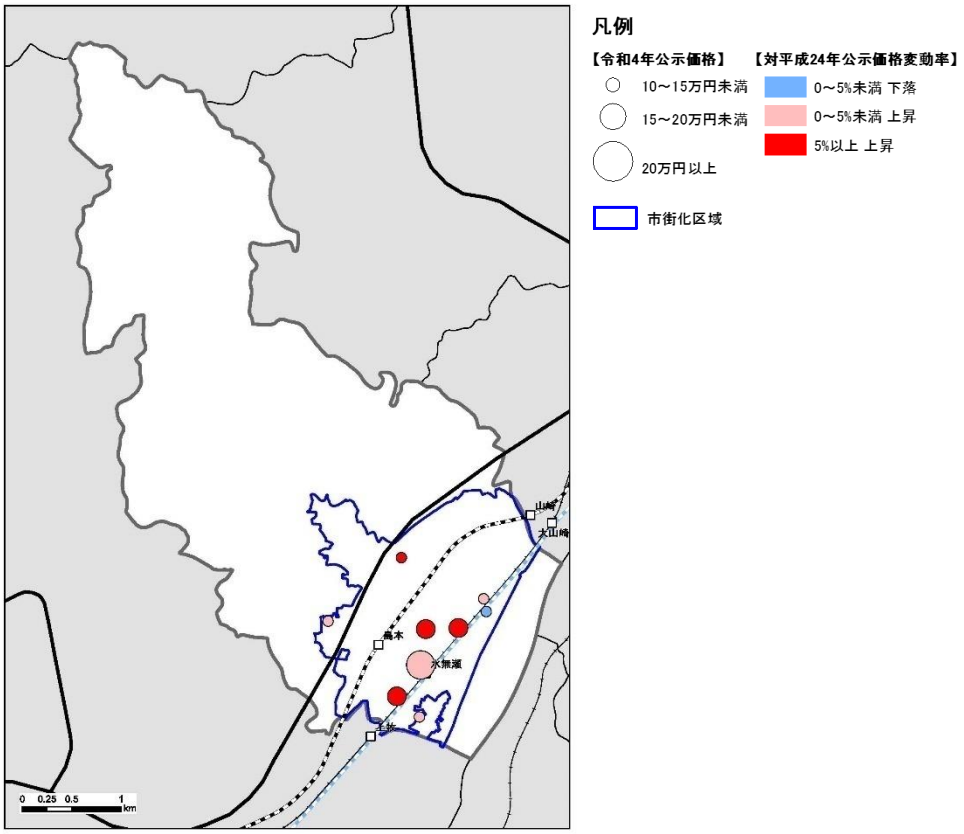

図 3-28　令和 4(2022)年地価と対平成 24(2012)年価格変動率

出典:地価公示、都道府県地価調査

3.3 都市施設

3.3.1 教育施設

本町の小学校、中学校は、主に市街化区域全体に分散するように立地しています。

専門学校は１か所立地し、JR 山崎駅周辺に位置しています。

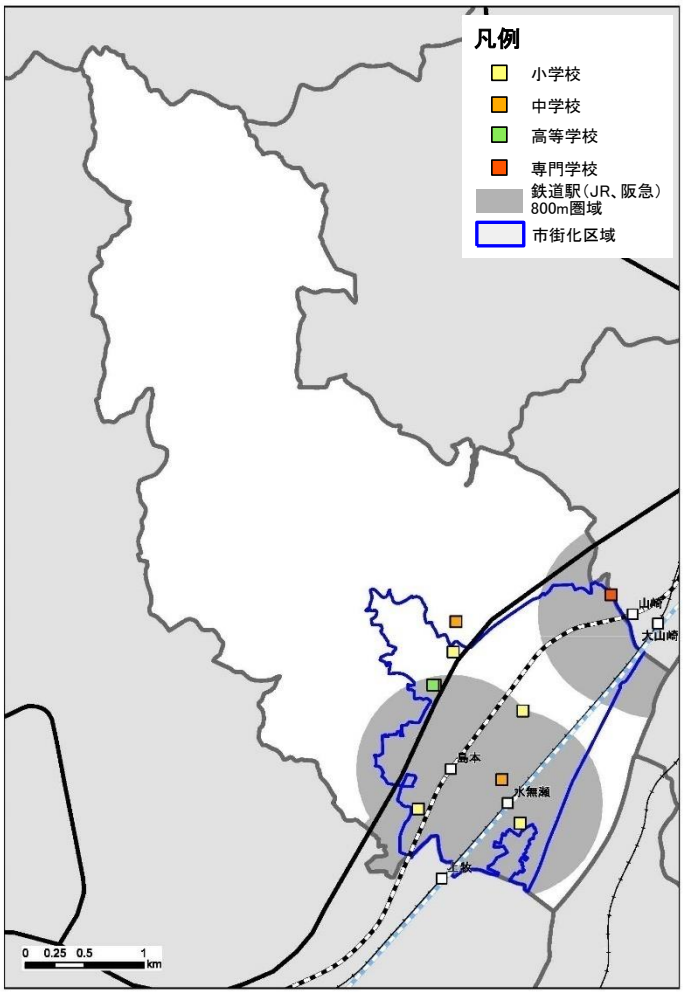

図 3-29 教育施設位置図

出典:「島本町公共施設総合管理計画」（島本町 令和 4（2022）年 3 月）、島本町 HP・各種施設 HP（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.2 子育て施設

本町の子育て施設（保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所）は、主に市街化区域全体に分散するように立地しています。

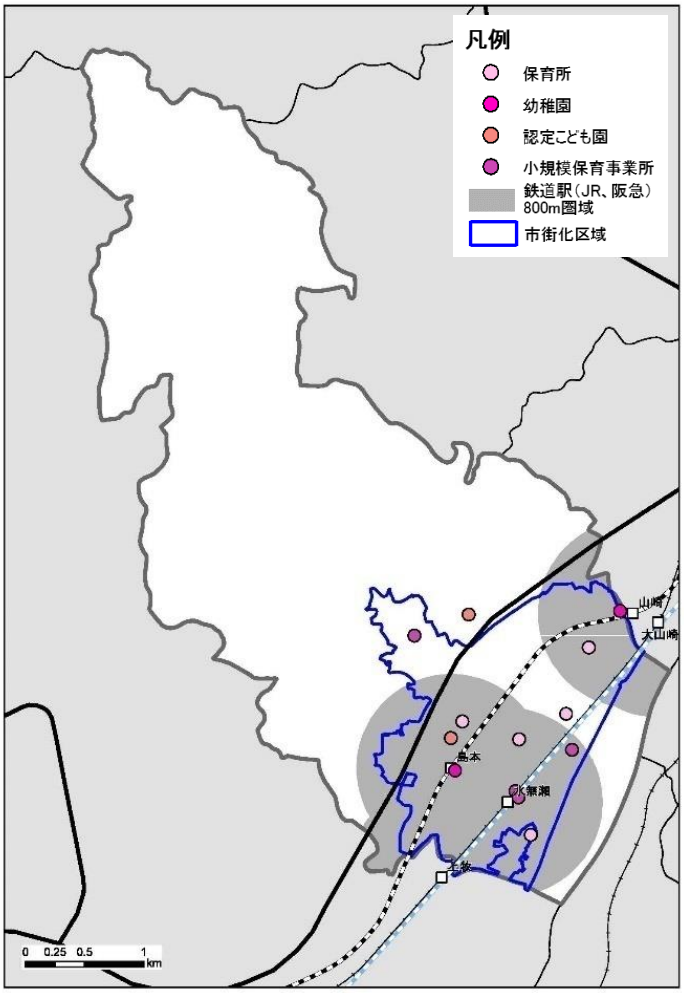

図 3-30　子育て施設位置図

出典:「島本町公共施設総合管理計画」（島本町　令和 4（2022）年 3 月）、島本町 HP・各種施設 HP（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.3 集会施設等

本町の集会施設等（コミュニティセンター、集会所）は、主に市街化区域全体に分散するように立地しています。

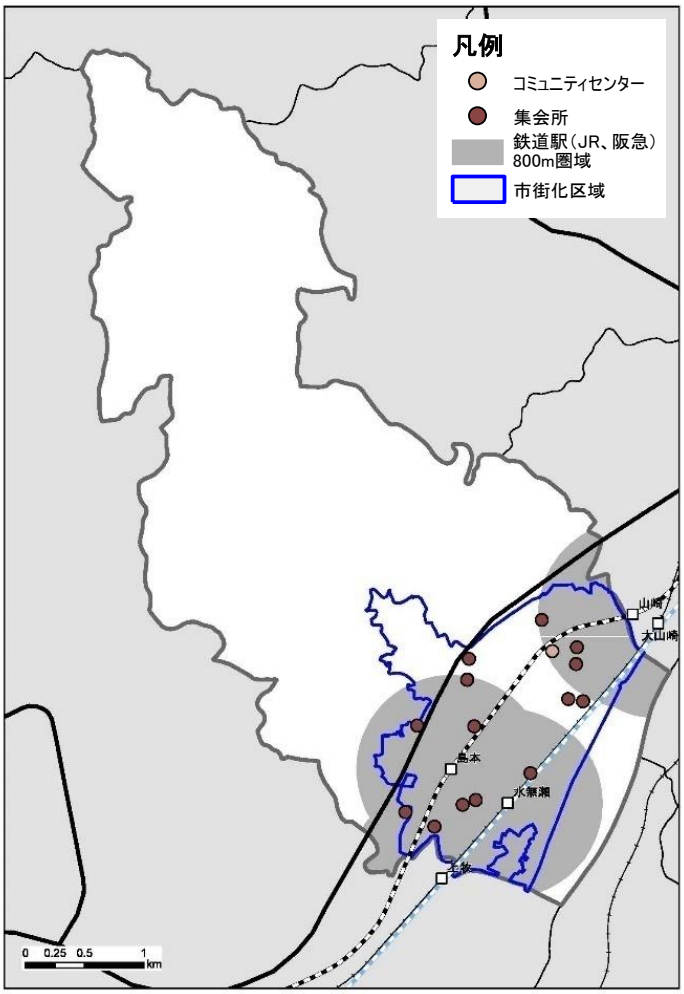

図 3-31　集会施設等位置図

出典:「島本町公共施設総合管理計画」
（島本町　令和 4(2022)年 3 月）

3.3.4 文化・スポーツ・公共サービス施設

本町の文化・スポーツ・公共サービス施設は、主に JR 島本駅、阪急水無瀬駅周辺に立地しています。

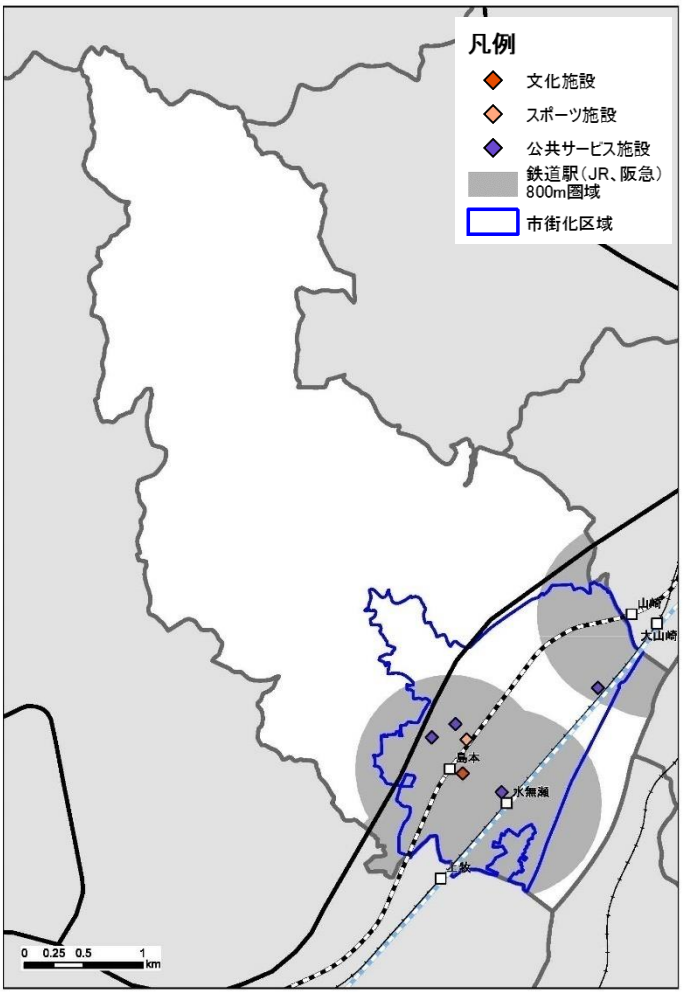

図 3-32　文化・スポーツ・公共サービス施設位置図

出典：「島本町公共施設総合管理計画」（島本町　令和 4（2022）年 3 月）、島本町 HP（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.5 医療施設

本町の病院は、阪急水無瀬駅周辺に立地しています。その他の診療所は、市街化区域全体に分散するように立地しています。

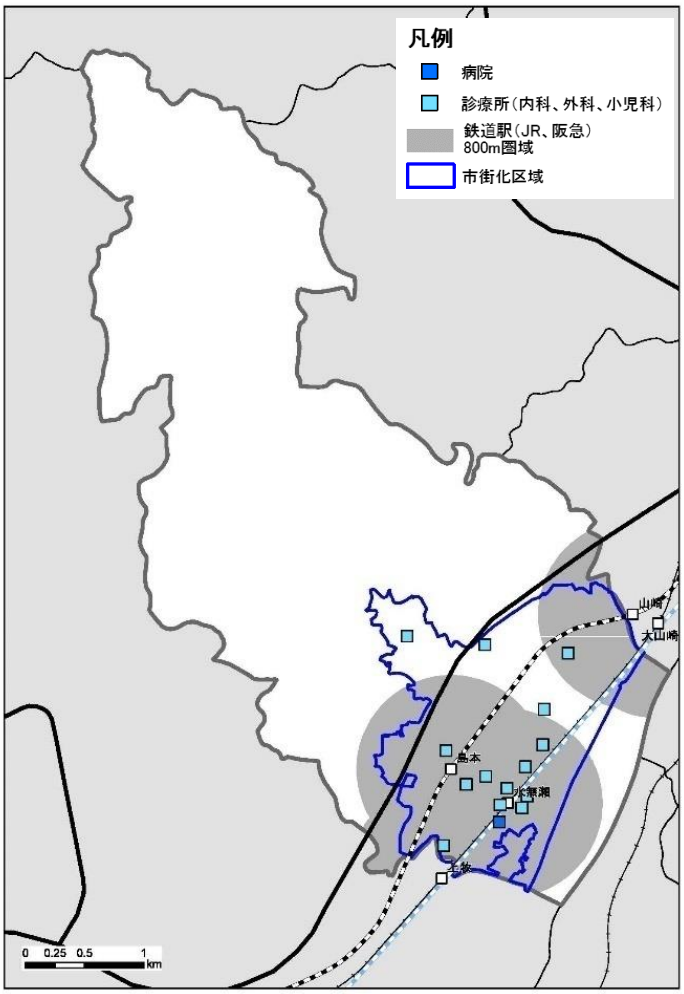

図 3-33　医療施設位置図

出典：「大阪府医療機関情報システム」
（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.6 スーパーマーケット、コンビニエンスストア

本町のスーパーマーケット、コンビニエンスストアは、市街化区域全体に分散するように立地しています。

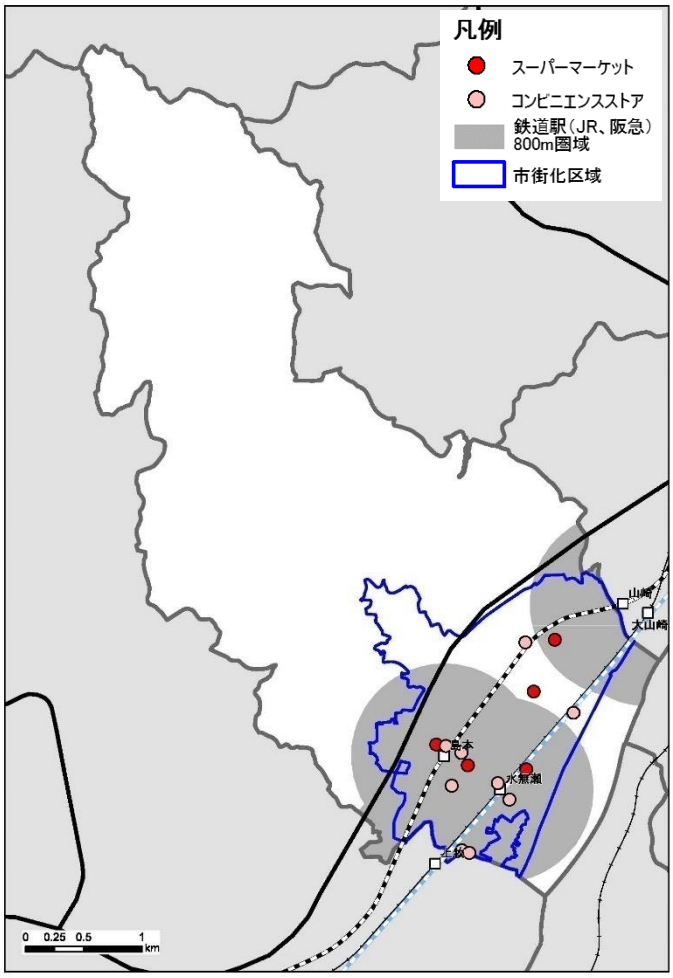

図 3-34 スーパーマーケット、
コンビニエンスストア位置図
出典：「i タウンページ」
（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.7 大規模商業施設

本町の大規模商業施設（面積 1,000 ㎡を超えるもの）は、JR 島本駅や阪急水無瀬駅周辺に立地しています。

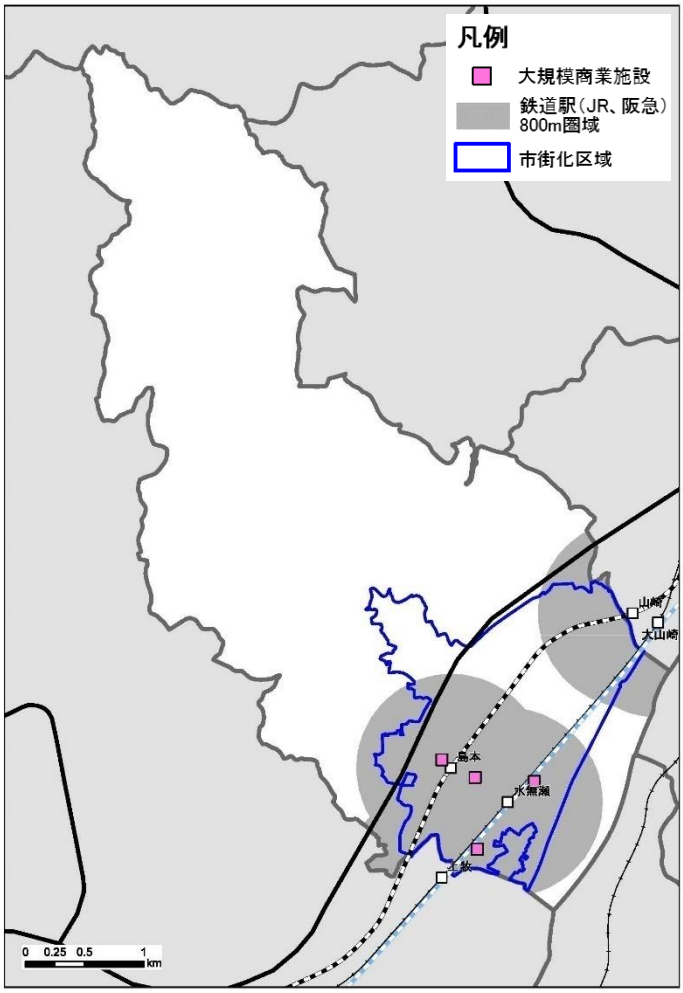

図 3-35　大規模商業施設位置図

出典：「大阪府大規模小売店舗立地法」HP
（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.8 福祉施設

本町の福祉施設（通所型介護施設、入所型介護施設、障害者施設）は、主に市街化区域全体に分散するように立地しています。

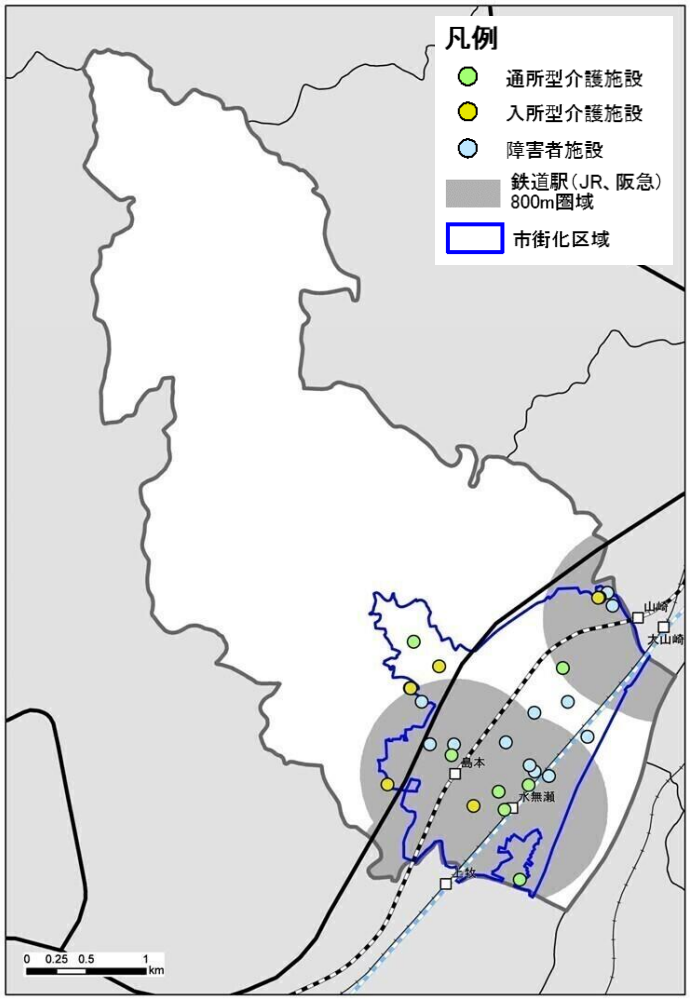

図 3-36 福祉施設位置図

出典:「介護サービス情報公表システム」
（令和 6(2024)年 5 月時点)より作成

3.3.9 金融施設

本町の金融施設（郵便局、銀行）は、主に阪急水無瀬駅周辺に立地していますが、島本東大寺郵便局は、駅から少し離れたところに位置しています。

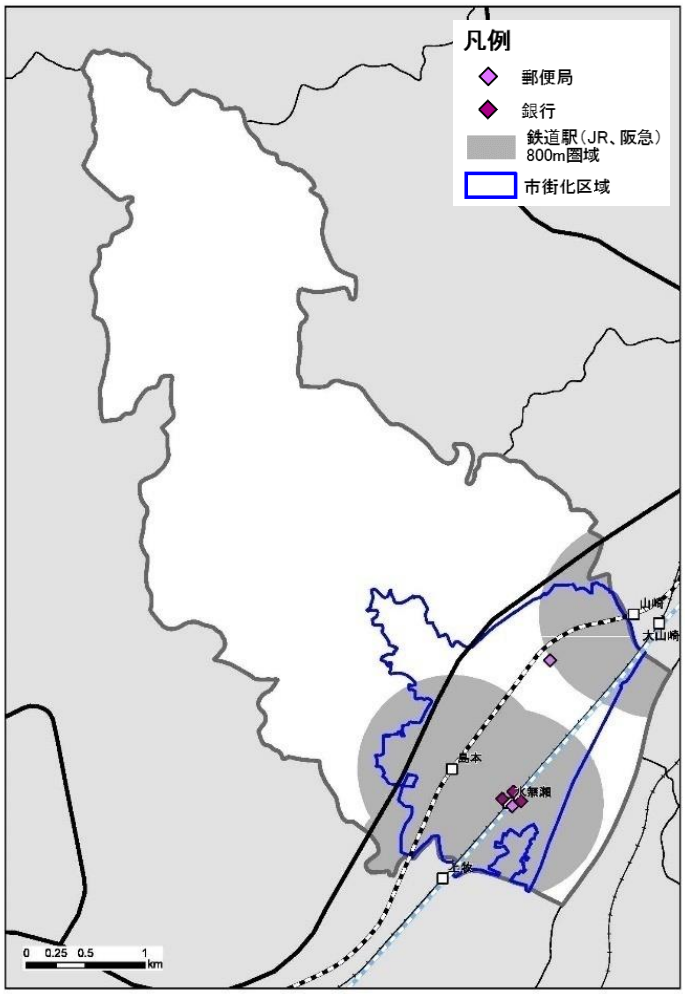

図 3-37　金融施設位置図

出典：「i タウンページ」
（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

3.3.10 徒歩圏内人口カバー率

これまで整理した都市施設において、徒歩圏内に必要と考えられる施設について、人口カバー率を算定すると以下の通りです。

小学校や診療所、スーパーマーケット・コンビニエンスストアは、対象人口に対するカバー率が90%を超え、おおよそカバーできていると考えられます。

一方、保育所・認定こども園・小規模保育事業所や通所型介護施設のカバー率は80%台となっています。

表 3-2 徒歩圏内人口カバー率

	徒歩圏内人口（人）	カバー率
小学校 （徒歩圏：800m、対象：7歳以上13歳未満）	1,858	95.0%
保育所、認定こども園、小規模保育事業所 （徒歩圏：800m、対象：5歳以下）	1,698	86.8%
診療所（内科、外科、小児科） （徒歩圏：800m、対象：全人口）	31,701	99.6%
スーパーマーケット、コンビニエンスストア （徒歩圏：800m、対象：全人口）	29,312	92.1%
通所型介護施設 （徒歩圏：500m、対象：65歳以上）	7,282	82.0%

注：徒歩圏は、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省　平成26（2014）年）を参考に設定している。
各人口は、住民基本台帳人口（令和4年3月31日現在）より算定している。

3.4 公共交通

3.4.1 公共交通網

町内には、JR 東海道本線及び阪急京都線が走っており、JR 島本駅及び阪急水無瀬駅の２つの鉄道駅が位置しています。また、JR 山崎駅、阪急上牧駅、阪急大山崎駅も、町内からの徒歩圏内の駅として利用されています。

バスについては、阪急バスが若山台センター～JR 島本駅・阪急水無瀬駅～新山崎橋を走っています。また町が福祉ふれあいバスを運行しており、市街化区域全域と尺代地区をカバーしています。バスの本数は、多いところで１日当たり 100 本（往復）以上運行しているところもありますが（若山台と JR 島本駅を結ぶ便）、ふれあいバスなどは１日当たり２本程度しか運行されていないところもあります。

一方、公共施設などへの外出等が困難な方を対象に、乗合タクシー配車サービスが行われています。

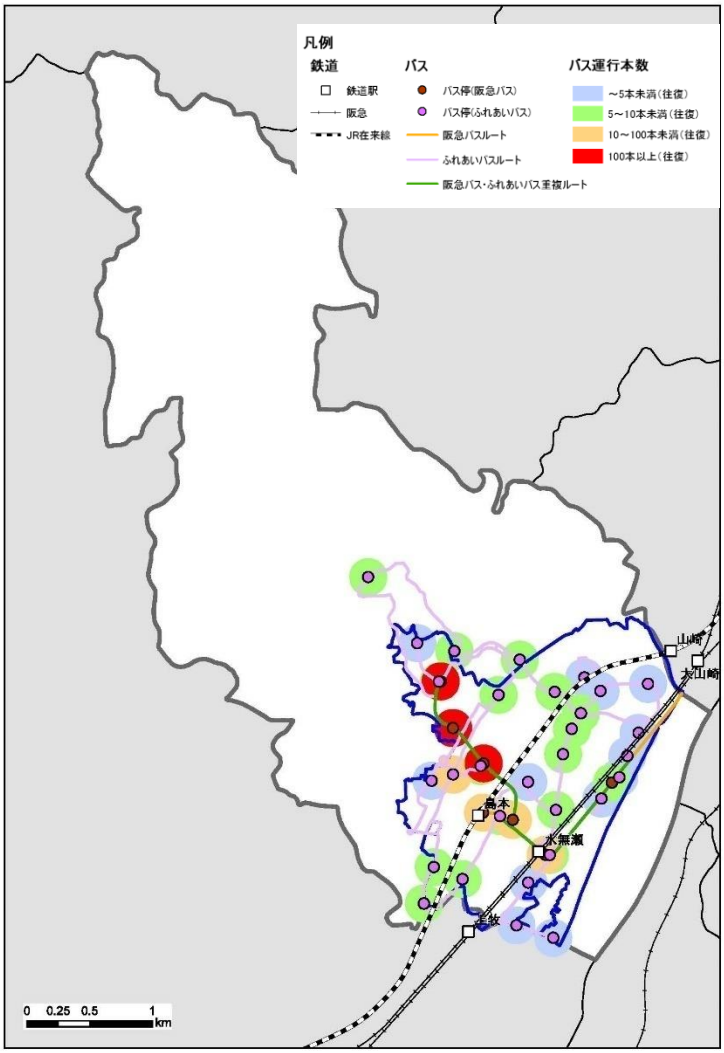

図 3-38　公共交通網図

出典:「阪急バス HP」(令和 6(2024)年 5 月時点)、
島本町福祉ふれあいバス運行時刻表」(令和 4(2022)年 4 月 1 日改正)より作成

3.4.2 公共交通便利地域、不便地域、空白地域

公共交通（鉄道、バス）の徒歩圏（鉄道：800m、バス：300m）は、市街化区域の大部分をカバー（人口カバー率：80.4%）しています。しかし、市街化区域の一部で、バスの本数が少ない公共交通不便地域（人口カバー率：18.9%）がみられます。また市街化調整区域の大部分は公共交通空白地域（人口カバー率：0.7%）となっています。

今後、高齢化が進み自動車による移動が困難な人が増加すると、公共交通不便地域や空白地域に居住する人の移動手段の確保が課題となります。

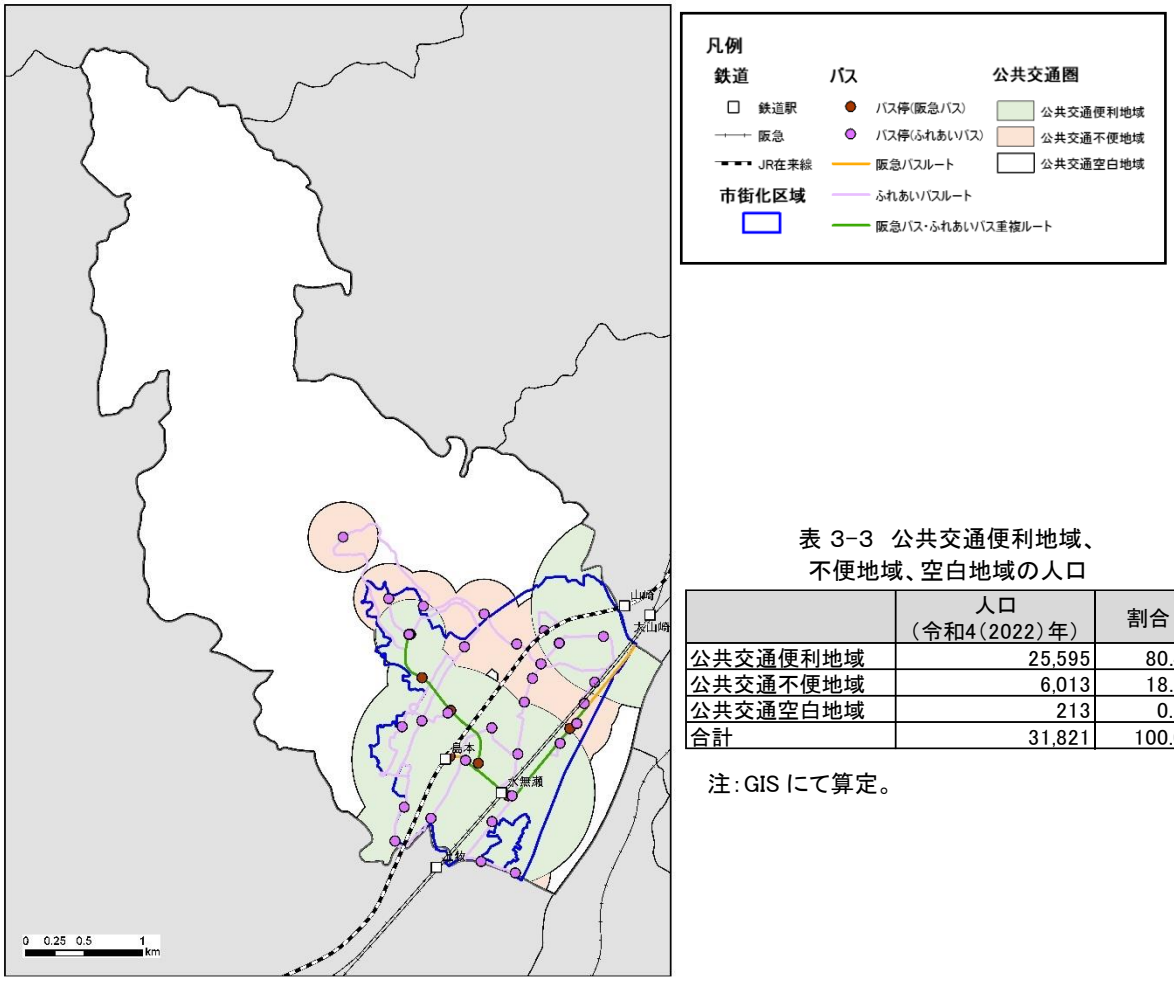

表 3-3 公共交通便利地域、不便地域、空白地域の人口

	人口（令和4(2022)年）	割合
公共交通便利地域	25,595	80.4%
公共交通不便地域	6,013	18.9%
公共交通空白地域	213	0.7%
合計	31,821	100.0%

注：GIS にて算定。

図 3-39 公共交通便利地域、不便地域、空白地域

出典：阪急バス HP より作成

表 3-4 公共交通便利地域、不便地域、空白地域の定義

		バス		
		バス停から 300m圏内		バス停から300m圏外
		運行本数15本/日(往復)以上	運行本数15本/日(往復)未満	
鉄道	駅から 800m圏内	公共交通便利地域		
	駅から 800m圏外		公共交通不便地域	公共交通空白地域

注：徒歩圏：「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省　平成 26(2014)年 8 月)を参考に設定。
運行本数：「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省　令和 6(2024)年 4 月改訂)を参考に設定。

3.4.3 公共交通の利用状況

(1)代表交通手段分担率

令和３（2021）年の代表交通手段分担率（平日）は、平成 22（2010）年と比べて、鉄道が増加し、自転車が減少しました。また、バスの利用が２倍になっています。

高齢化の進行により、今後、自動車による移動が難しくなる住民が増加することが予想され、自動車に依存しない社会を構築する必要があります。また、バス利用者の減少は、公共交通機関のサービスレベルの低下を招き、バス路線の維持が難しくなる可能性もあることから、バス事業者との協力による検討が必要です。

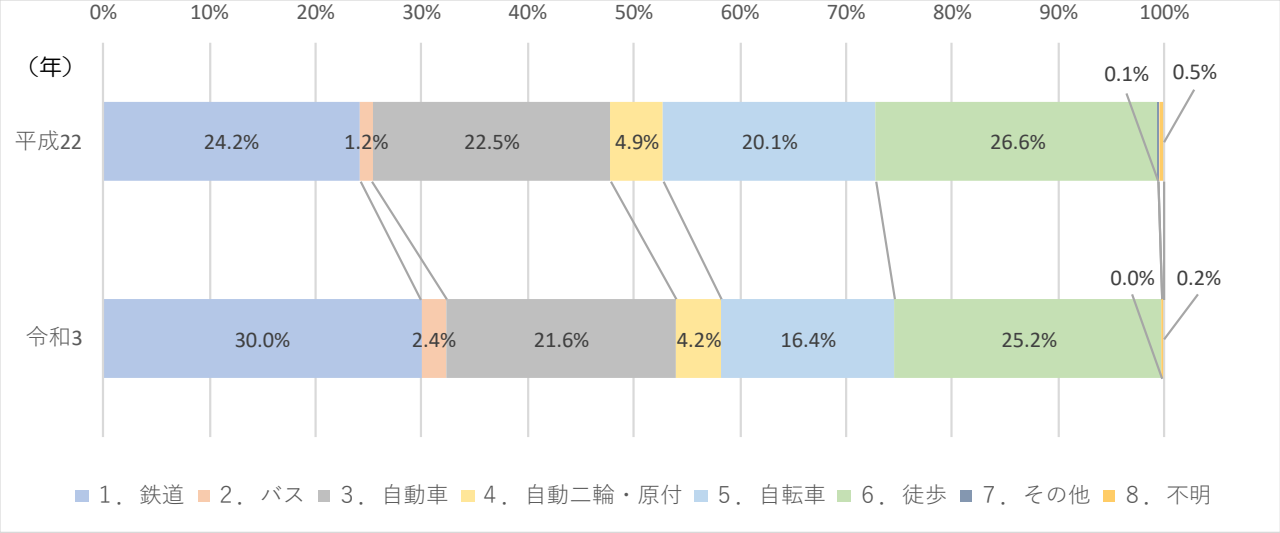

図 3-40　代表交通手段分担率の推移（平日）

出典：パーソントリップ調査（国土交通省）

(2)鉄道利用者数

鉄道利用者数（乗車人数）は、年によって違いがあるものの、概ね横ばい傾向にあります。

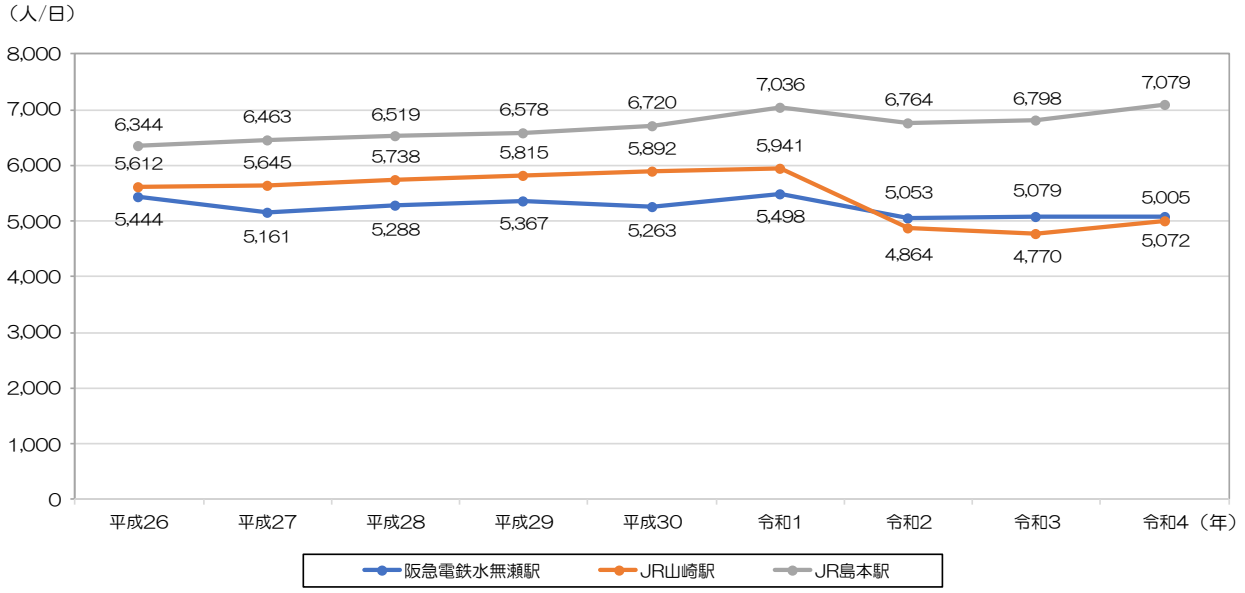

図 3-41　鉄道駅における乗車人数の推移(1 日当たり)

出典:島本町統計書

(3)ふれあいバス利用者数

ふれあいバスの利用者数は概ね横ばい傾向にありましたが、令和２（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく減少しました。しかし、その後は徐々に回復しつつあります。

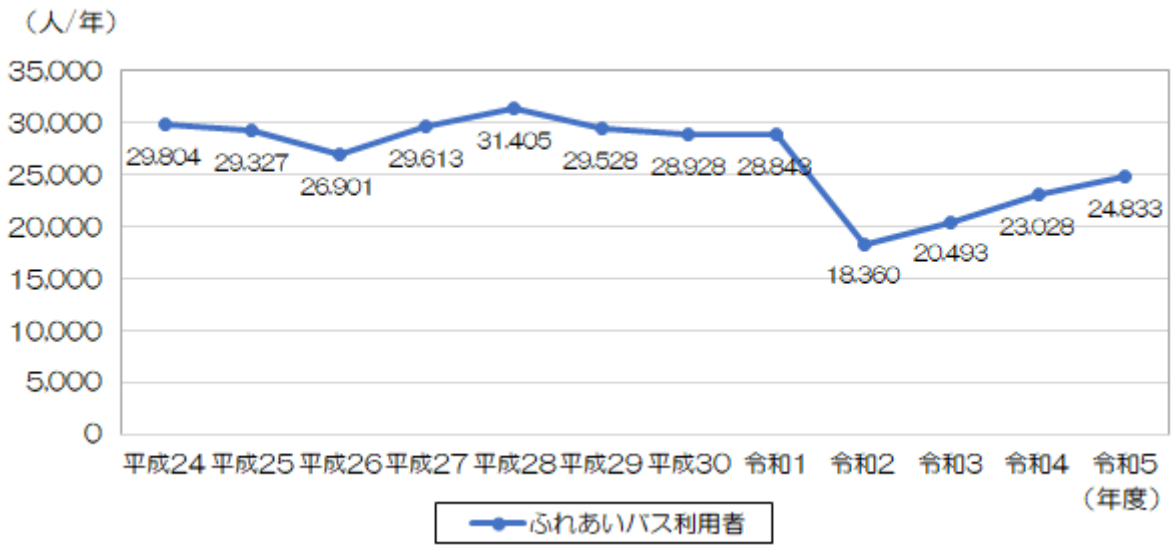

図 3-42　ふれあいバス利用者数の推移(年間)

出典:事務事業成果報告書

3.5 経済

3.5.1 商業

本町の卸売業、小売業の年間商品販売額は、平成 19（2007）年までは、減少傾向にありましたが、平成 24（2012）年から平成 26（2014）年にかけて大幅に増加し、平成 28（2016）年には再度減少しています。

従業員数は、平成 24（2012）年までは減少傾向にありましたが、その後は増加傾向にあります。

近年の年間商品販売額や従業員数の増加は、人口増加による影響と考えられます。逆にいうと、人口が今後減少に向かえば、年間商品販売額や従業員数は減少していくことが予想され、人口減少に伴う商業の低迷が今後懸念されます。

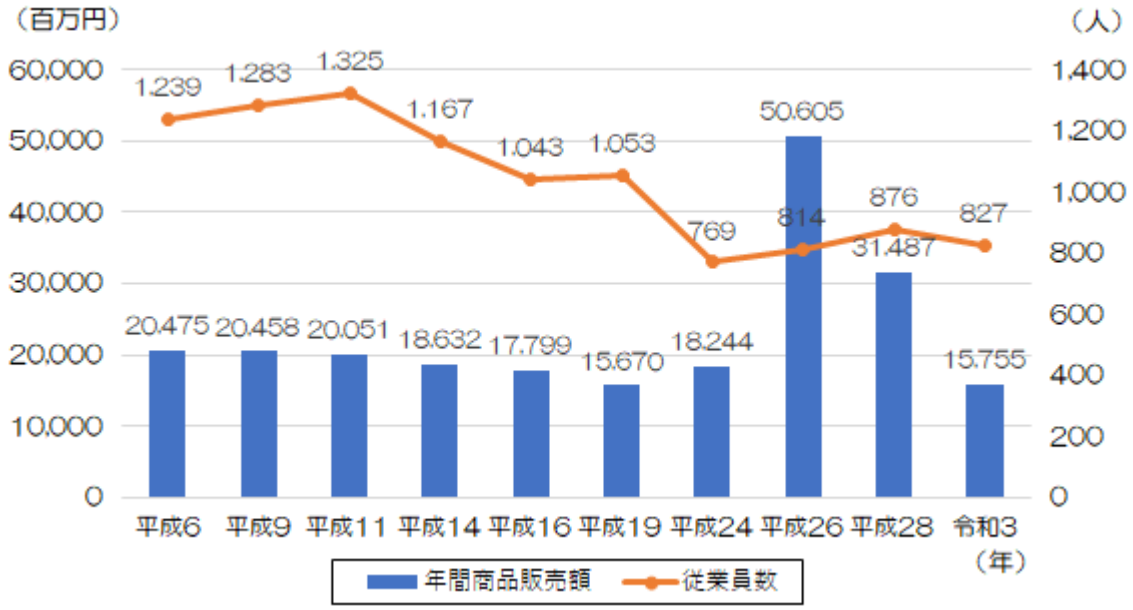

図 3-43　年間商品販売額・従業員数（卸売・小売）

注：平成 26 年、平成 28 年に急激に増加しているが、集計方法の変更等により変化したものと考えられる。

出典：商業統計、経済センサス活動調査

3.5.2 工業

本町の製造品出荷額は、年により動きはあるものの概ね増加傾向にあります。

従業員数は、平成 26（2014）年までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

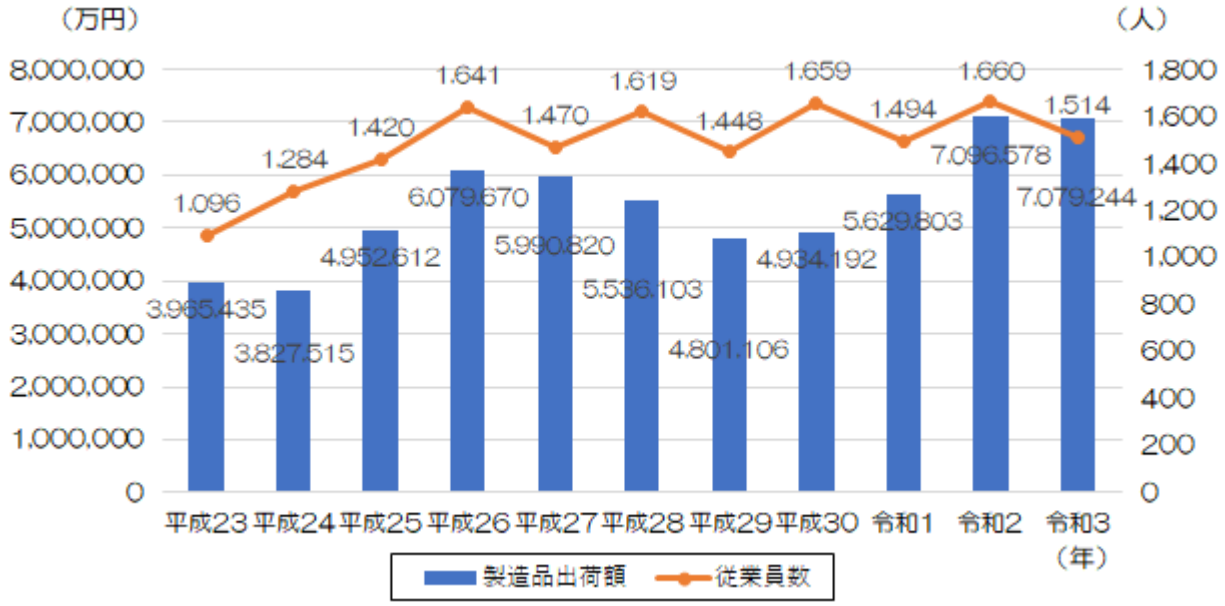

図 3-44　製造品出荷額・従業員数の推移

出典：工業統計、経済センサス活動調査、経済構造実態調査

3.6 災害

3.6.1 洪水

(1)浸水深(想定最大規模降雨(概ね 1,000 年以上に 1 度程度発生する確率の降雨))

淀川の洪水について想定最大規模降雨の浸水深は、南部の一部の地域において 5.0～10.0m の浸水が想定されており、阪急京都線沿線や JR 島本駅周辺でも 3.0～5.0m の浸水が想定されています。

水無瀬川の洪水について想定最大規模降雨の浸水深は、水無瀬川の河口付近で 3.0～5.0m の浸水が想定されており、JR 東海道本線より南部の大部分は浸水想定区域に位置しています。

想定最大規模降雨の洪水発生時には、人口密度の高い南部地域の広い範囲が浸水するため、大規模な被害が懸念されます。

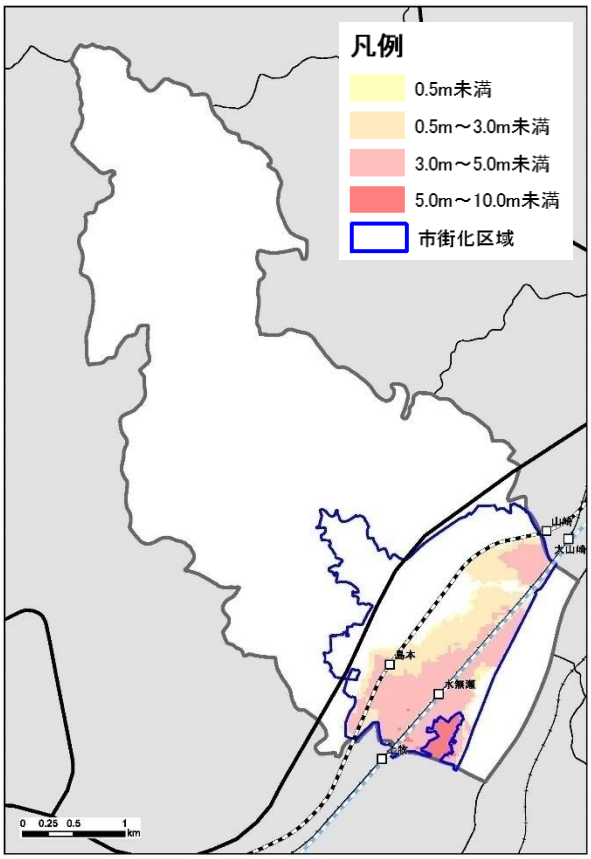

図 3-45 浸水深(想定最大規模降雨 淀川)※

出典:国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日)

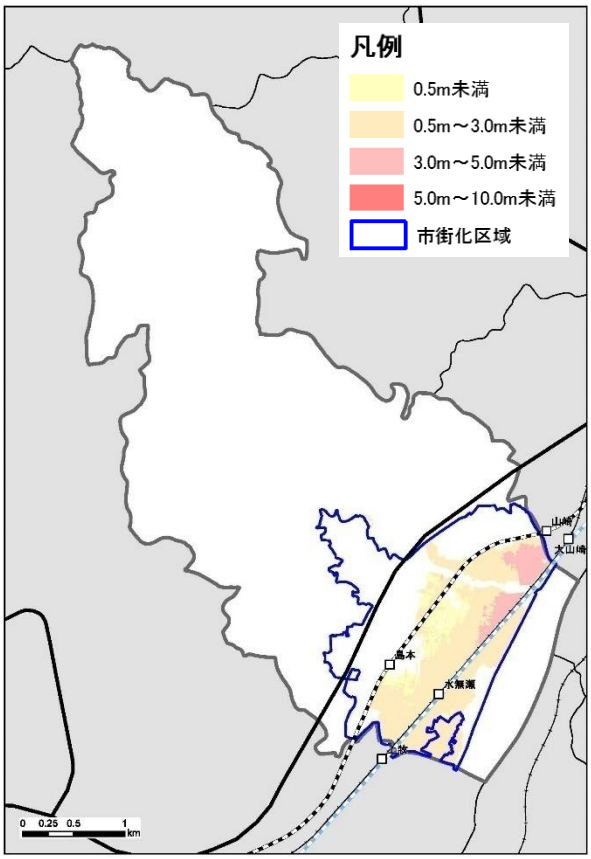

図 3-46 浸水深(想定最大規模降雨 水無瀬川)※

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日)

※浸水深(想定最大規模降雨 淀川)

- 淀川水系淀川の洪水予報区間について、水防法の規定により想定最大規模降雨(枚方地点上流域の 24 時間総雨量 360mm(宇治川を除く区間))による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示している。
- 指定時点(平成 29(2017)年 6 月 14 日)の淀川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により淀川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

※浸水深(想定最大規模降雨 水無瀬川)

- 淀川水系水無瀬川の大阪府管理区間について、水防法の規定(一部準用)により想定最大規模降雨(138.0mm/hr、1,150.0mm/24hr)による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものである。
- 令和元(2019)年度末時点の水無瀬川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により水無瀬川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

(2)浸水深(計画規模降雨(概ね 100 年に 1 度程度発生する確率の降雨))

淀川の洪水について計画規模降雨の浸水は想定されていません。

水無瀬川の洪水について計画規模降雨の浸水は、阪急京都線沿線を中心に 3.0m 未満の浸水が想定されていますが、3.0m 以上の浸水が想定される地域も存在します。

計画規模降雨の洪水発生時においても、人口密度の高い南部地域が広い範囲で浸水するため、大きな被害の発生が懸念されます。

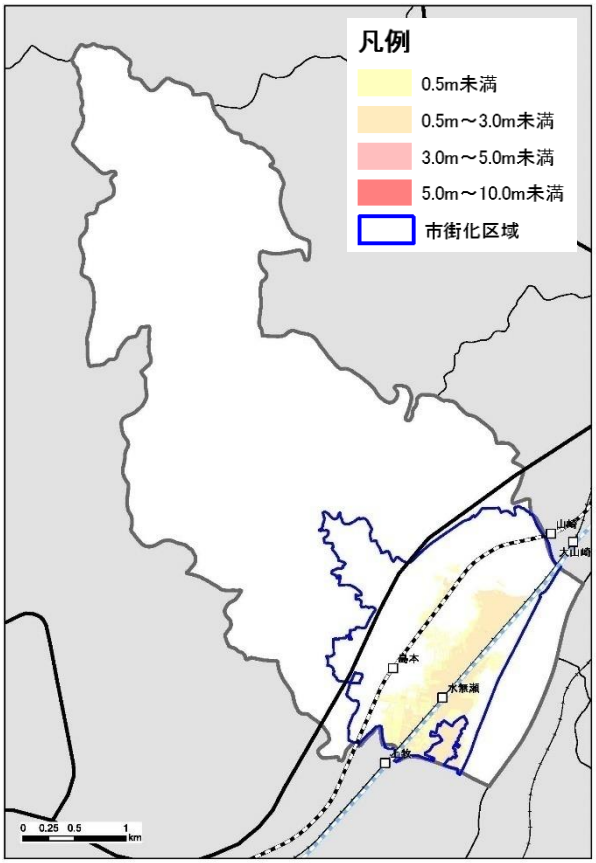

図 3-47 浸水深(計画規模降雨 水無瀬川)※

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日)

※浸水深(計画規模降雨 水無瀬川)

- 淀川水系水無瀬川の大阪府管理区間について、水防法の規定(一部準用)により計画降雨(84.0mm/hr、289.8mm/24hr)により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものである。
- 令和元(2019)年度末時点の水無瀬川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、年超過確率 1/100 の降雨に伴う洪水により水無瀬川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものである。

(3)浸水継続時間(想定最大規模降雨)

淀川の想定最大規模降雨の浸水継続時間は、阪急京都線沿線やJR東海道本線沿線で48時間未満のところがみられますが、家庭で防災備蓄品を準備する日数の目安とされている3日間を超える地区はありません。

水無瀬川の想定最大規模降雨の浸水継続時間も同様に、阪急京都線沿線やJR東海道本線沿線で72時間未満のところがみられますが、3日間を超える地区はありません。

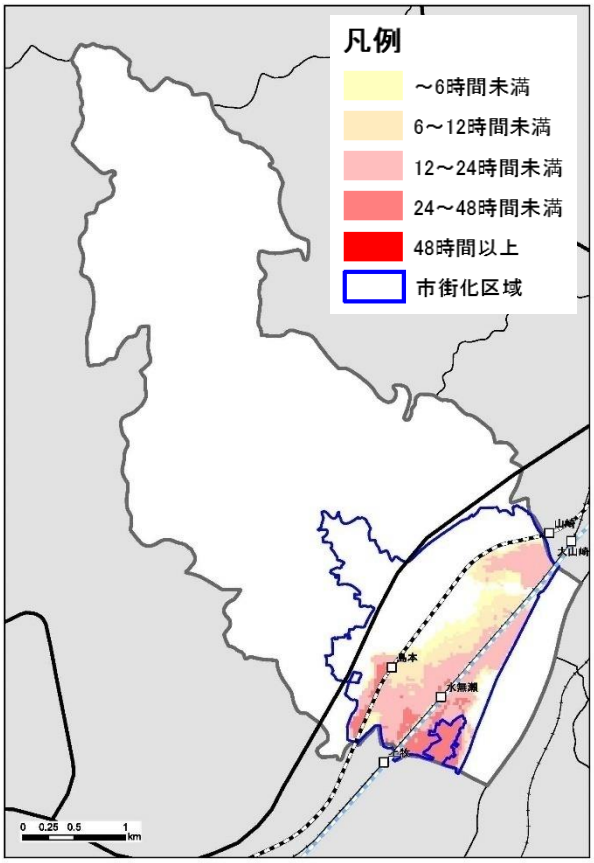

図 3-48 浸水継続時間(想定最大規模降雨 淀川)※
出典:国土交通省資料(平成29(2017)年6月14日)

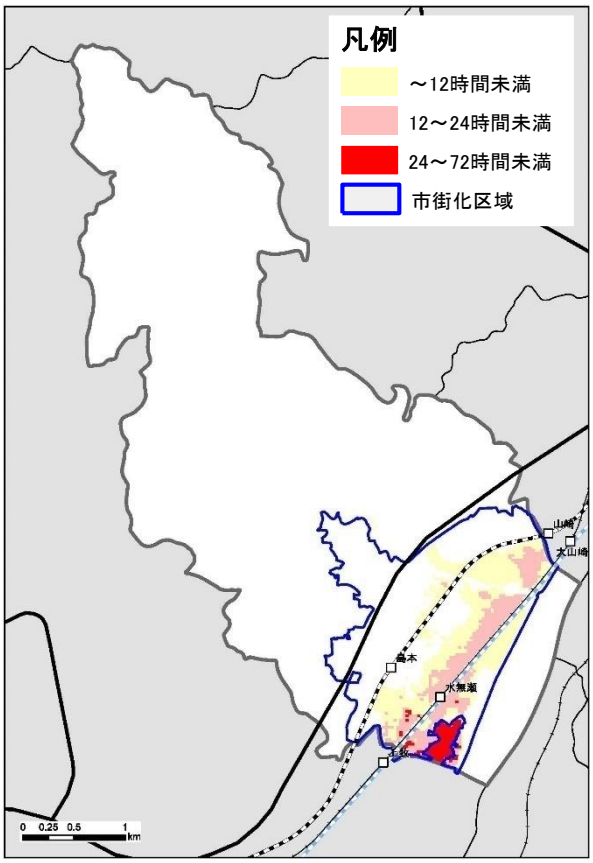

図 3-49 浸水継続時間(想定最大規模降雨 水無瀬川)※
出典:大阪府資料(令和2(2020)年3月25日)

※浸水継続時間(想定最大規模降雨 淀川)
- 淀川水系淀川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示している。
- 公表時点(平成29(2017)年6月14日)の淀川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により淀川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

※浸水継続時間(想定最大規模降雨 水無瀬川)
- 淀川水系水無瀬川の大阪府管理区間について、水防法の規定(一部準用)に基づき浸水継続時間を表示している。
- 令和元(2019)年度末時点の水無瀬川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨(138.0mm/hr、1,150.0mm/24hr)に伴う洪水により水無瀬川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

(4)家屋倒壊等氾濫想定区域

淀川の家屋倒壊等氾濫想定区域は、阪急京都線南側に広く指定されています。

水無瀬川の家屋倒壊等氾濫想定区域は、河口付近に氾濫流の区域が、河川に沿って河岸侵食の区域が指定されています。

これらの地域は、想定最大規模の降雨時には、家屋が倒壊するような氾濫流の発生や河岸侵食が発生する可能性があります。

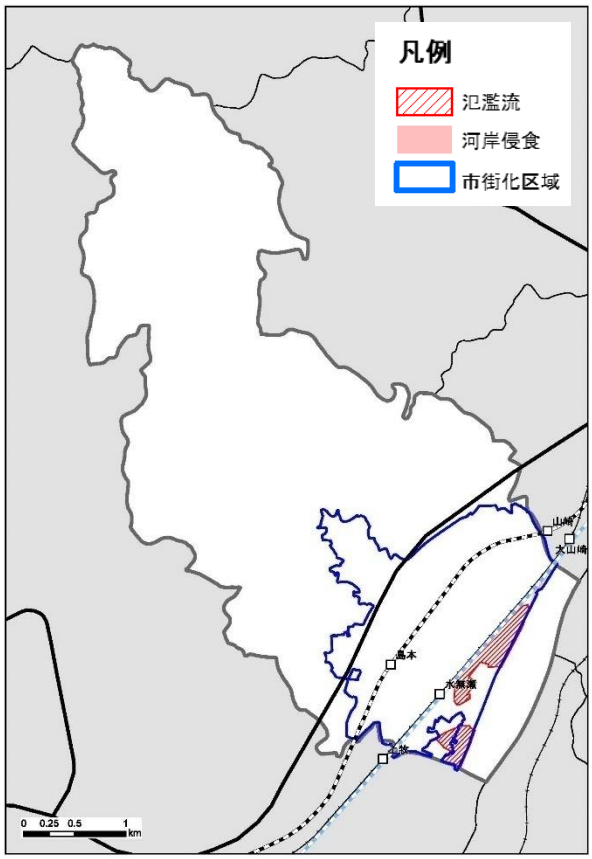

図 3-50 家屋倒壊等氾濫想定区域(淀川)※

出典:国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日)

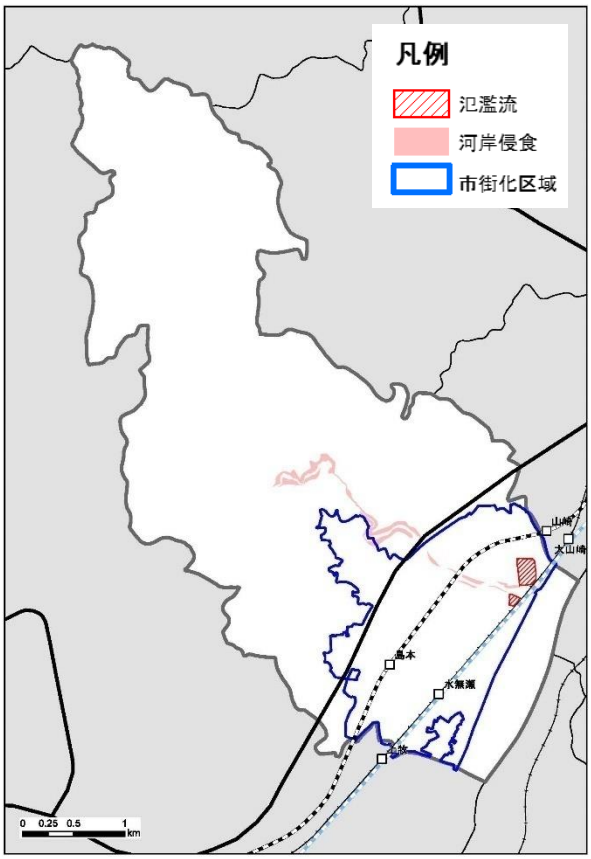

図 3-51 家屋倒壊等氾濫想定区域(水無瀬川)※

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日)

※家屋倒壊等氾濫想定区域(淀川)

- 淀川水系淀川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示している。
- 公表時点(平成 29(2017)年 6 月 14 日)の淀川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により淀川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより、また河岸侵食幅を予測したものである。

※家屋倒壊等氾濫想定区域(水無瀬川)

- 淀川水系水無瀬川の大阪府管理区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示している。
- 令和元(2019)年度末時点の水無瀬川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨(138.0mm/hr、1,150.0mm/24hr)に伴う洪水により水無瀬川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより、また河岸侵食幅を予測したものである。

参考:家屋倒壊等氾濫想定区域とは

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲をいいます。家屋倒壊等氾濫想定区域には、その要因から氾濫流によるものと河岸侵食によるものとがあります。

○家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

・河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

図 3-52 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)イメージ

出典:「避難指示で必ず避難」(内閣府)

○家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

・洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

図 3-53 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)イメージ

出典:「避難指示で必ず避難」(内閣府)

3.6.2 内水氾濫

既往最大降雨（平成 24（2012）年８月 14 日　時間降雨 111mm）による内水氾濫については、JR 東海道本線沿線や阪急京都線沿線の一部において、5～30cm 未満の浸水想定区域が指定されています。

これらの区域においては、大雨時等において、一定の被害が予想されます。

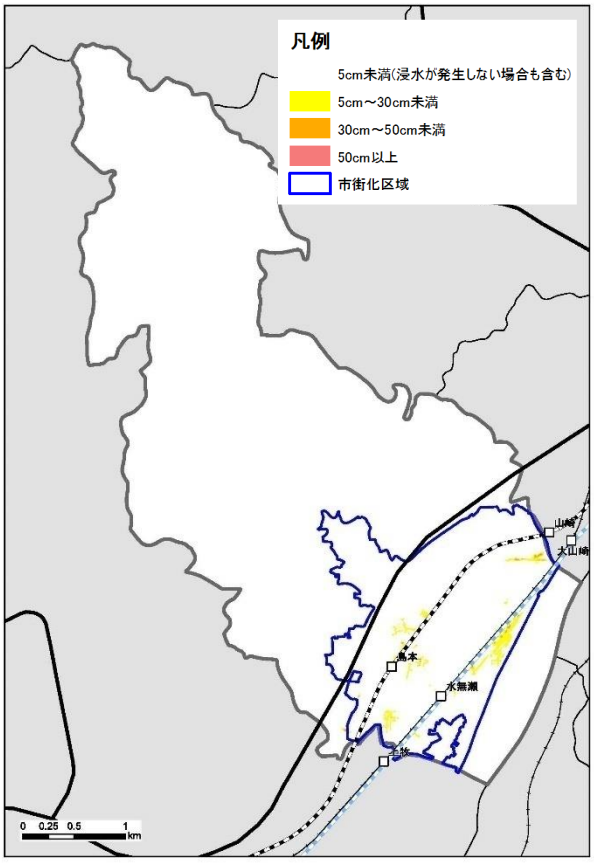

図 3-54浸水深（内水氾濫）

出典：島本町内水ハザードマップ（令和 4（2022）年 3 月）

※浸水深（内水氾濫）

- 島本町の既往最大降雨（平成 24（2012）年 8 月 14 日 時間雨量 111 ㎜）と同様の雨が降った場合の浸水を想定している。
- 内水氾濫を想定したものであり、令和 3（2021）年 6 月時点の下水道施設の雨水排水能力を評価した結果を示している。

3.6.3 ため池

水上池、御所ヶ池、越谷池が決壊すると、JR 島本駅南西側の地域で、広く浸水することが予想されています。特にため池の直下では、5.0m未満の浸水が想定されているところもあることからも、これらの地域は、ため池の決壊時には一定の被害の発生が予想されます。

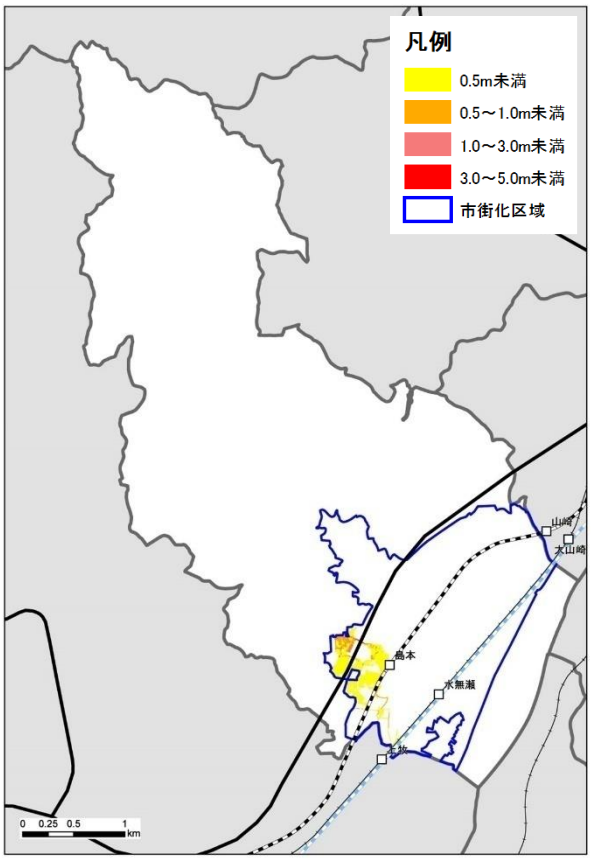

図 3-55　水上池決壊時の浸水深※

出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5（2023）年 3 月）

※ため池決壊時の浸水深

・　貯水量が常時満水位時の状態で、堤体が全壊する状況を勘案して解析した結果から、最大の浸水範囲を示したものである（以下、同じ）。

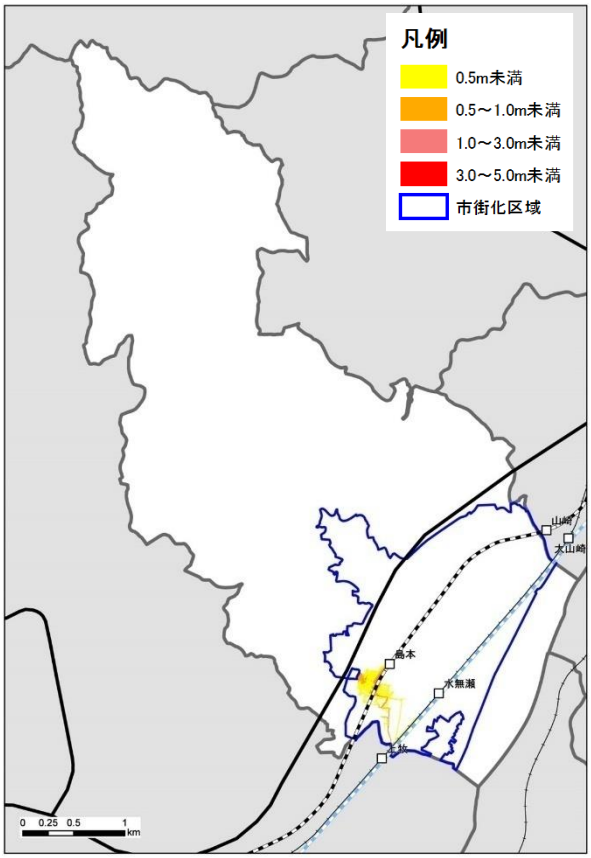

図 3-56　御所ヶ池決壊時の浸水深

出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5（2023）年 3 月）

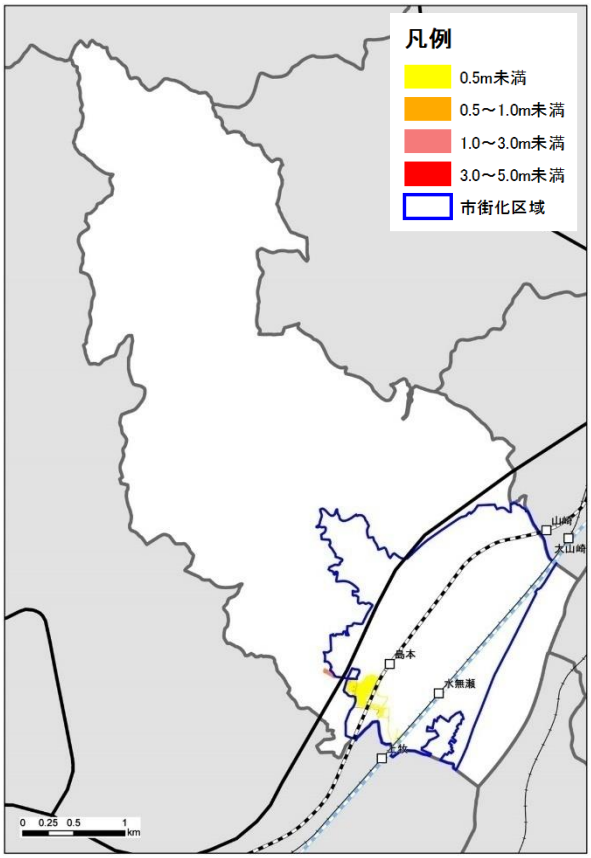

図 3-57　越谷池決壊時の浸水深

出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5（2023）年 3 月）

3.6.4 土砂災害

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定状況をみると、市街化区域の縁辺部周辺や、山間部の集落周辺に指定されており、急傾斜地崩壊危険区域も、同様の地域で指定されています。

また、各種行為に対して一定の制限がかかる土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に居住している人は、全人口の 0.3%程度（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在、GIS による計測）です。

よって、これらの地域では、土砂災害の発生時には一定の被害が予想されます。

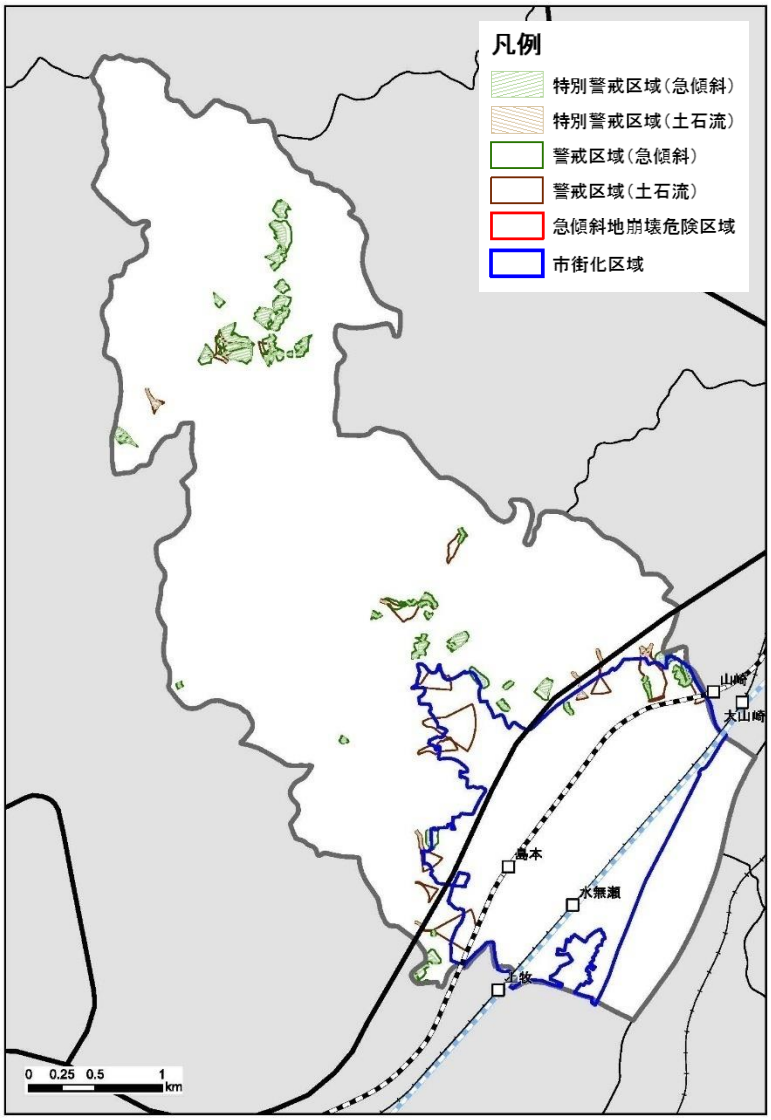

図 3-58　土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

出典：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域※　大阪府資料（平成 18（2006）年 3 月 24 日～平成 28（2016）年 9 月 6 日指定）、急傾斜地崩壊危険区域※　大阪府資料

※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

- 土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。
- 土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
- 急傾斜地崩壊危険区域：がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域。

3.6.5 地震

地震における建物の全壊率をみると、南海トラフ巨大地震においては、市街化区域で 5%未満であるものの建物が全壊するところが出てくると予想されています。

有馬高槻断層帯地震では、阪急京都線南部地域で 10%以上の全壊、JR 東海道本線南部の一部の地域で 5%以上の全壊、市街化区域全域や山間部の集落周辺で 5%未満の全壊と予想されています。

これらの地域では、建物の倒壊だけでなく、火災等も併せて発生することが予想されます。

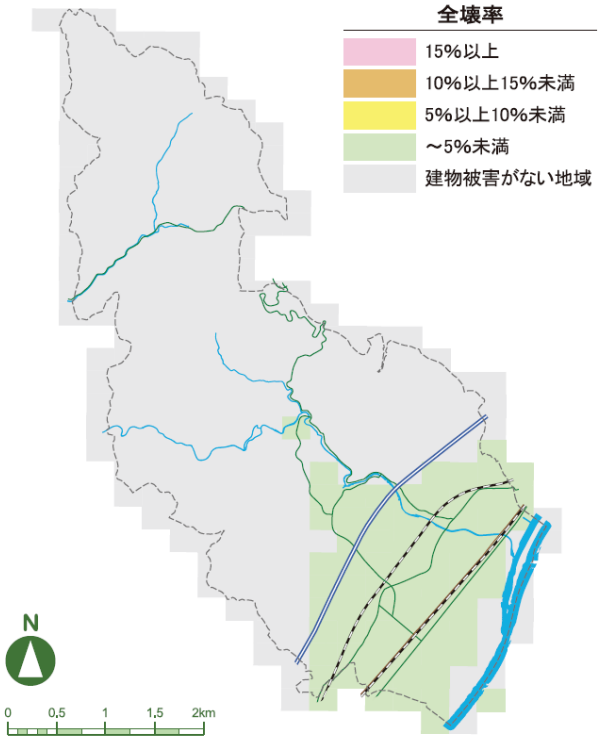

図 3-59　全壊率（南海トラフ巨大地震）

出典：島本町地震ハザードマップ（令和 2（2020）年）

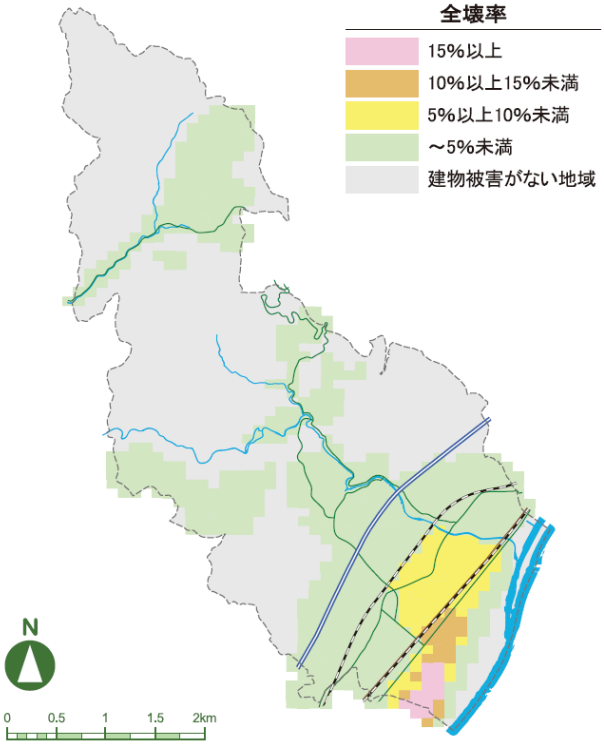

図 3-60　全壊率（有馬高槻断層帯地震）

出典：島本町地震ハザードマップ（令和 2（2020）年）

※全壊率（南海トラフ巨大地震）、全壊率（有馬高槻断層帯地震）

- 近い将来の発生が予想される南海トラフ巨大地震（最大マグニチュード 9.0 と推定、地震発生確率 30 年以内 70%程度）と、発生した場合には本町に重大な被害を及ぼすとされる有馬高槻断層帯地震（マグニチュード 7.5 程度と推定、地震発生確率 30 年以内ほぼ 0～0.03%）について表示。
- 震度だけでなく、建物の構造（木造・非木造・建築年数）などを考慮に入れた地域の危険度を示している。

3.6.6 避難所等

市街化区域内では避難所や一時避難地が広く設定されており、市街化調整区域では集落のあるところに避難所が設定されています。広域避難地は、淀川河川公園と水無瀬川緑地公園に設定されています。

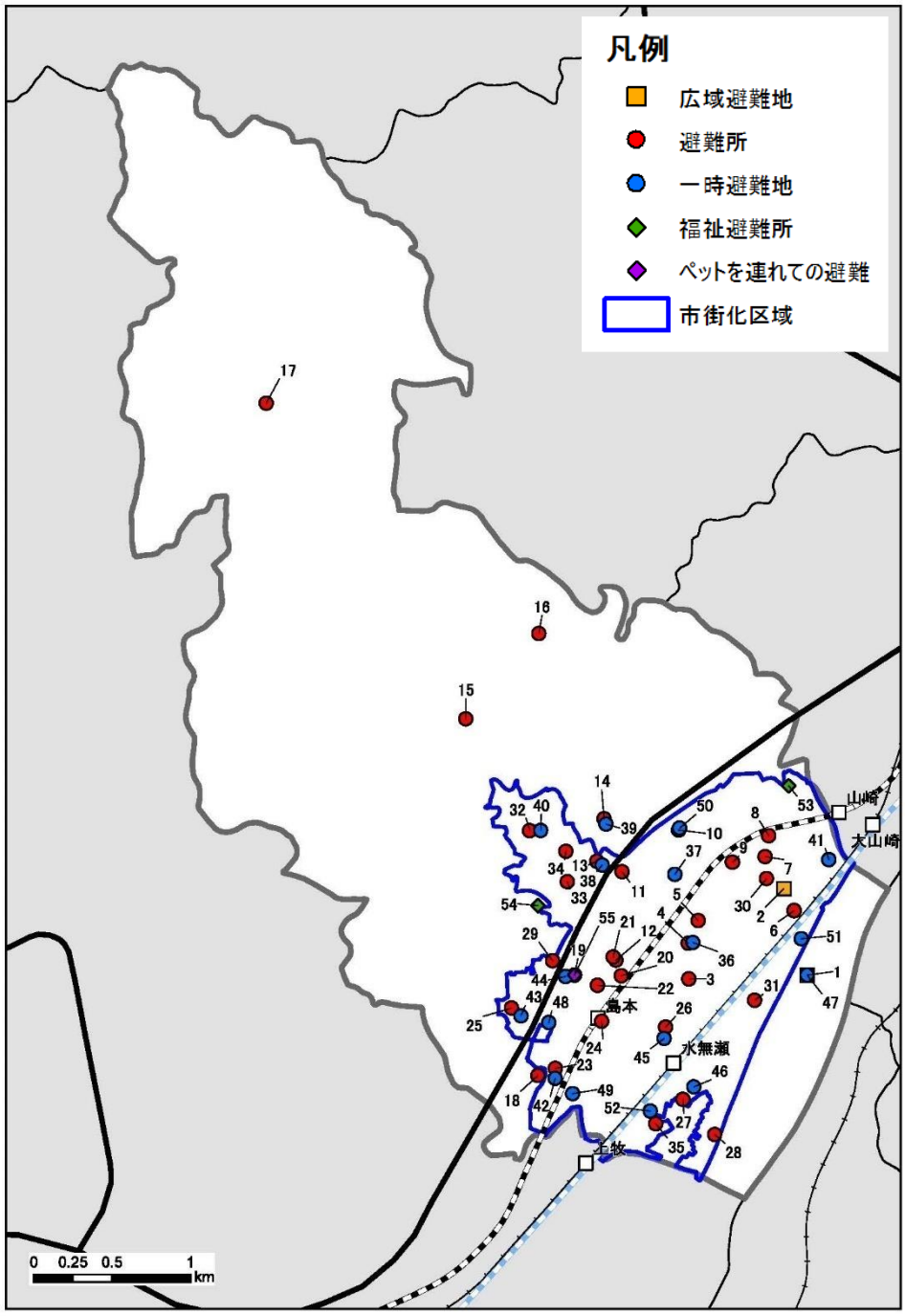

図 3-61　避難所等位置図

出典：島本町 HP（令和 6（2024）年 5 月時点）

表 3-5 避難所等一覧

No.	名称	区分	洪水	土砂災害	地震	大規模火災
1	淀川河川公園	広域避難地	－	－	○	○
2	水無瀬川緑地公園	広域避難地	－	－	○	○
3	町立第二保育所	避難所	－	○	○	－
4	町立第一小学校	避難所	－	○	○	○
5	広瀬公民館	避難所	○	○	－	－
6	町立人権文化センター	避難所	－	○	○	－
7	ユニライフ山崎2集会所	避難所	－	○	○	－
8	山崎公民館	避難所	○	○	－	－
9	第二コミュニティーセンター	避難所	－	○	○	－
10	東大寺自治会集会所	避難所	○	－	○	－
11	東大寺三丁目自治会集会所	避難所	○	○	○	－
12	商工会館	避難所	○	○	○	－
13	町立第二小学校	避難所	○	○	○	○
14	町立第二中学校	避難所	○	－	○	○
15	尺代公会堂	避難所	○	－	－	－
16	清掃工場	避難所	○	－	○	－
17	大沢集会所	避難所	○	－	－	－
18	御所の内自治会集会所	避難所	○	○	○	－
19	ふれあいセンター	避難所	○	○	○	○
20	町立体育館	避難所	○	○	－	－
21	町立第四保育所	避難所	○	○	○	－
22	桜井公会堂	避難所	○	○	－	○
23	町立第三小学校	避難所	○	○	○	○
24	町立第一幼稚園	避難所	－	○	○	－
25	府立島本高校	避難所	○	－	○	○
26	町立第一中学校	避難所	－	○	○	○
27	町立第四小学校	避難所	－	○	○	○
28	高浜公会堂	避難所	－	○	－	－
29	桜井台自治会集会所	避難所	－	○	○	－
30	緑地公園住宅集会所	避難所	－	○	○	－
31	府営島本江川住宅集会所	避難所	－	○	○	－
32	若山台集会所	避難所	○	○	－	－
33	若山台第二住宅集会所	避難所	○	○	－	－
34	若山台第三住宅集会所	避難所	○	○	－	－
35	高浜西自治会集会所	避難所	－	○	－	－
36	町立第一小学校グラウンド	一時避難地	－	○	○	○
37	東大寺公園	一時避難地	－	－	○	○
38	町立第二小学校グラウンド	一時避難地	○	○	○	○
39	町立第二中学校グラウンド	一時避難地	○	○	○	○
40	若山台公園	一時避難地	－	－	○	○
41	山崎ポンプ場	一時避難地	－	－	○	○
42	町立第三小学校グラウンド	一時避難地	－	－	○	○
43	府立島本高校グラウンド	一時避難地	○	－	○	○
44	ふれあいセンター	一時避難地	○	○	○	○
45	町立第一中学校グラウンド	一時避難地	－	○	○	○
46	町立第四小学校グラウンド	一時避難地	－	○	○	○
47	淀川河川公園	一時避難地	－	－	○	○
48	(株)トッパンコミュニケーションプロダクツ 大阪工場	一時避難地	－	○	－	○
49	柳原公園	一時避難地	－	○	○	○
50	滝谷公園	一時避難地	○	○	○	○
51	江川公園	一時避難地	－	－	○	○
52	ジオ阪急水無瀬ハートスクエア	一時避難地	○	－	－	－
53	特別養護老人ホーム弥栄の郷	福祉避難所				
54	老人保健施設「若山荘」	福祉避難所				
55	ふれあいセンター	ペットを連れての避難	○	○	○	○

出典：島本町 HP（令和 6(2024)年 5 月時点）

3.7 住民意向

3.7.1 めざすべきまちの将来像

「島本町都市計画マスタープラン」（令和５（2023）年３月）では、今後のまちづくりに対して住民意向のアンケート調査を実施しています。

今後の「めざすべきまちの将来像」については、本町の住民は「買い物など日常生活が便利なまち」、「静かで落ち着いたまちなみ・住環境の中で過ごせるまち」、「緑や水辺、農地など、身近な自然を感じることができるまち」を重視し、住宅都市としての利便性や快適性を求めていることがわかっています。

また、10～30 歳代では、特に「子育て環境が整い、教育・保育施設や公園が充実した、子育てしやすいまち」が重視されていることがうかがえます。

さらに、「災害に強い安全なまち」や「高齢者や障害の有無などに限らず、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまち」については、年代が高くなるほど重視される傾向にあることがわかっています。

これからのまちづくりを考えていく上では、これら住民の意向を十分に踏まえて方向性を検討する必要があります。

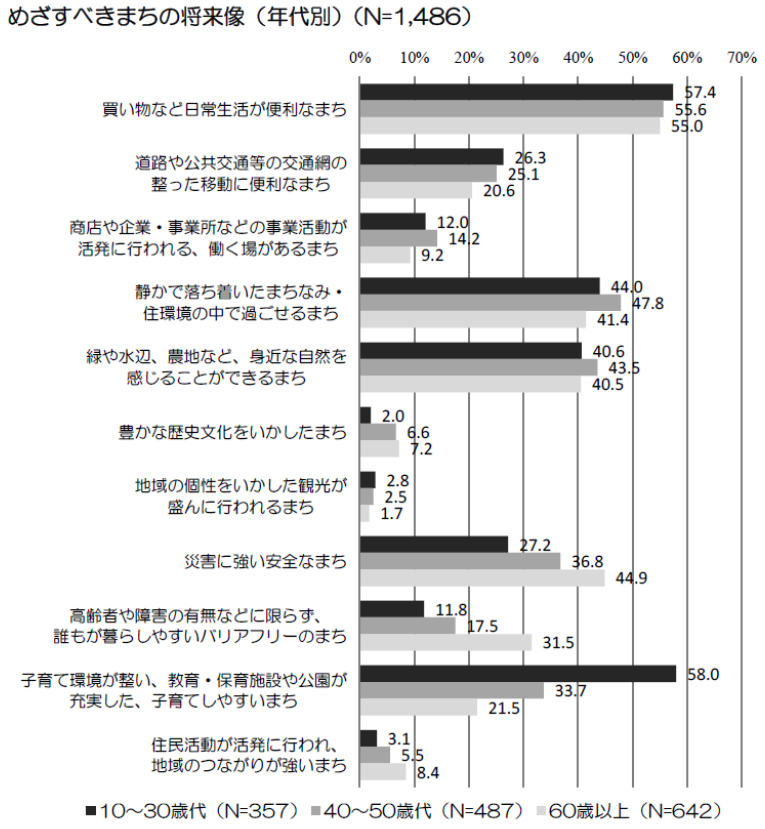

図 3-62　めざすべきまちの将来像

出典:「島本町都市計画マスタープラン」（令和 5(2023)年 3 月　島本町）

3.7.2 普段の生活行動

普段の生活行動については、平日の買い物の場所は、どの地域においても町内が多くなっていますが、休日の買い物については町外が多く、その中でも高槻市へ行くことが多くなっていることがわかっています。

まちづくりを考えていくためには、本町だけでなく周辺市町との連携も考慮することが必要ですが、特に高槻市との連携が重要であることがうかがえます。

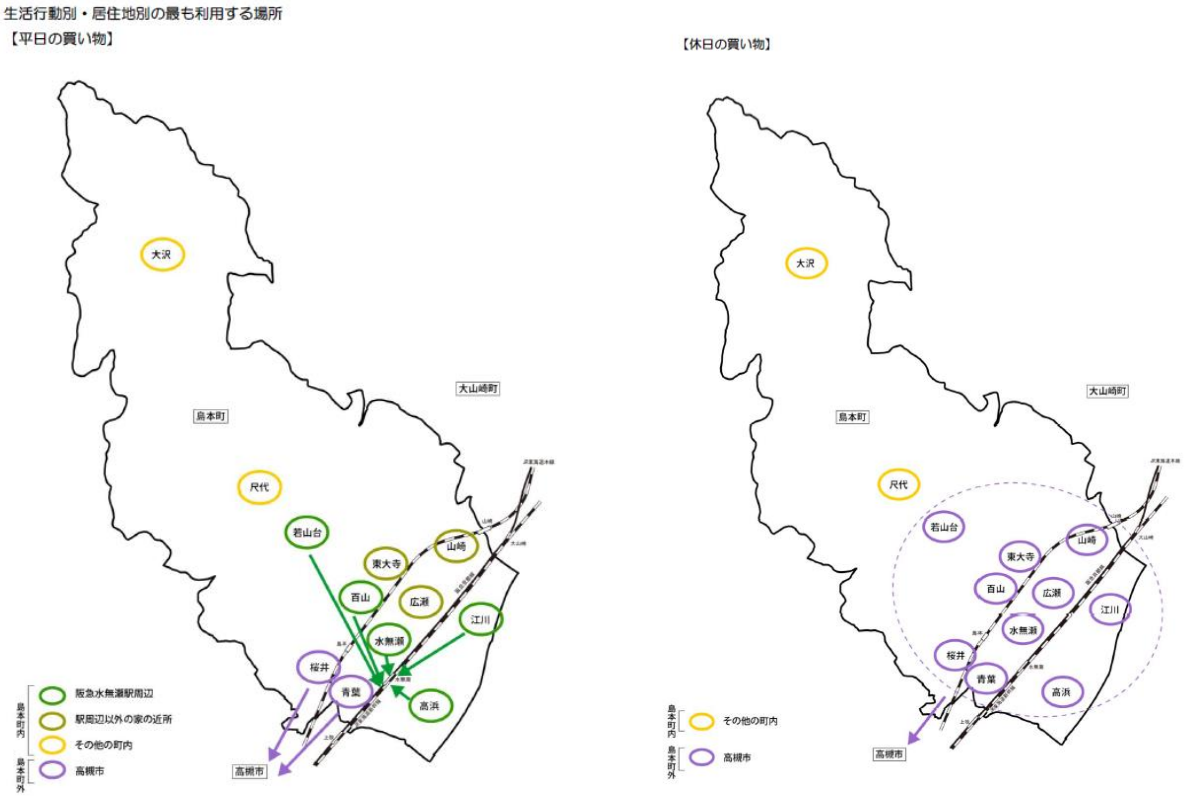

図 3-63　普段の生活行動

出典:「島本町都市計画マスタープラン」(令和 5(2023)年 3 月　島本町)

3.8 財政

3.8.1 歳入

本町の歳入額は、10 年前と比較してやや増加傾向にあります。ただし、自主財源はそれほど増加しておらず、依存財源である国・府支出金の増加が起因しています。本町は、町内に大企業が比較的多く所在していることから町税の割合が多く、例年、歳入額の 4 割以上を占めています。今後、人口が減少すれば、町税等の自主財源の確保が困難となる可能性があります。

なお、令和２（2020）年の歳入額が大幅に増加していますが、これは新型コロナウイルス感染症関連事業により、国・府支出金が大幅に増えたことによります。

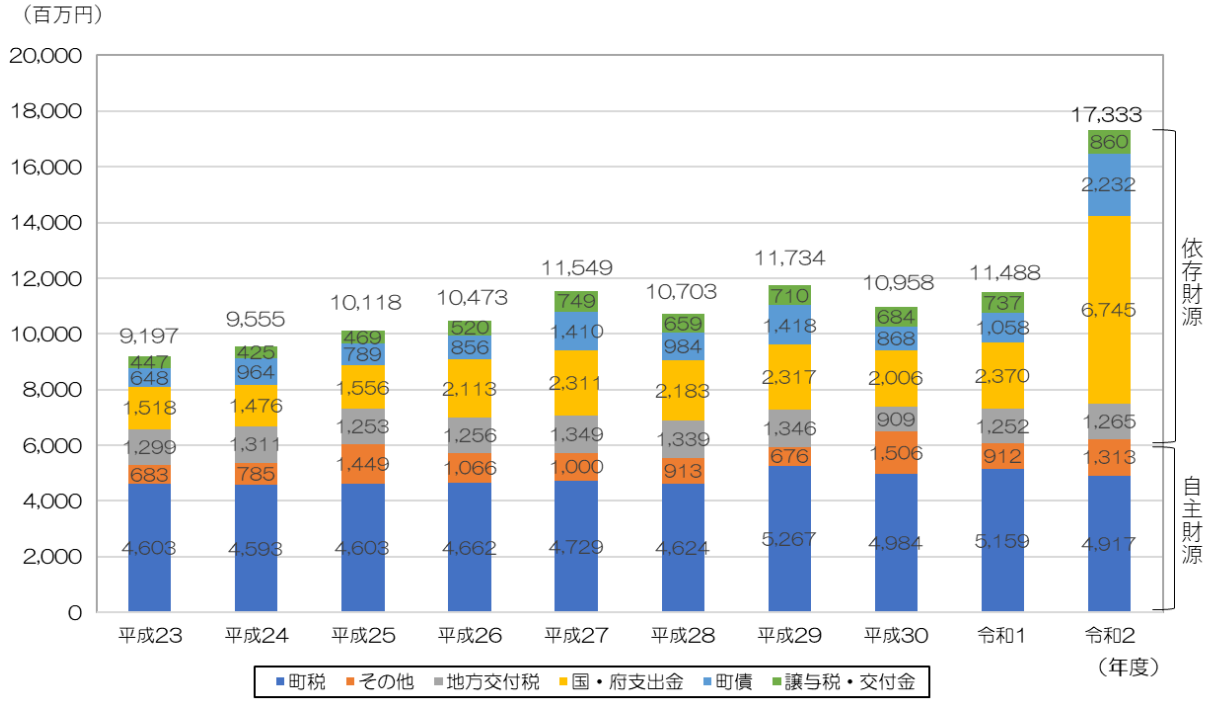

図 3-64　歳入額の推移（普通会計）

出典：「市町村別決算状況調」（総務省）

3.8.2 歳出

本町の歳出額は、10 年前と比較してやや増加傾向にあります。特に年少人口の近年の増加や高齢化の影響により、扶助費やその他経費の割合が増加しています。また、公共施設等の老朽化による更新や長寿命化などの費用により、年度により差はあるものの、投資的経費の占める割合が高くなってきています。今後は高齢化の進展によるその他経費の更なる増加、公共施設等の老朽化による投資的経費の更なる増加が見込まれ、自治体経営の持続可能性を高めることが重要となってきます。

なお、令和２（2020）年度の歳出額が大幅に増加していますが、これは特別定額給付金事業により、その他の経費が増えたことによります。

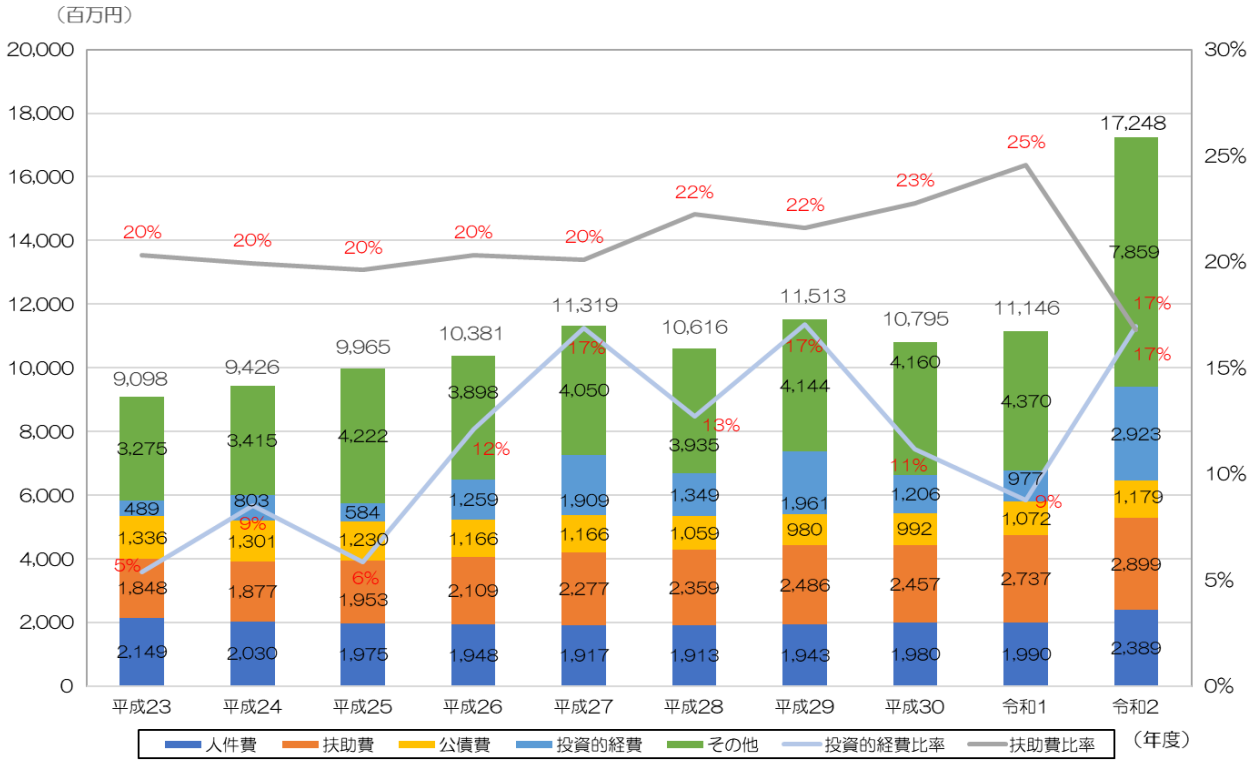

図 3-65　歳出額の推移（普通会計）

出典：「市町村別決算状況調」（総務省）

3.8.3 公共施設の維持管理

「島本町公共施設総合管理計画」（令和４（2022）年３月）では、公共建築物やインフラ施設の耐用年数を考慮し、今後の更新・改修費用を試算しています。

それによると、今後 40 年間においては、約 414.6 億円もの費用がかかることが見込まれています。将来的な人口減少、少子高齢化等を考慮すると、これらの費用は大きな負担となり得ます。

将来にわたり既存の施設を安全に維持していくために、いかにして計画的かつ効率的に維持管理・更新・改修をしていくかが今後の課題となります。

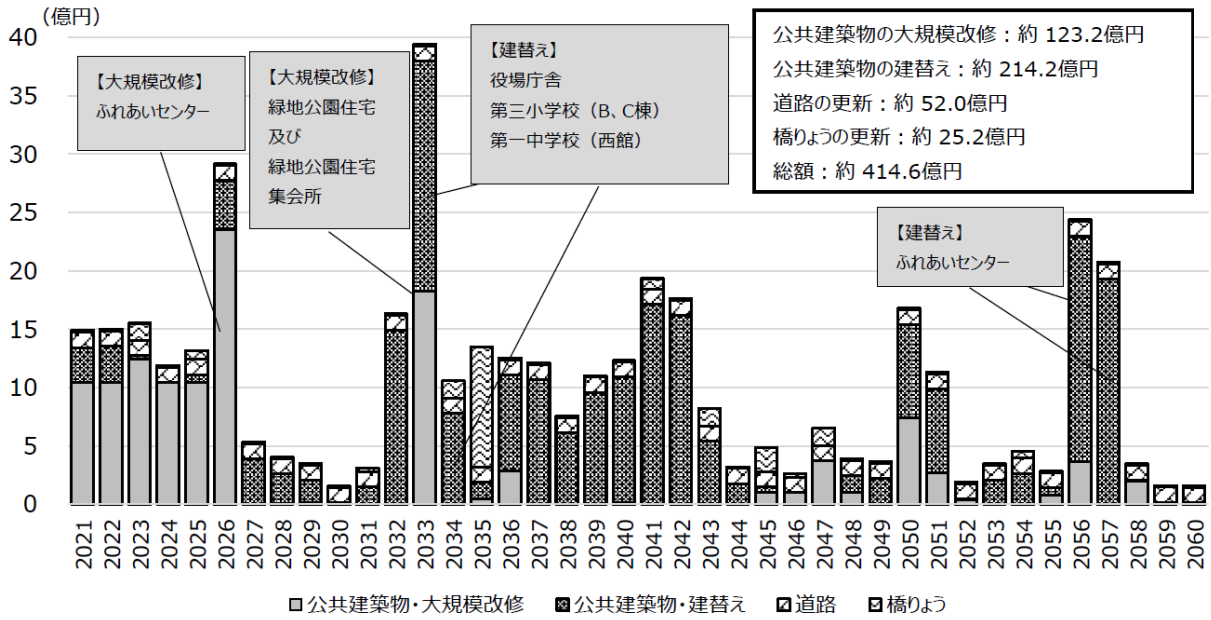

※　小・中学校のプール施設については、試算ソフト上での試算ができないことから、「島本町学校施設長寿命化計画」（令和３（2021）年６月策定）における、今後の維持・更新コスト（従来型）の試算の値を適用した。

図 3-66　試算ソフトを用いた公共施設の将来の更新・改修費用（普通会計）

出典：「島本町公共施設総合管理計画」（島本町　令和 4（2022）年 3 月）

3.9 立地適正化計画により解決すべき課題

以上の現状整理を踏まえ、本計画により解決すべき課題を以下のように整理します。

課題1：人口減少・少子高齢化を見据えた適切な都市構造の構築

本町の人口は一時的に増加しますが、その後減少に向かい、市街化区域の人口密度は令和４（2022）年には 85.51 人/ha（住民基本台帳ベース）であったものが、令和 27（2045）年には 77.46 人/ha（平成 30 年 3 月 31 現在の住民基本台帳人口より推定）まで減少します。老年人口も増加を続け、令和 27（2045）年には老年人口の割合は 32.5%となります。このまま人口が減少し、高齢化が進行すれば、生活サービス機能、産業、労働力、自治体経営等に大きな影響が出ることが予想されます。

特に中心市街地などの市街化した地域は、人口減少や高齢化が顕著であり、都市の空洞化、スポンジ化、中心市街地の活力の低下等が懸念されます。

そのため、中心市街地では地域の魅力を高める施策や空地等の有効活用施策などを推進するともに、市街化区域全体としてはコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

課題2：山間部集落地域維持への対策

本町の人口減少、少子高齢化は、市街化調整区域の山間部集落地域で特に顕著に現れます。令和 4（2022）年において、高齢化率が 80%を超える地域もみられ、地域コミュニティや活力の低下が懸念されるところもあります。

また、本町の主要な生活サービス施設は市街化区域に集中しています。公共交通も市街化調整区域にはあまり整備されておらず、山間部集落地域の住民が生活サービス施設を利用する場合は、主に自家用車を使って市街化区域へ向かう必要があります。

高齢化が進むこれらの地域では、今後、自力で移動することが困難な住民が増加するなど、さまざまな問題が発生することが予想され、集落地域維持のための対策が必要です。

課題3：住民ニーズの高い子育てしやすいまちづくりの推進

令和２（2020）年に実施した住民アンケート調査では、「買い物などの日常生活の便利さ」、「静かで落ち着きのあるまちなみ」、「自然を感じられるまちなみ」、「災害に強い安全なまち」、「子育てしやすいまち」等が、住民が望むまちづくりとして上位にあがっています。特に、子育て世代は、「子育てしやすいまち」を第一にあげる人が多い傾向にあります。

本町の人口は、将来的には年少人口が徐々に減少しますが、近年、子育て世代の流入人口が他の世代に比べて多い（令和 3（2021）年　20、30 歳代流入人口割合：56.0%）ことや、住宅都市としての魅力向上の面からも、子育てしやすいまちづくりの推進が必要です。

課題4：高齢化に伴う社会保障費増加への備え

老年人口の増加により、本町の歳出における高齢化等に伴う財政支出の割合が増加しつつあります。

今後、人口の減少に伴う自主財源の低下、都市インフラ老朽化対応の投資的経費の増加が見込まれる中、高齢者が増加し社会保障費等の更なる増加が予想されることから、社会全体で高齢化に伴う社会保障費増加に対する対応が必要となります。

課題5：ハザードエリア居住者への安全・安心対策

本町の市街化区域は、大部分が浸水想定区域に位置しています。また、山間部の集落等においても土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に位置しているところもあり、令和４（2022）年時点では、全人口の 63.7%が何らかのハザードエリアに居住しています。

今後、高齢者が増加することにより、住民生活の安全性の低下が懸念されることから、ハザードエリア居住者に対する安全・安心対策が必要となります。

表 3-6　ハザードエリア内人口（令和 4(2022)年）

人口		ハザードエリア人口割合
都市計画区域	ハザードエリア	
31,821 人	20,260 人	63.7%

注：ハザードエリア内の人口
・以下の範囲の人口を GIS にて算定
〇洪水浸水深（想定最大規模降雨　淀川）
〇洪水浸水深（想定最大規模降雨　水無瀬川）
〇内水氾濫浸水深（既往最大規模）
〇ため池浸水深（水上池）
〇ため池浸水深（越谷池）
〇ため池浸水深（御所ヶ池）
〇土砂災害特別警戒区域（急傾斜）
〇土砂災害警戒区域（急傾斜）
〇土砂災害特別警戒区域（土石流）
〇土砂災害警戒区域（土石流）
〇急傾斜地崩壊危険区域

第4章 計画の方向性

4.1 まちづくり方針

本町は、大都市近郊の住宅都市として発展し順調に人口を伸ばしてきましたが、全国的な出生率の低下を背景に、本格的な人口減少、少子高齢化時代を迎えようとしています。

人口減少、少子高齢化は、生活サービス機能、産業、労働力、自治体経営など、本町にさまざまな影響をもたらすことが予想され、都市を今後も健全に維持していくためには、人口減少、少子高齢化時代に対応したコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

特に、住宅都市として発展してきた本町の特色を踏まえ、自然環境と調和しながら、誰もがいきいきと末永く住み続けられる便利で魅力あるまちづくりが求められます。

一方、近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。安全で安心して暮らせるまちづくりがこれまで以上に必要とされているところです。

そこで立地適正化計画の策定にあたり、先に整理した本町が抱える課題を踏まえ、次のようにまちづくり方針を設定し、持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

＜まちづくり方針＞

子どもから高齢者まで、

誰もがいきいきと末永く住み続けられる、

便利で安全・安心なまちづくり

4.2 誘導方針

まちづくり方針を踏まえ、以下のように誘導方針を設定します。

方針1：都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり

・ 広域的に利用する都市機能を中心市街地に誘導し、誰もがアクセスしやすく、利用しやすい拠点づくりを促進します。
・ 中心市街地活性化に取り組むとともに、地域の魅力を高める施策を推進します。

方針2：公共交通や徒歩、自転車で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり

・ 公共交通の利用圏域を中心として居住の誘導を図るとともに、子育て世代や高齢者が日常的に利用する都市機能は居住地に近接して配置することで、公共交通や徒歩、自転車で生活を送れるようなまちづくりを促進します。
・ JR や阪急電鉄、阪急バス等と連携し、鉄道やバス等の公共交通の維持を図ります。
・ バリアフリー化の推進や健康運動教室の開催など、子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心して暮らせるとともに、歩きたくなる健康的なまちづくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

方針3：持続可能な集落地域づくり

・ 集落地域に居住されている方、特に高齢者の生活を維持するために、買い物代行サービスや介護サービスなどの生活支援や、地域でのさまざまな活動の支援を促進します。
・ 本町で実施している福祉ふれあいバスや乗合タクシー配車サービスについても、利用者意向を踏まえながら継続する方向で検討を進め、都市地域と集落地域を結ぶ公共交通を一定維持し、都市機能利用の利便性維持に努めます。

方針4：災害に強い安全・安心なまちづくり

・ 災害ハザードエリア居住者に対して、災害リスクや避難方法の周知に努めるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地域への移転を促します。
・ 災害発生時の被害を最小限に抑えるように、ハード・ソフト両面から各種防災対策を講じます。

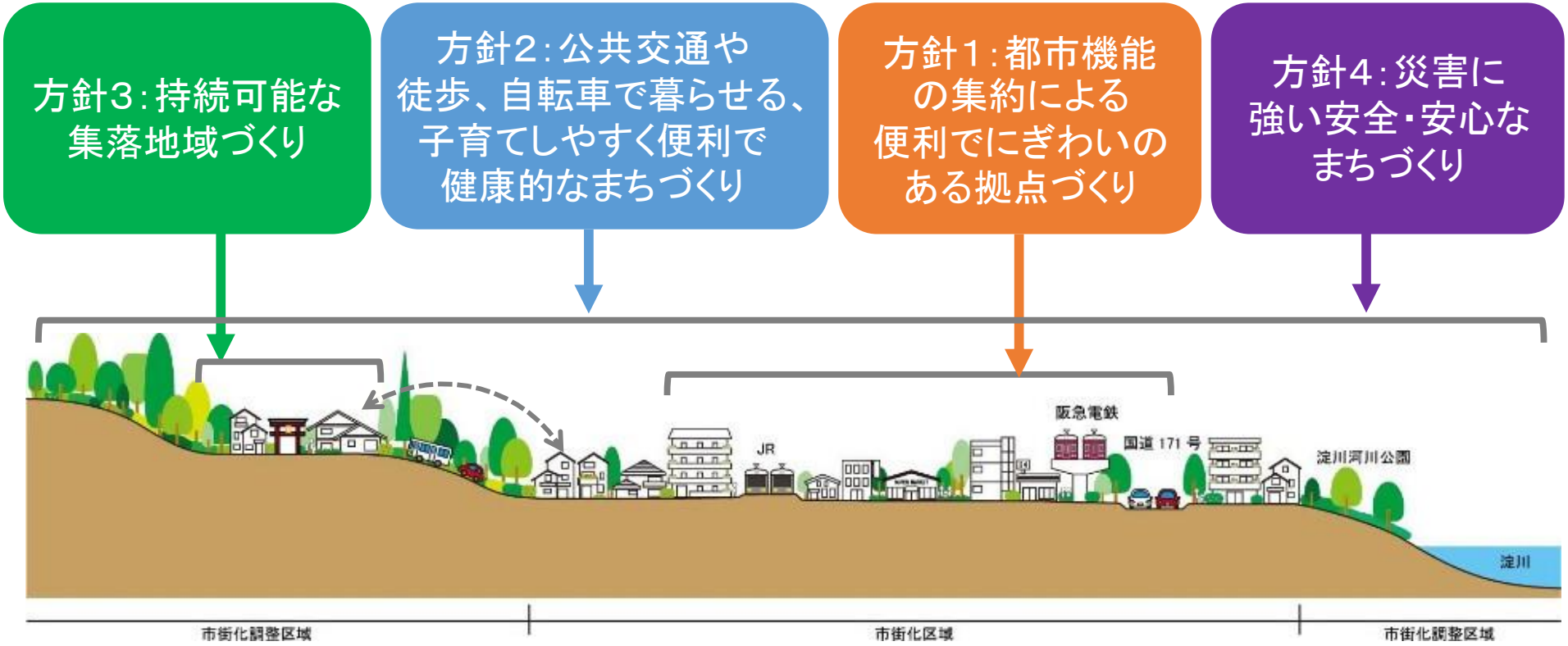

図 4-1　誘導方針イメージ

4.3 めざすべき都市の骨格構造

本町の「都市の骨格構造」は、都市計画マスタープランを踏襲し以下の通りとします。

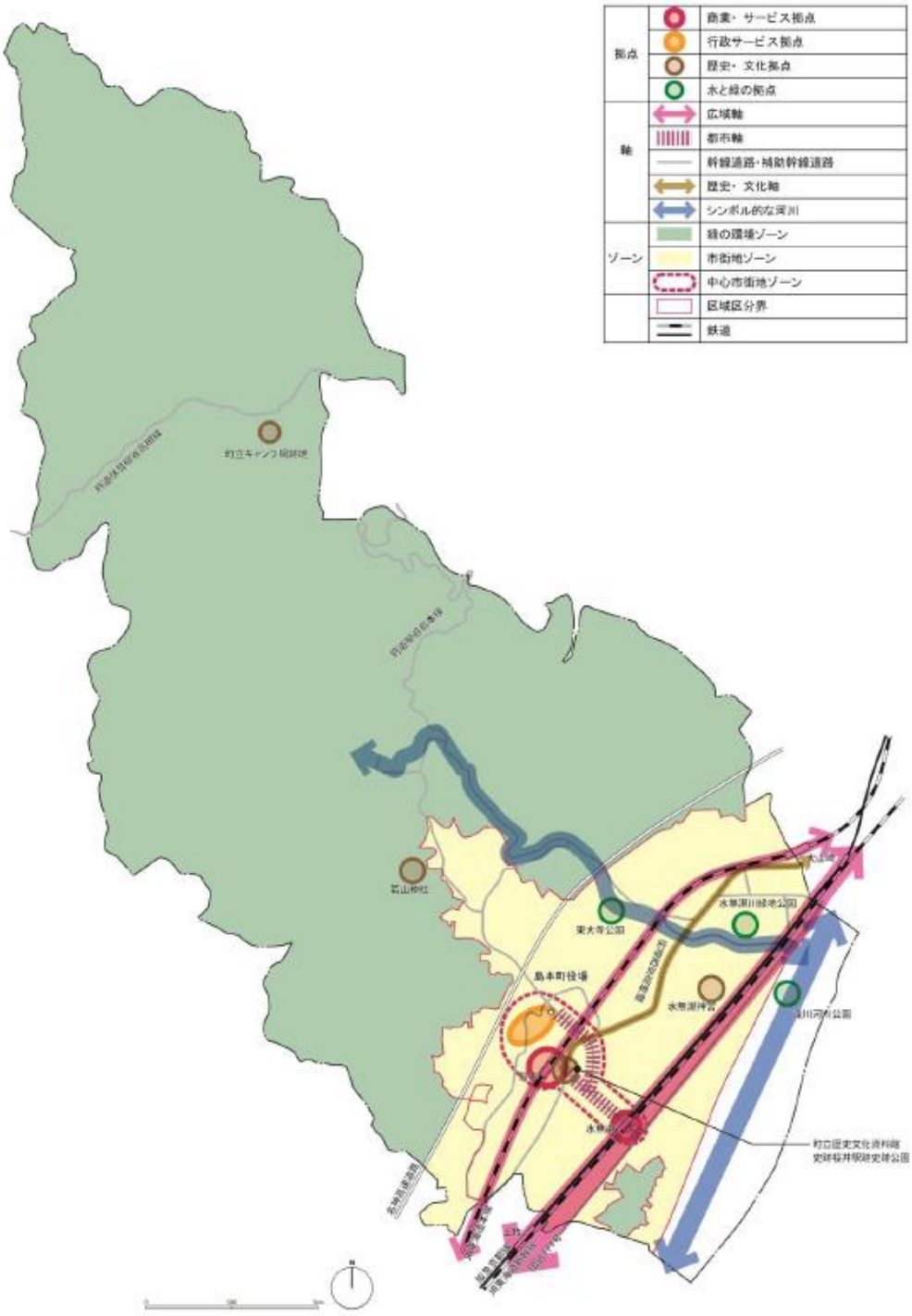

図 4-2 都市構造図

出典:「島本町都市計画マスタープラン」(令和 5(2023)年 3 月)

表 4-1　都市の構成要素とあり方

区分	構成要素	将来のあり方
拠点	商業・サービス拠点	商業・サービス・観光・交流などさまざまな都市活動の中心地を形成。 （阪急水無瀬駅周辺、ＪＲ島本駅周辺）
	行政サービス拠点	行政サービス、保健・福祉、文化・交流活動の中心地を形成。 （町役場周辺、ふれあいセンター周辺）
	歴史・文化拠点	本町の歴史と文化を代表し発信する中心地を形成。 （町立歴史文化資料館など）
	水と緑の拠点	住民の健康づくりや憩い、自然とのふれあいの中心地を形成。 （淀川河川公園、水無瀬川緑地公園、東大寺公園など）
軸	広域軸	大阪・京都などとの広域的な活動を担う軸を形成。 （国道 171 号、阪急京都線、ＪＲ東海道本線）
	都市軸	本町の都市の魅力を代表する都市軸を形成。 （阪急水無瀬駅からＪＲ島本駅及び町役場を結ぶ一連の道路）
	幹線道路・補助幹線道路	広域及び都市内の連携を支える幹線道路ネットワークを形成。 （都市計画道路、既存の主要道路など）
	歴史・文化軸	旧西国街道（府道西京高槻線）の歴史的なまちなみや文化を継承し、地域らしさを伝える軸を形成。
	シンボル的な河川	本町を象徴する河川として、豊かな自然を有する水辺環境を保全及び活用。 （水無瀬川、淀川）
ゾーン	緑の環境ゾーン	豊かな自然と緑豊かな景観を形成する森林環境の保全及び活用。 （山間部）
	市街地ゾーン	研究施設、商工業施設などと住宅地の調和のとれた市街地を形成。
	中心市街地ゾーン	本町の都市機能及び都市の魅力の中心となる複合機能が集積する中心市街地を形成。 （都市軸とその沿道市街地など）

出典：「島本町都市計画マスタープラン」（令和 5（2023）年 3 月）

第5章 居住誘導区域

5.1 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。区域は、人口や土地利用、交通や財政、災害リスク等の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、本町における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるものです。

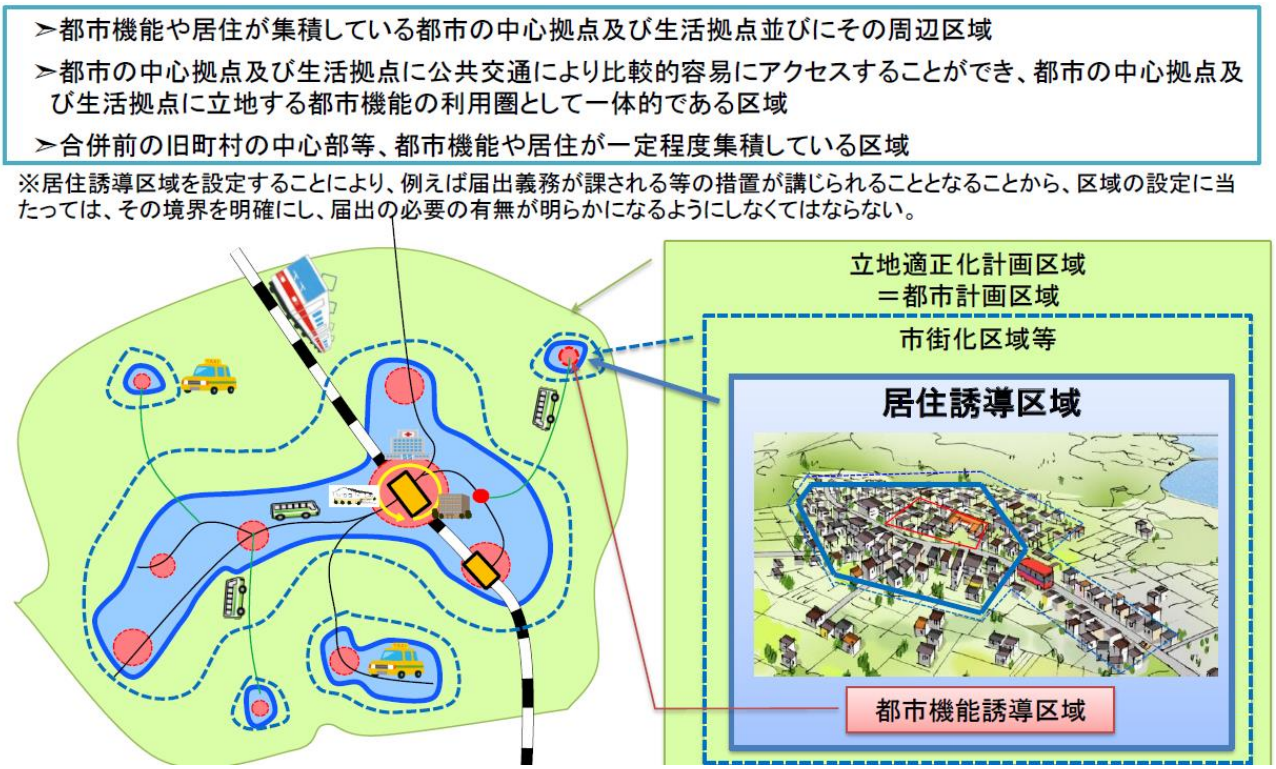

図 5-1　居住誘導区域の概要

出典:「改正都市再生特別措置法等について」(国土交通省　平成 27(2015)年 6 月 1 日時点版)

5.2 居住誘導区域設定の考え方

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省　令和６（2024）年４月改訂）」では、居住誘導区域の条件として、「生活利便性が確保される区域」、「生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域」、「災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域」を満たすことが望ましいとされています。

本計画では、この考え方を踏まえ、以下のフローに沿って居住誘導区域に「含める区域」から、居住誘導区域に「含めない区域」を除くことで居住誘導区域を設定します。

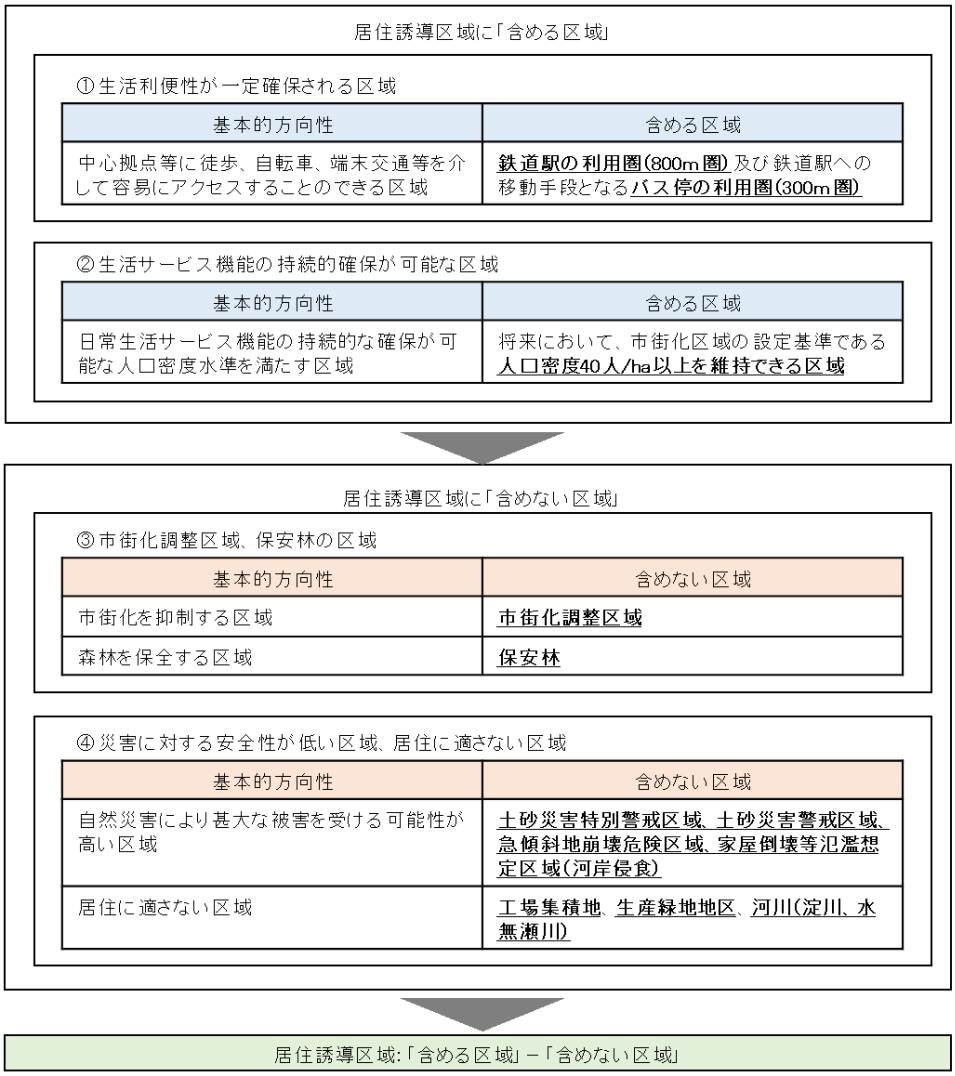

図 5-2　居住誘導区域設定フロー

居住誘導区域に「含めない区域」については、「第 12 版　都市計画運用指針」（国土交通省　令和５（2023）年 12 月）に定められた位置づけに沿って、次表の通り設定するものとします。

なお、浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）については、本町の場合、既に大部分が市街化されており、これらの区域を居住誘導区域から省くことは現実的ではないこと、淀川や水無瀬川といった主要河川の整備は計画的に進められていること、降雨や河川水位の観測体制も一定整い、事前の避難が可能であることから、居住誘導区域に含めることとします。

表 5-1　居住誘導区域に「含めない区域」の設定方針

都市計画運用指針による位置づけ	区域名称	根拠法令	区域設定の方針※
居住誘導区域に含まない区域	市街化調整区域	都市計画法第7条第1項	含めない
	災害危険区域のうち、住居の用に供する建築が禁止されている区域	建築基準法第 39 条第1項及び第 2項	該当地なし
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号	該当地なし
	農地・採草放牧地（政令で定めるもの）	農地法第5条第2項第1号ロ	該当地なし
	国立・国定公園 特別地域	自然公園法第 20 条第1項	該当地なし
	保安林の区域	森林法第 25 条及び第 25 条の2	含めない
	原生自然環境保全地域・特別地区	自然環境保全法第 14 条第1項及び第 25 条第1項	該当地なし
	保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区	森林法第 30 条、第 30 条の2、第41 条及び第 44 条において準用する同法第 30 条	該当地なし
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項	含めない
	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第1項	該当地なし
	災害危険区域	建築基準法第 39 条第1項	該当地なし
	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項	該当地なし
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項	含めない
	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第1項	該当地なし
総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項	含めない
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第1項	該当地なし
	浸水想定区域（洪水、雨水出水）	水防法第 15 条第1項4号	含める
	都市洪水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法第32 条第1項	該当地なし
	その他調査により判明した災害の発生のおそれのある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食、氾濫流））	－	河岸侵食：含めない 氾濫流：含める
居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域、流通業務地区等、法令で住宅の建築が制限されている区域	都市計画法第8条第1項第1号・第 13 号	該当地なし
	特別用途地区、地区計画のうち、条例で住宅の建築が制限されている区域	都市計画法第8条第1項第2号、第 12 条の4第1項第1号	該当地なし
	過去に住宅地化を進めたものの、空地が散在している区域であって、今後は居住の誘導を図るべき ではないと判断する区域	－	該当地なし
	工場移転により空地化が進展し ている工業系用途地域で、居住の誘導を図るべきでないと判断す る区域	－	該当地なし
その他、本計画独自に設定す る区域	工場集積地、生産緑地地区、河川	－	含めない

※　網掛け：町内に該当する区域があるもの

※　区域設定の方針　含める：居住誘導区域に含める区域、含めない：居住誘導区域に含めない区域
該当地なし：町内に該当する区域がないもの

出典：「第 12 版都市計画運用指針」（国土交通省　令和 5（2023）年 12 月）を基に作成

5.3 居住誘導区域の設定

5.3.1 居住誘導区域に含める区域

(1)生活利便性が一定確保される区域、生活サービス機能の持続的確保が可能な区域

「生活利便性が一定確保される区域」は、JR 島本駅、JR 山崎駅、阪急水無瀬駅、阪急上牧駅、阪急大山崎駅などの鉄道駅及びバス停の利用圏とし、具体的には鉄道駅から半径 800m以内、民間バスやふれあいバスのバス停から半径 300mの区域とします。

また、「生活サービス機能の持続的確保が可能な区域」とは、市街化区域の設定基準である人口密度 40 人/ha 以上を維持できる区域とします。具体的には、令和 27（2045）年における将来人口密度が 40 人/ha 以上の区域とします。

令和 27（2045）年人口密度の分布をみると、40 人/ha 以上の区域は市街化区域の住宅地のほぼ全域を占めています。また、令和 27（2045）年の市街化区域の平均人口密度は 77.46 人/ha と 40 人/ha 以上となっています。

このことから、市街化区域全域を居住誘導区域に含める区域とします。

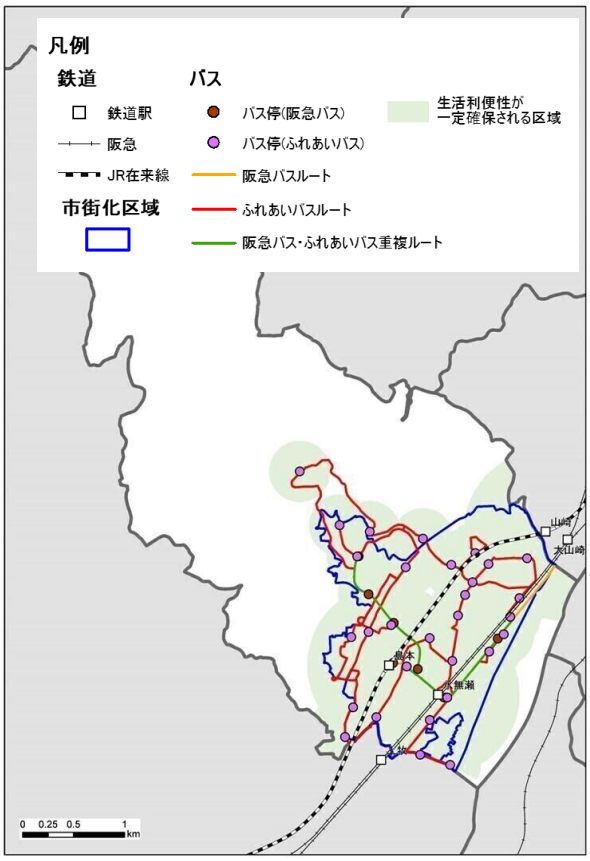

図 5-3　生活利便性が一定確保される区域
（公共交通利用圏）

注：公共交通利用圏は、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省　平成 26（2014）年 8 月）に準じて、鉄道駅：半径 800m、バス停：半径 300m と設定

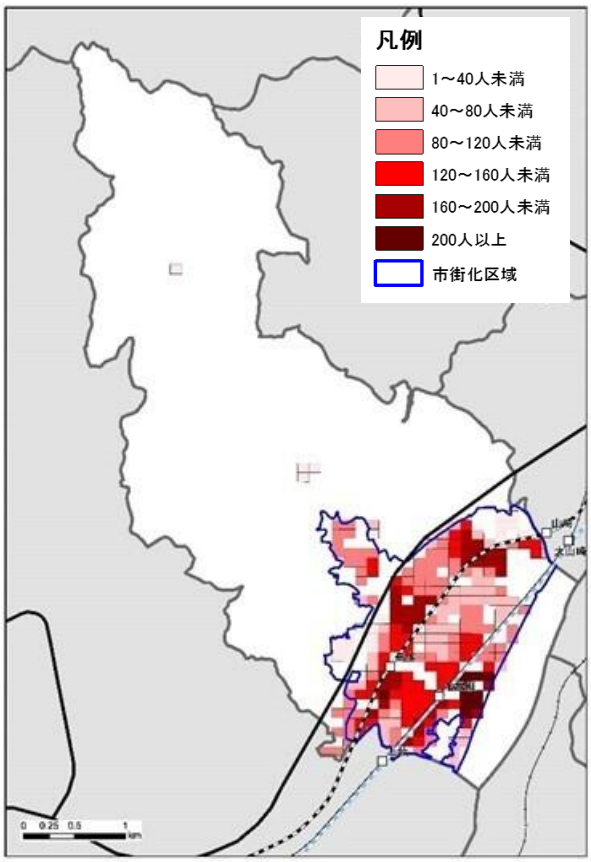

図 5-4　人口密度の分布（令和 27（2045）年（再掲））

出典：住民基本台帳人口をベースに町独自で推計

5.3.2 居住誘導区域に含めない区域

(1)市街化調整区域、保安林の区域

市街化調整区域、保安林の区域は居住誘導区域に含めない区域とします。

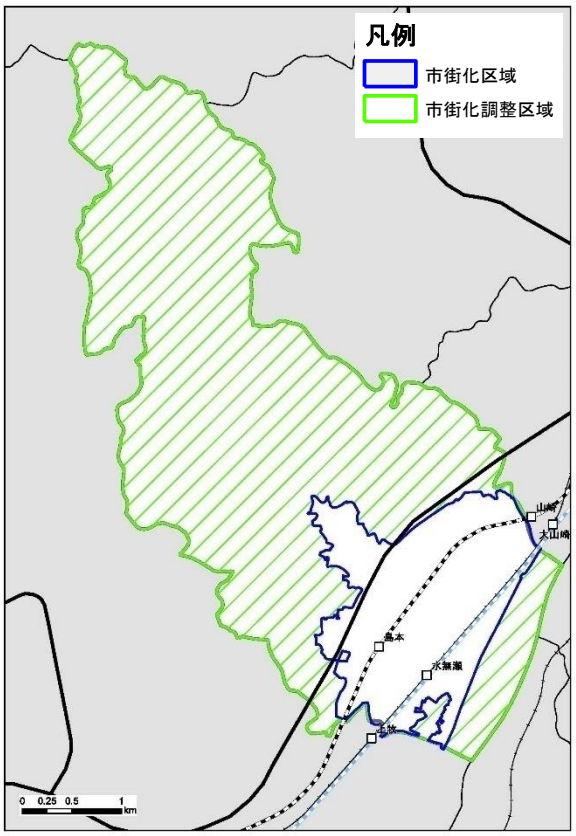

図 5-5 市街化調整区域
出典:「国土数値情報」(国土交通省 令和元(2019)年)より作成

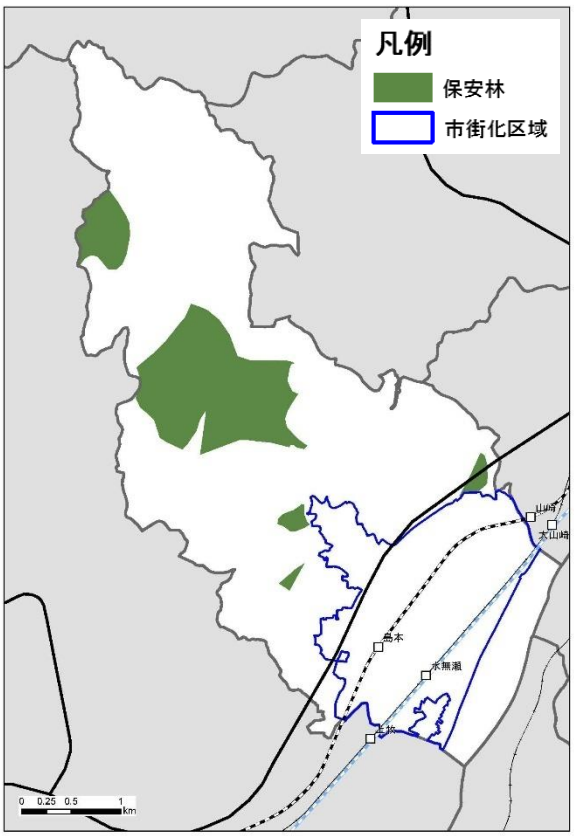

図 5-6 保安林
出典:「国土数値情報」(国土交通省 平成 27(2015)年)より作成

(2)土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導区域に含めない区域とします。

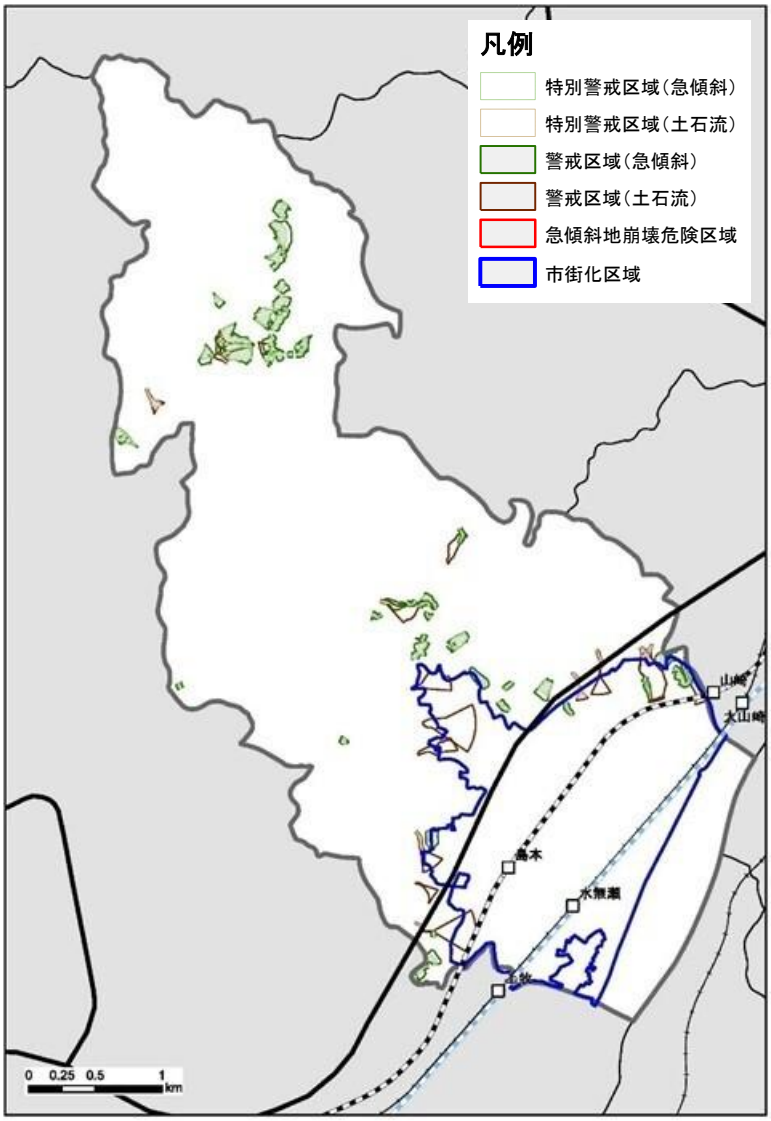

図 5-7　土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域(再掲)

出典:土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域　大阪府資料(平成 18(2006)年 3 月 24 日～平成 28(2016)年 9 月 6 日指定)、急傾斜地崩壊危険区域　大阪府資料

（3）家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、居住誘導区域に含めない区域とします。

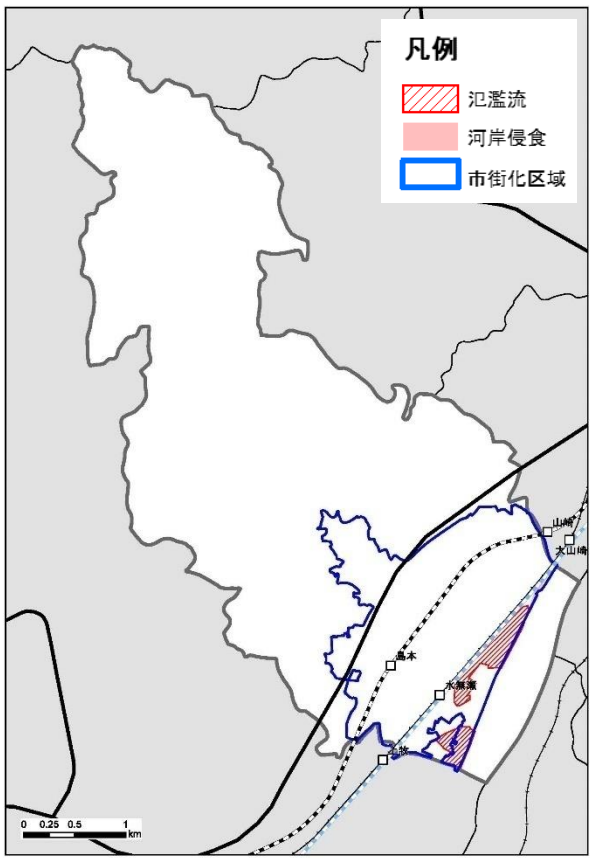

図 5-8　家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川　再掲）

出典：国土交通省資料（平成 29（2017）年 6 月 14 日指定）

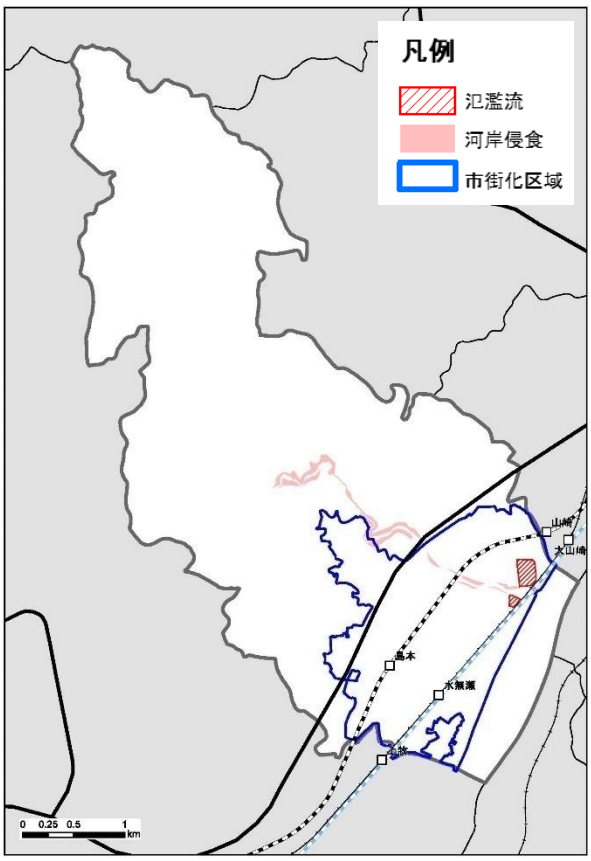

図 5-9　家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川　再掲）

出典：大阪府資料（令和 2（2020）年 3 月 25 日指定）

(4)工場集積地、生産緑地地区、河川

工場集積地は、基本的に居住誘導区域に含めない区域とします。

また、生産緑地地区についても、市街化が進む本町にとって、景観や環境、防災的側面等から「都市にあるべきもの」として今後重要性が高まることから、居住誘導区域に含めず保全の方向とします。

さらに河川の範囲についても居住誘導区域に含めない区域とします。

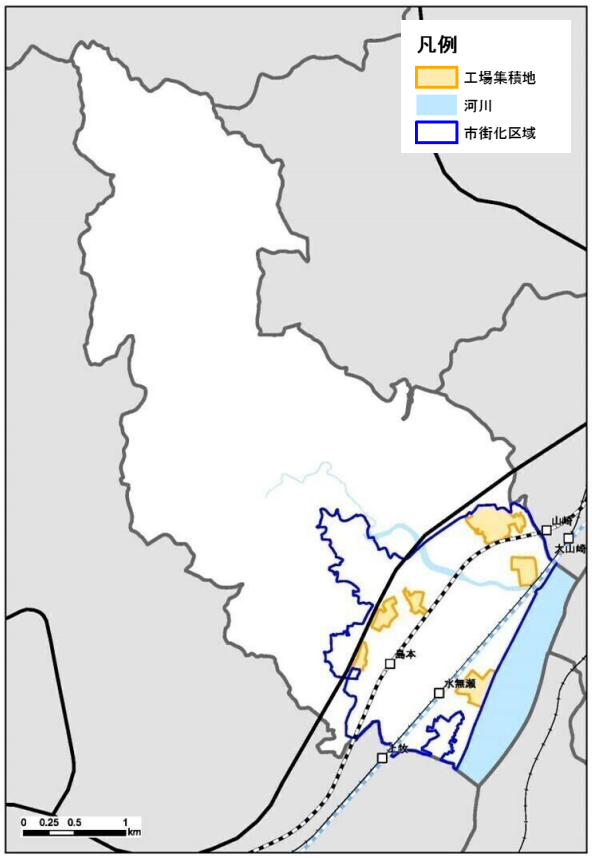

図 5-11　工場集積地※、河川

出典：用途地域・現況土地利用・地形図（令和 6（2024）年 5 月時点）を基に作成

※工場集積地：9,000 ㎡以上の敷地または建築面積の合計が 3,000 ㎡以上の工場や研究所の敷地

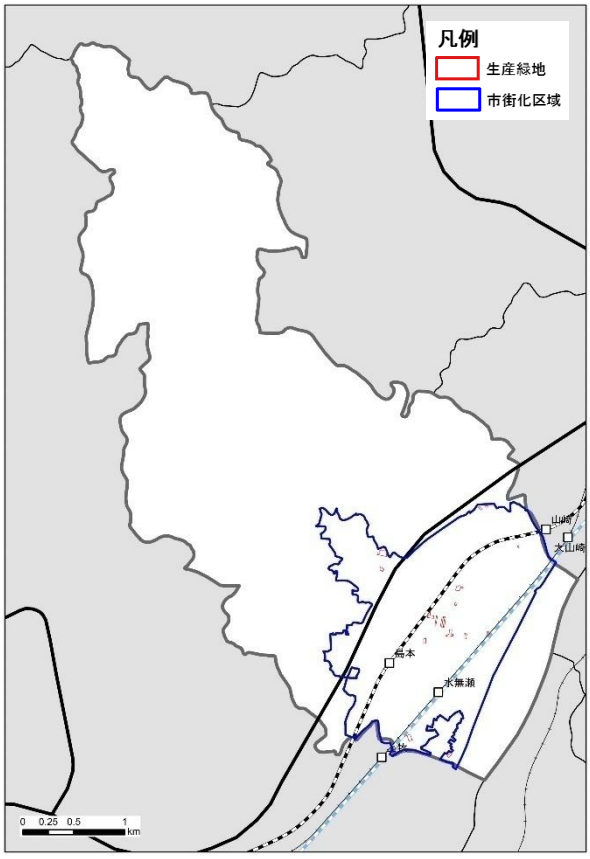

図 5-10　生産緑地地区

出典：都市計画図（令和 6（2024）年 5 月時点）より作成

5.3.3 居住誘導区域

以上より、居住誘導区域に含める区域から含めない区域を除き、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）や地形地物等が境界となるように居住誘導区域を設定します。

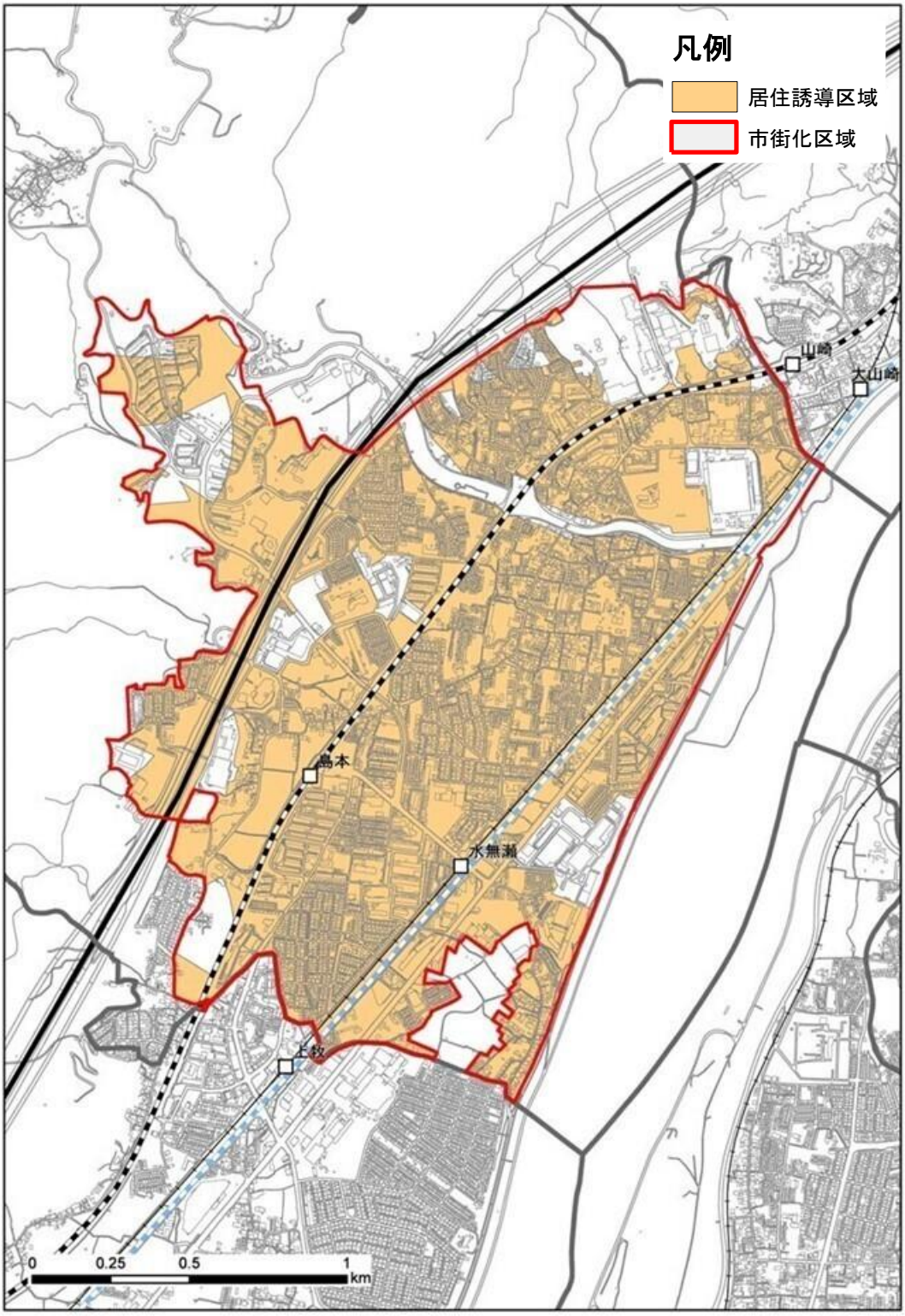

＊居住誘導区域は、生産緑地地区を除きます。

図 5-12 居住誘導区域

背景地図：国土地理院基盤地図情報（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs239）

第6章 都市機能誘導区域

6.1 都市機能誘導区域の基本的な考え方

医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設をいかに誘導するかが重要となります。

このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みです。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図れるよう定めます。

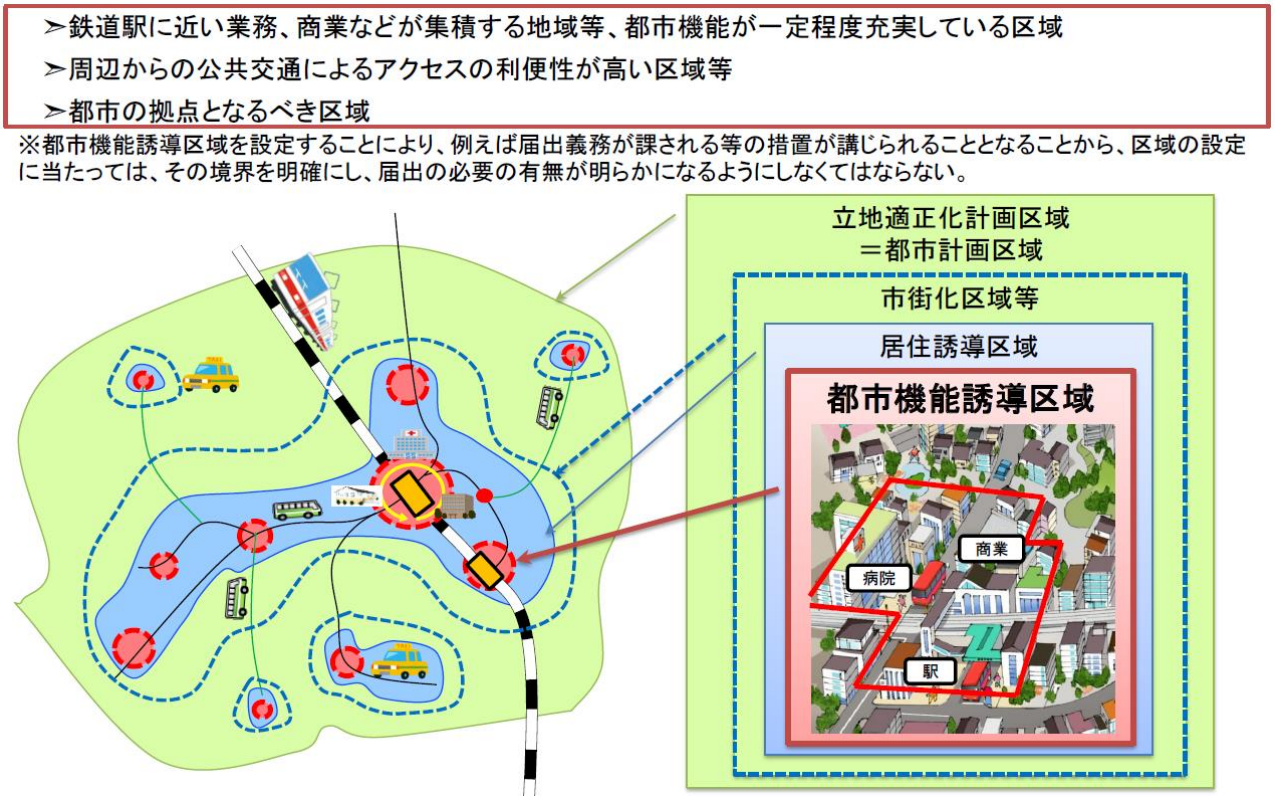

図 6-1　都市機能誘導区域の概要

出典:「改正都市再生特別措置法等について」(国土交通省　平成 27(2015)年 6 月 1 日時点版)

6.2 都市機能誘導区域設定の考え方

本町の都市機能誘導区域は、「第 12 版　都市計画運用指針」に示された考え方を踏まえ、以下の視点から設定します。

都市計画運用指針に示された都市機能誘導区域の考え方	＜都市機能誘導区域の設定が考えられる区域＞ • 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域 ＜留意すべき事項＞ • 区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。 ＜都市機能誘導区域の範囲＞ • 原則として、居住誘導区域の範囲 • 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲
島本町の都市機能誘導区域の視点	＜ベースとなる考え方＞ • 都市計画マスタープランに示された**中心市街地ゾーン** ＜設定の考え方＞ • **JR島本駅、阪急水無瀬駅から徒歩でアクセスできる範囲**（概ね半径800m程度の徒歩圏） • **都市機能の集積が見込まれる用途地域**（近隣商業地域） • 多くの住民の利用が見込まれる**主要な公共公益施設や商業施設等が立地する区域**

図 6-2　都市機能誘導区域設定の視点

6.3 都市機能誘導区域の設定

6.3.1 中心市街地ゾーンの位置づけ

「島本町都市計画マスタープラン」では、阪急水無瀬駅やJR島本駅、町役場及びその周辺を「中心市街地ゾーン」として位置づけ、都市機能及び都市の魅力の中心となる複合機能が集積する中心市街地の形成をめざしています。

特に、阪急水無瀬駅やJR島本駅周辺は、商業・サービス拠点として位置づけ、商業・サービス・観光・交流などさまざまな都市活動の中心地を形成します。

また、町役場やふれあいセンター周辺は、行政サービス拠点として位置づけ、行政サービス、保健・福祉、文化・交流活動の中心地を形成します。

さらに、阪急水無瀬駅からＪＲ島本駅及び町役場を結ぶ一連の道路は、都市軸として位置づけ、本町の都市の魅力を代表する都市軸を形成することとしています。

6.3.2 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定にあたっては、先の都市機能誘導区域設定の視点を踏まえて、用途地域界、地形地物等が境界となるように区域を設定します。

(1)都市計画マスタープランに示された中心市街地ゾーン

都市機能誘導区域は、「島本町都市計画マスタープラン」で、「中心市街地ゾーン」と位置づけている範囲を基本とします。

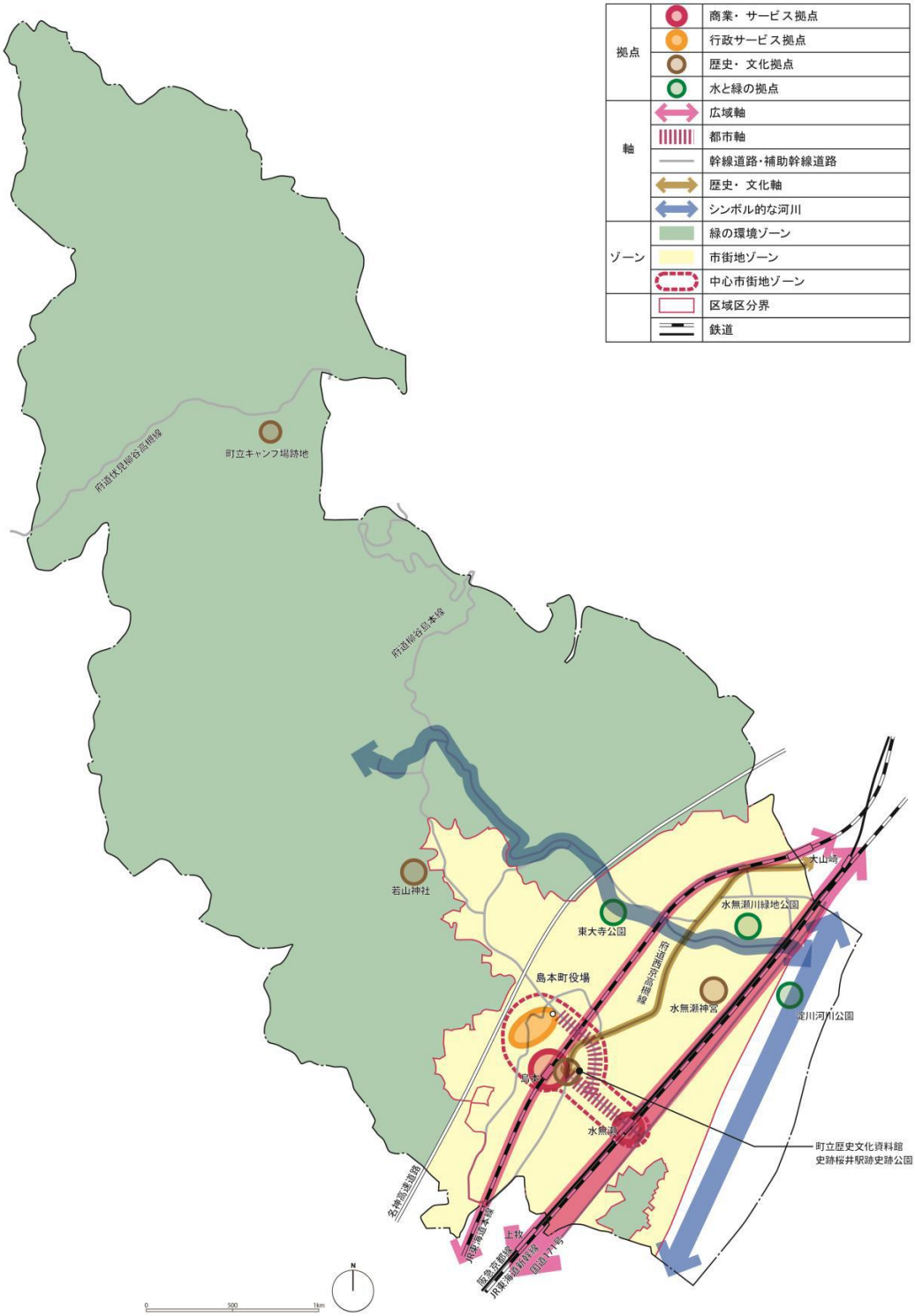

図 6-3 都市構造図(再掲)

出典:「島本町都市計画マスタープラン」(島本町 令和 5(2023)年 3 月)

（2）駅徒歩圏、近隣商業地域、主要施設の集積

公共交通によるアクセスの利便性が高い区域とされる、駅から 800m 程度の圏域のうち、都市機能の集積が見込まれる用途地域である「近隣商業地域」を含み、町全体から住民の利用が見込まれる主要な公共施設、病院、大規模商業施設が集積する地域を都市機能誘導区域に設定します。

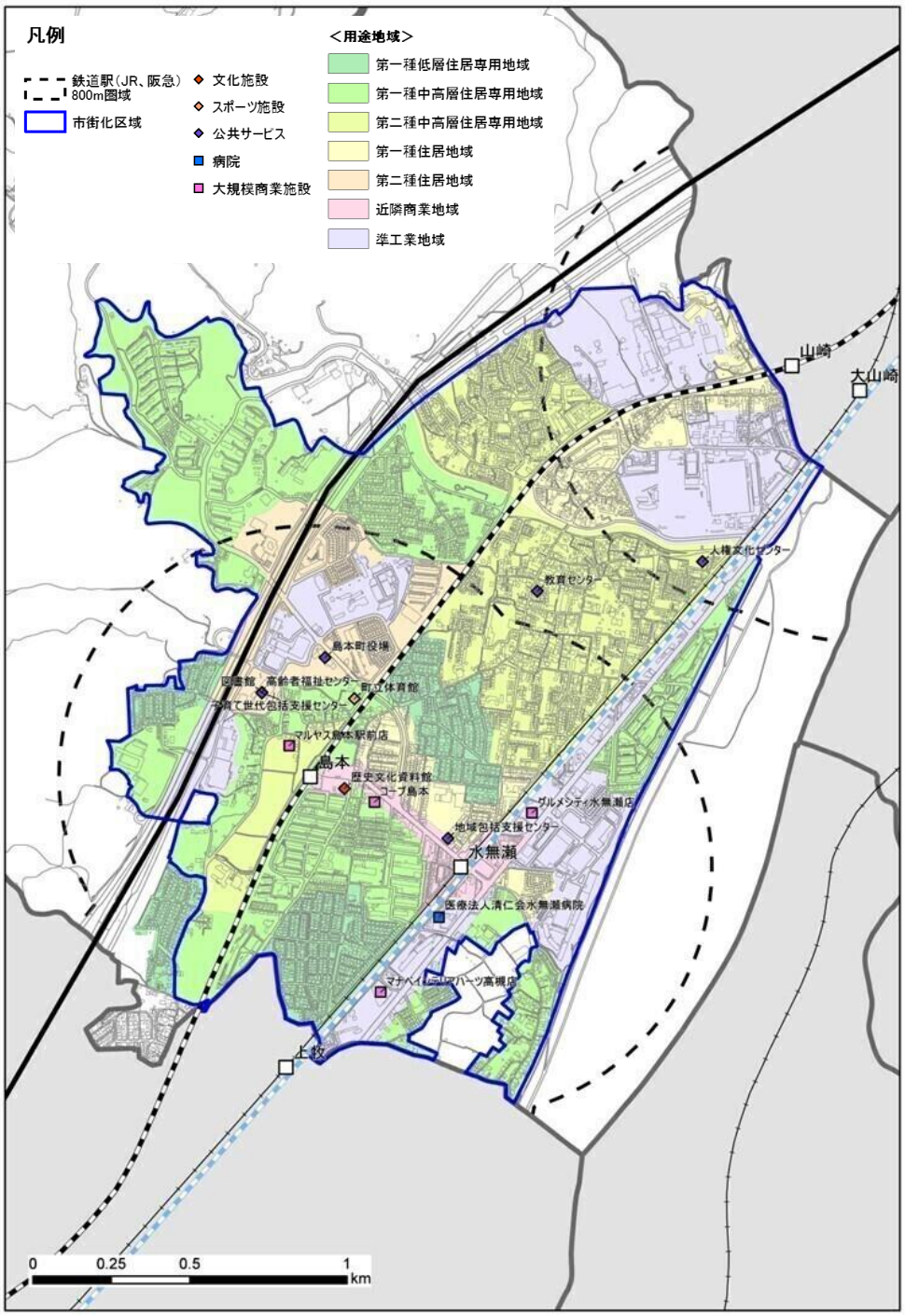

図 6-4　駅徒歩圏、用途地域、主要施設※

※町全体から住民の利用が見込まれる主要な公共施設、病院、大規模商業施設

背景地図：国土地理院基盤地図情報（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs239）

(3)都市機能誘導区域

以上を踏まえ、以下のように用途地域界、地形地物等が境界となるように都市機能誘導区域を設定します。

図 6-5 都市機能誘導区域

背景地図：国土地理院基盤地図情報（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs239）

第7章 誘導施設

7.1 誘導施設の基本的な考え方

「第 12 版　都市計画運用指針」では、誘導施設の考え方として、以下の内容が示されています。

7.1.1 基本的な考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設※を設定するもので、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望まれます。また、都市機能誘導区域に必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。

※　都市機能増進施設：居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

7.1.2 想定される誘導施設

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下のような施設を定めることが想定されます。

表 7-1　誘導施設として定めることが想定される施設

施設種別	誘導施設（例）
高齢化の中で必要性の高まる施設	病院・診療所等の医療施設 老人デイサービスセンター等の社会福祉施設 小規模多機能型居宅介護事業所 地域包括支援センター 等
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	幼稚園や保育所等の子育て支援施設 小学校等の教育施設 等
集客力がありまちのにぎわいを生み出す施設	図書館、博物館等の文化施設 スーパーマーケット等の商業施設 等
行政施設	行政サービスの窓口機能を有する市役所支所 等

出典：「第 12 版　都市計画運用指針」（国土交通省　令和 5（2023）年 12 月）より作成

7.1.3 留意事項

- 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望まれます。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまうおそれがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。
- 誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望まれます。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となるなど、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要です。

7.2 誘導施設設定の考え方

7.2.1 誘導施設選定の方針

誘導施設の選定にあたっては、以下の方針に基づき設定します。

○住民要望の高い子育て環境の充実を図る施設

本町の年少人口は、近年は回復傾向にあるとともに、転入者も 20～40 歳の子育て世代が中心です。また、都市計画マスタープラン改訂の際に実施したアンケート調査からも、子育て世代は子育て環境の充実を求めている傾向にあります。

将来的に年少人口は減少することが予想されますが、今後、出生率を高めていくためにも、子育て環境の充実は重要となります。

そこで子育て環境の充実を図るための核となる施設を、都市機能誘導区域に維持・誘導することとします。

○多様な世代のいきいきとした暮らしを支える施設

本町の老年人口は増加傾向にあり、将来的にもさらに増加することが予想されています。持続可能なまちづくりを図っていくためにも、高齢者を含む多様な世代が、社会活動や趣味活動等を広く行えるような多機能型の拠点施設が今後重要となります。

そこで、多様な世代のいきいきとした暮らしを支える施設を、都市機能誘導区域に維持・誘導することとします。

○島本町の更なる魅力向上を図る施設

本町の人口は、近年は増加傾向にありますが、JR 島本駅西地区の土地区画整理事業等の各種開発が一定程度終了すれば、将来的には減少することが予想されます。

人口の減少とともに、まちの活力が低下することのないよう、今後も本町の魅力を高める施策が重要となることから、本町の更なる魅力向上を図る施設を、都市機能誘導区域に維持・誘導することとします。

7.2.2 誘導施設の設定にあたっての配慮事項

誘導施設の設定にあたっては、先の誘導施設選定の方針のほか、以下の観点に配慮して設定します。

○現在の都市施設の分布状況を考慮した設定

本町の都市施設のうち、役場や図書館、病院等は中心市街地ゾーンに立地していますが、学校や子育て施設、診療所、介護施設、スーパーマーケット等は市街化区域全体に分散しています。

市街化区域全体に住宅地が立地する本町の都市構造を考えると、町の核となる都市施設は中心市街地ゾーンに集積することが望ましいと考えますが、日常生活に密着した都市施設は市街化区域に広く分散して配置することが望ましいと考えます。

そのため、一般のスーパーマーケットや診療所、老人デイサービス施設、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校等の日常生活に密着した施設は分散して配置することとします。

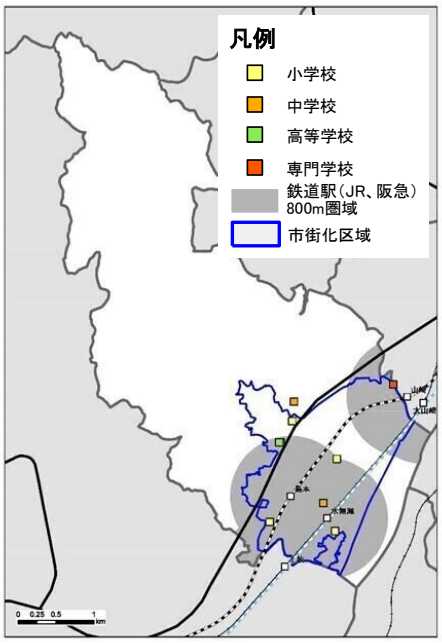

図 7-1　教育施設位置図（再掲）

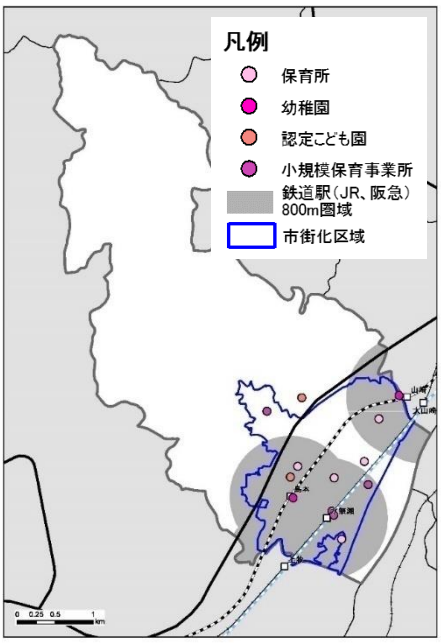

図 7-2　子育て施設位置図（再掲）

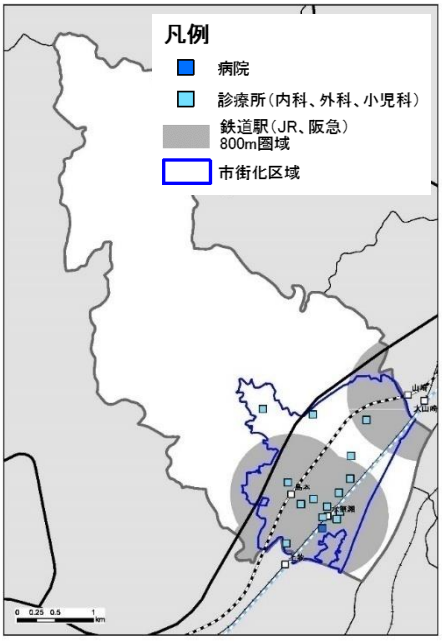

図 7-3　医療施設位置図（再掲）

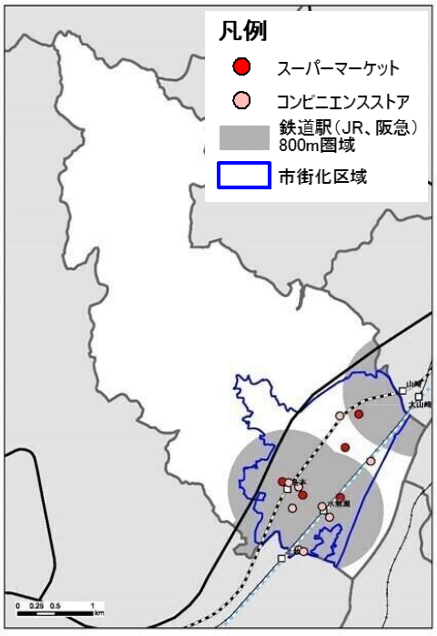

図 7-4　スーパーマーケット、コンビニエンスストア位置図（再掲）

○鉄道の利用による周辺自治体との連携を考慮した設定

本町の都市規模や今後の人口減少を考えると、すべての都市機能を本町だけで備えることは都市の効率性の面からも必ずしも適切ではありません。

また、大阪府等が策定した「大阪のまちづくりグランドデザイン」では、交通ネットワークにより相互に連携する都市構造をめざすこととしており、周辺自治体と連携した誘導施設の利用ネットワークが今後の都市構造を考える上で重要です。本町が位置する三島地域は、JR 東海道本線や阪急京都線により周辺自治体がつながっており、鉄道沿線を軸に都市機能が集積する構造を活かしつつ、拠点病院、大規模商業施設、文化ホール等の高次の都市機能については沿線の自治体間で分担・連携する「鉄道沿線まちづくり」に取り組むことが重要です。

現在の住民の生活行動においても、本町は高槻市等の周辺自治体との日常的なつながりが強いことから、鉄道の利用を踏まえた誘導施設の分担・連携を考慮した誘導施設の設定を行います。

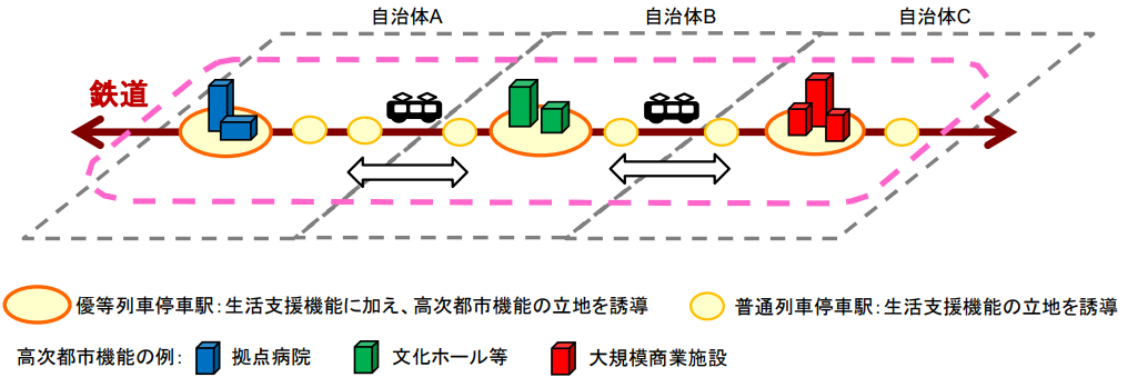

図 7-5 鉄道沿線まちづくりのイメージ

出典：「鉄道沿線まちづくりガイドライン（第一版）」（国土交通省 平成 27（2015）年 12 月）

7.3 誘導施設の設定

以上の設定の考え方を踏まえ、誘導施設を以下の通り設定します。

表 7-2 誘導施設

機能種別	誘導施設	定義	既存施設
商業	大規模商業施設	大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（小売店舗面積：1,000 ㎡を超えるもの）	民間商業施設
医療施設	病院	医療法に規定する病院	民間病院
子育て施設	こども家庭センター	すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う機関	島本町こどもすこやかセンター
教育・文化施設	図書館	図書館法に規定する図書館	島本町立図書館
交流施設	地域交流センター	多様な世代が利用できる社会活動や趣味活動への参加等の機会を提供する施設	ふれあいセンター
	テレワーク拠点施設	共同利用するワークスペース（オフィス）を中心に構成された会社や自宅以外の第 3 のワークスペース	―
行政施設	役場	地方自治法に規定する町役場	島本町役場

第8章 誘導施策

8.1 誘導施策

誘導施策は、先に示した「誘導方針」に基づき設定します。

なお、「方針４：災害に強い安全・安心なまちづくり」に関する施策については、「第 9 章　防災指針」の中で示します。

8.1.1 都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり

「方針１：都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり」について、以下のように誘導施策を設定します。

表 8-1「方針1：都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり」に関する施策

分類	誘導施策	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
都市機能の集約・再編	誘導施設の都市機能誘導区域への誘導	島本町	→	→	→
	新庁舎の建設	島本町	→		
	水無瀬川緑地公園内への町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートの移転整備	島本町	→	→	
	ふれあいセンターの更なる多機能化の検討	島本町	→	→	→
	その他公共施設の集約・再編	島本町	→	→	→
	民間活用（PPP／PFI）による公共施設整備・管理の効率化	島本町	→	→	→
にぎわいのある拠点づくり	JR 島本駅西地区においてまちの玄関口にふさわしい良好な市街地形成の推進	島本町 民間	→	→	
	公園や街路樹などの整備による歩きたくなる空間の創出	島本町 大阪府	→	→	→
	歴史文化の情報発信拠点、町のにぎわい創出の場として、歴史文化資料館の有効活用	島本町	→	→	→
	店舗・イベントへの支援・ＰＲなどによる商店街の活性化	島本町 民間	→	→	→
	まちなかでの人々の交流・活動施設の整備	島本町 民間	→	→	→
公的不動産、低未利用土地の活用	空家、空き店舗の活用促進	島本町 民間	→	→	→
	公的不動産の活用	島本町 民間	→	→	→
	低未利用土地の利用と管理	島本町 民間	→	→	→
魅力向上のための担い手づくり	セミナーの開催や融資などによる、事業者の支援や企業立地の促進	島本町 民間	→	→	→
	イベント等のにぎわいづくりに取り組む団体や事業者への支援	島本町	→	→	→

分類	誘導施策	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
誘導施設整備に向けての支援制度の充実	企業立地促進奨励金制度等を活用した企業立地の促進	島本町	→	→	→
	都市機能誘導区域内の空き店舗、あき地での開業希望者支援（店舗改装・家賃補助、経営指導等）	島本町	→	→	→

8.1.2 公共交通や徒歩、自転車で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり

「方針２：公共交通や徒歩、自転車で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり」について、以下のように誘導施策を設定します。

表 8-2 「方針2：公共交通や徒歩、自転車で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり」に関する施策

分類	誘導施策	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
安全、便利、快適で、外出しやすい環境整備	居住誘導区域への居住の誘導	島本町	→	→	→
	開発指導を通じた周辺と調和した良好な住環境の形成	島本町	→	→	→
	公園や街路樹などの整備による歩きたくなる空間の創出	島本町 大阪府 国	→	→	→
	歩行者や自転車利用者に配慮した計画的な道路整備	島本町 大阪府 国	→	→	→
	誰もが安全・快適に移動し、生活できるよう、公共施設などのバリアフリー化	島本町 大阪府 国	→	→	→
	公園・学校施設・公共施設などの既存資源を有効活用し、放課後や休日に過ごす場の充実	島本町	→	→	→
公共交通の維持と利用環境の向上	事業者と連携した鉄道駅を拠点とするバス交通の維持と路線の充実	島本町 民間	→	→	→
	福祉ふれあいバスの継続と円滑な運行	島本町	→	→	→
居住誘導のための支援制度の充実	空家等に対する利活用施策も含めた必要な支援の実施	島本町	→	→	→
	空家所有者への指導などによる周辺の生活環境の保全	島本町	→	→	→
健康的な生活支援	高齢者や障害者などの外出支援	島本町	→	→	→
	生活習慣の改善や、健康の保持・増進など、住民が主体となった健康づくり活動への支援	島本町	→	→	→
	健康と密接な関係にある食の重要性について啓発し、ライフステージに応じた食育の推進	島本町	→	→	→
	「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」など、住民主体の健康づくり活動の充実	民間	→	→	→
	健康を維持し、地域コミュニティなどで活躍できるよう、年長者クラブ活動やボランティア活動の支援	島本町	→	→	→
	スポーツ活動の機会の提供、住民が主体的に運営・企画するイベントや団体活動の支援	島本町	→	→	→

8.1.3 持続可能な集落地域づくり

「方針３：持続可能な集落地域づくり」について、以下のように誘導施策を設定します。

表 8-3 「方針3:持続可能な集落地域づくり」に関する施策

分類	誘導施策	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
集落での生活、コミュニティ維持のための支援	地域の関係機関・団体との連携と課題共有を図り、見守りや支え合いのための地域活動の促進	島本町	→	→	→
	地域福祉に関する相談支援体制の強化	島本町	→	→	→
	活発なコミュニティ活動が行われる環境づくり	島本町	→	→	→
	高齢者や障害者等に対応した住宅改造支援	島本町	→	→	→
	生活支援（移動販売車の運行、買い物代行サービス、介護サービス等）	島本町 民間	→	→	→
空家等の活用	空家等に対する利活用施策も含めた必要な支援の実施	島本町	→	→	→
	空家所有者への指導などによる周辺の生活環境の保全	島本町	→	→	→
	移住定住の取組との連携や、自然環境での暮らしの推進などを通じた、空家の利活用についての検討	島本町	→	→	→
都市部とのアクセス性の維持	都市部と集落部の公共交通の維持・向上（福祉ふれあいバスや乗合タクシー配車サービスの維持・継続、周辺市町と連携した配車サービス、わかりやすい情報発信、バリアフリー　等）	島本町	→	→	→
	府道柳谷島本線や府道伏見柳谷高槻線の整備及び維持・管理	大阪府	→	→	→
	大沢から市街地へのアクセス確保のための近隣市との広域的な連携体制の強化	島本町 近隣市	→	→	→
移住促進のための支援制度の充実	移住のための相談窓口の設置	島本町	→	→	→

8.2 まちづくりにおける公的不動産の活用方針

(1)公共施設の適正管理

「島本町公共施設総合管理計画」（令和４（2022）年３月）に基づき、「将来の世代に過大な負担を残すことなく、必要な施設を安全に引き継ぐ」ことを基本目標として、老朽化の状況や維持・更新費用、利用状況などを考慮しながら、施設の統廃合や多機能・複合化を検討するとともに、民間資本の活用や広域連携などによる施設保有量の圧縮を図り、施設の適正配置を進めます。

また、計画的な維持保全による長寿命化、施設運営の効率化などを進め、維持・更新費用の削減や平準化を図ります。

(2)遊休地などの活用

統廃合などにより廃止となった施設や利用予定のない遊休地は、立地条件やその必要性などに応じて都市機能の誘導について検討を行うとともに、売却や賃貸などを進め、得られた財源を他の施設の新築・改修費や管理運営費などに充てることとします。

8.3 低未利用土地の有効利用と適正管理のための指針等

あき地・空家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけではなく、有効利用を促すことが必要です。このため、権利設定等を促進する事業等の活用についても検討しながら、低未利用土地の利用促進や発生の抑制等に向けて適切な対策を図ります。

8.3.1 低未利用土地利用等指針

低未利用土地の利用促進や発生の抑制等に向けて適切な対策を図るため、次の通り指針を定めます。

(1)利用指針

1)居住誘導区域内

住宅や居住者の利便を高める施設等の立地、良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること。

2)都市機能誘導区域内

誘導施設の立地や都市機能増進施設の利用者の利便を高める施設等の利用を推奨すること。

(2)管理指針

1)空家等

定期的に建物等の確認や清掃を行うなど適切な管理を促す。

2)あき地等

雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講ずるよう、適切な管理を促す。

8.3.2 低未利用土地権利設定等促進事業区域、事業に関する事項

(1)低未利用土地権利設定等促進事業区域

居住誘導区域または都市機能誘導区域とする。

(2)低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項

1)促進すべき権利設定等の種類

地上権、賃借権、所有権等とする。

2)立地を誘導すべき誘導施設等

居住誘導区域における住宅、都市機能誘導区域における誘導施設等とする。

8.3.3 立地誘導促進施設協定に関する事項

(1)立地誘導促進施設の一体的な整備または管理が必要となると認められる区域

居住誘導区域または都市機能誘導区域とする。

(2)立地誘導促進施設の一体的な整備または管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備または管理を適切に行うこととする。

公園、緑道など、居住者等の利便の増進に寄与し、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導を促進させる施設

8.4 届出･勧告制度

8.4.1 届出制度

(1)届出制度の概要

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

本計画の策定に伴い、都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、区域外における誘導施設の整備や一定規模以上の開発行為等を行う場合は、町長への届出が必要となります。

(2)居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります（法第 88 条第１項）。

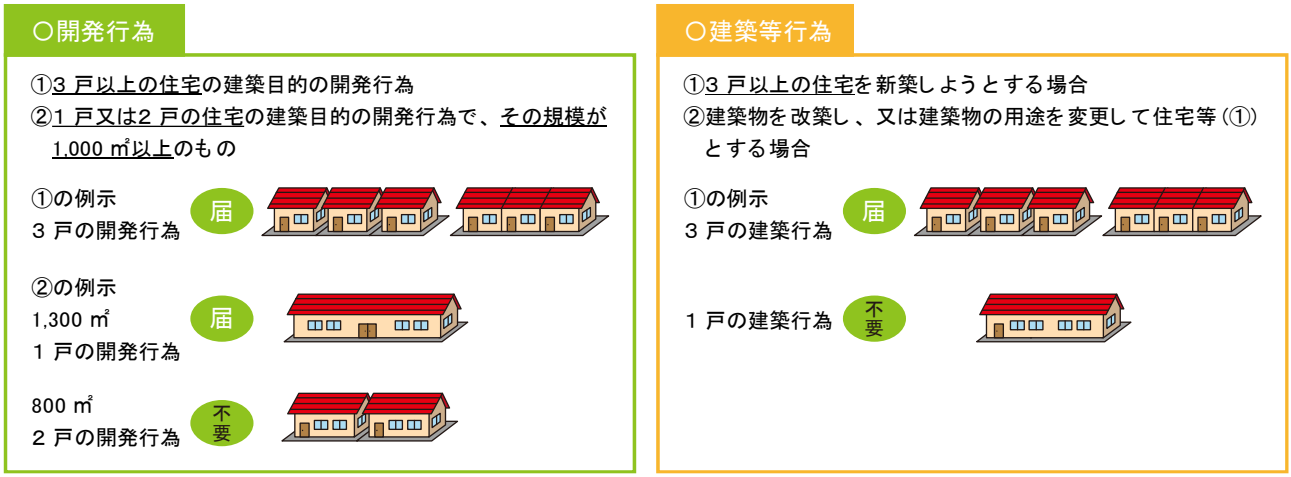

図 8-1　居住誘導区域外における届出対象行為

(3)都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外で誘導施設を有する開発行為等を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります（法第 108 条第１項）。

届出があった際、町長は、必要に応じて誘導施設の立地を適正なものとするための勧告や都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせん等を行うことができます（法第 108 条第３項、第４項）。

＜届出対象行為＞

○開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

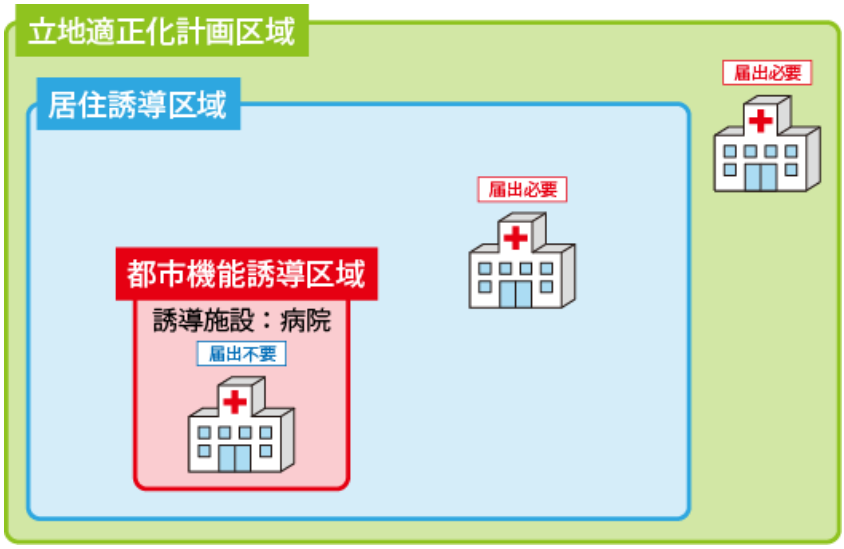

図 8-2　届出が必要となる場合のイメージ

(4)都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出

都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、または廃止しようとする者は、その 30 日前までに、その旨を町長に届け出る必要があります（法第 108 条の２第１項）。

8.4.2 勧告制度

町長は、8.4.1 に関する届出があった場合に、都市機能誘導区域内や居住誘導区域内において誘導施設や住宅の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、立地を適正なものとするために必要な勧告や土地の取得についてのあっせん等を行うことができます（法第 88 条第３項、第４項・法第 108 条第３項、第４項）。

第9章 防災指針

9.1 防災指針の基本的な考え方

9.1.1 防災指針とは

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の自然災害に対する防災に関する機能の確保を図るための指針であり、改正都市再生特別措置法（令和２（2020）年９月施行）において、新たに位置づけられました。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクの高い地域での新たな立地の抑制を図り、居住誘導区域から除外することが基本となりますが、本町では既成市街地の大部分に浸水の可能性があるため、その全域を居住誘導区域から除くことは現実的ではありません。

そのため、一部の災害リスクは保留し、回避あるいは低減させるための防災・減災対策を本指針で位置づけることとします。

9.1.2 検討の手順

防災指針の検討は、以下のフローに沿って行います。

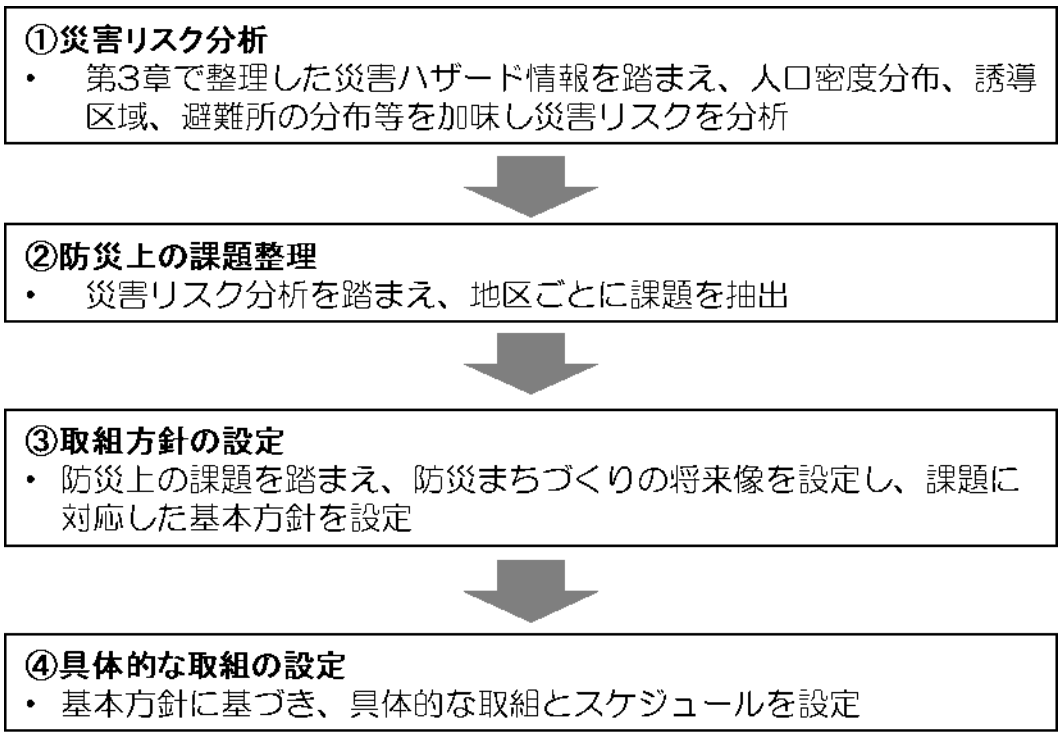

図 9-1防災指針検討フロー

9.2 災害リスク分析

整理したハザード情報に、人口分布、要配慮者利用施設分布、避難所等の都市の情報を重ね合わせることで、下記のような災害リスクの分析を行います。

なお、浸水継続時間については、家庭で防災備蓄品を準備する日数の目安とされている３日間を超える地区はなかったことから、分析より省いています。

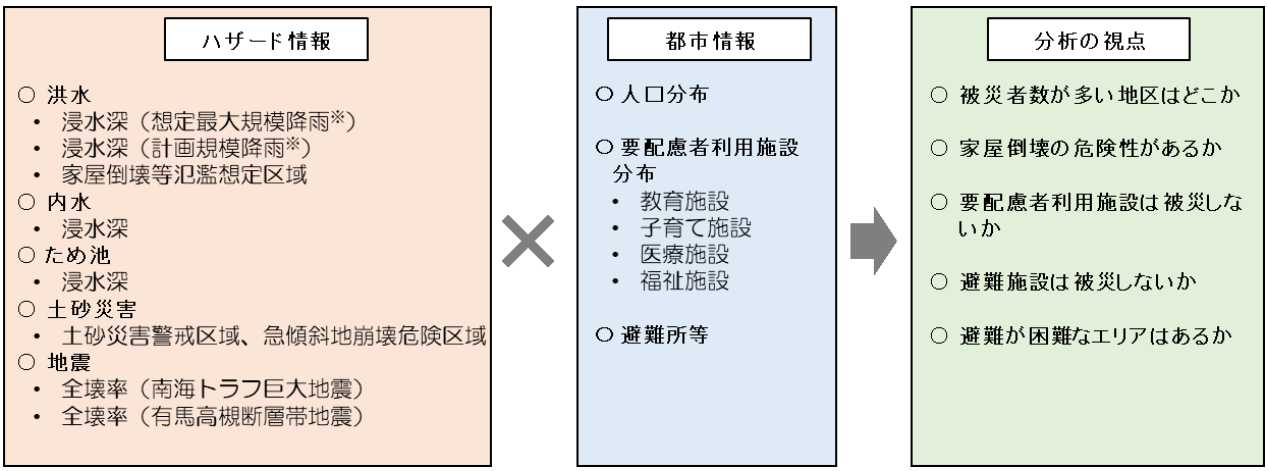

図 9-2 災害リスク分析の考え方

※想定最大規模降雨：枚方上流域の 24 時間総雨量 360mm（淀川）、138.0mm/hr、1,150.0mm/24hr（水無瀬川）（再掲）

※計画規模降雨：84.0mm/hr、289.8mm/24hr（水無瀬川）（再掲）

9.2.1 洪水

(1)浸水深(想定最大規模降雨)

1)人口密度分布との重ね合わせ

浸水想定区域（想定最大規模降雨、淀川）の中で特に人口密度が高い地域は、阪急水無瀬駅周辺の江川二丁目や水無瀬二丁目、JR 島本駅周辺の青葉三丁目、また東部の山崎三丁目などがあげられます。中でも江川二丁目や水無瀬二丁目、青葉三丁目などは水深が 3.0～5.0mとなり、２階以上の浸水が予想されます。

浸水想定区域（想定最大規模降雨、水無瀬川）の中で特に人口密度が高い地域も、阪急水無瀬駅周辺の江川二丁目や水無瀬二丁目、JR 島本駅周辺の青葉三丁目、東部の山崎三丁目などがあげられます。また、広瀬二丁目は水深が 3.0～5.0mとなります。

課題1:浸水想定区域内に人口密度が高い地域が存在する

課題2:3.0m以上の浸水が想定される住宅地が存在する

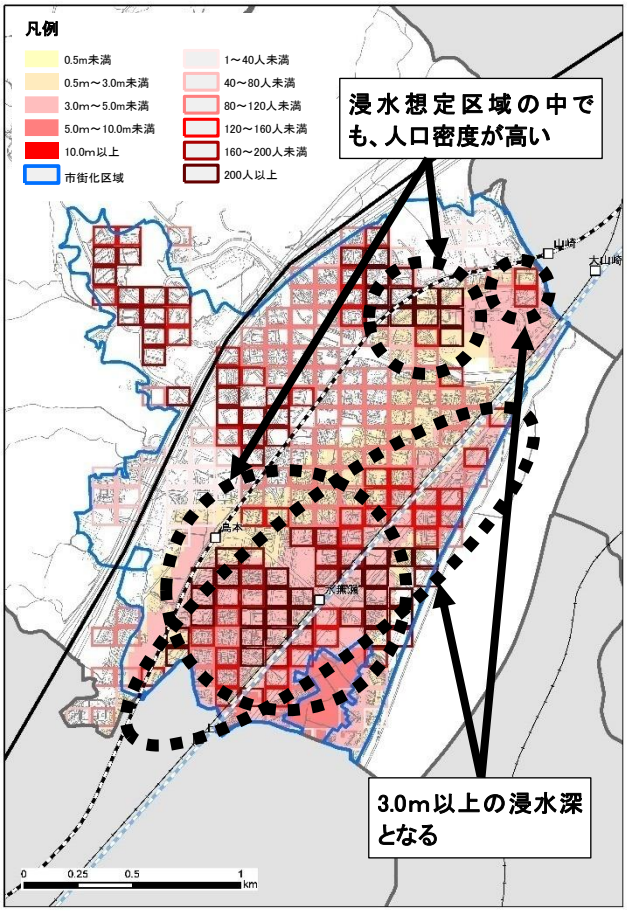

図 9-3 浸水深(想定最大規模降雨 淀川)と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日指定)、住民基本台帳人口より作成

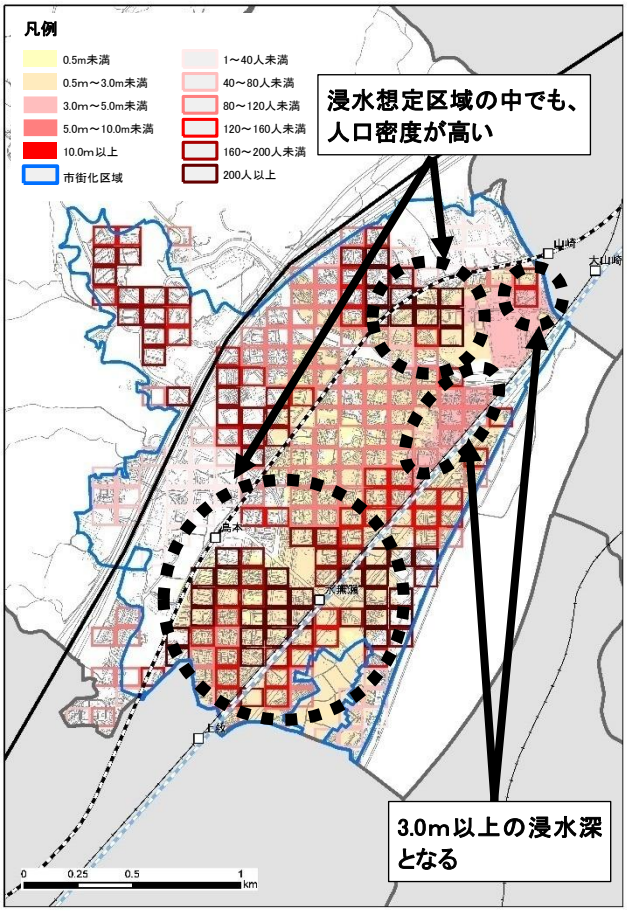

図 9-4 浸水深(想定最大規模降雨 水無瀬川)と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日指定)、住民基本台帳人口より作成

2）要配慮者利用施設分布との重ね合わせ

阪急京都線沿線やJR島本駅周辺の浸水想定区域（想定最大規模降雨、淀川）に、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮者利用施設が立地しています。特に浸水深3.0m以上となる地域にも要配慮者利用施設が立地しています。

同様に、阪急京都線沿線やJR島本駅周辺の浸水想定区域（想定最大規模降雨、水無瀬川）にも、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮者利用施設が立地しています。

課題3：浸水想定区域内に要配慮者利用施設が存在する

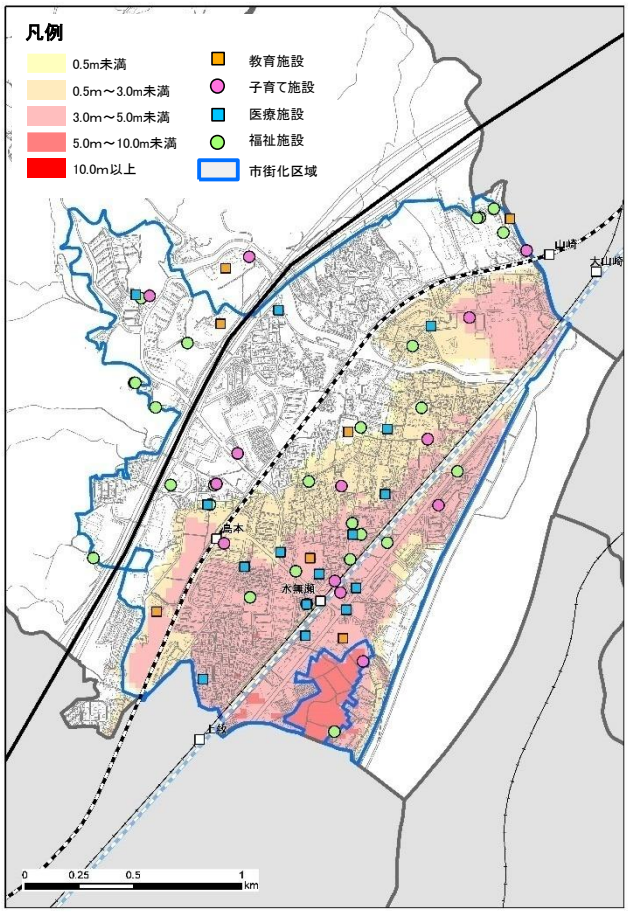

図 9-5　浸水深（想定最大規模降雨　淀川）と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：国土交通省資料（平成29（2017）年6月14日指定）、
本業務調査資料より作成

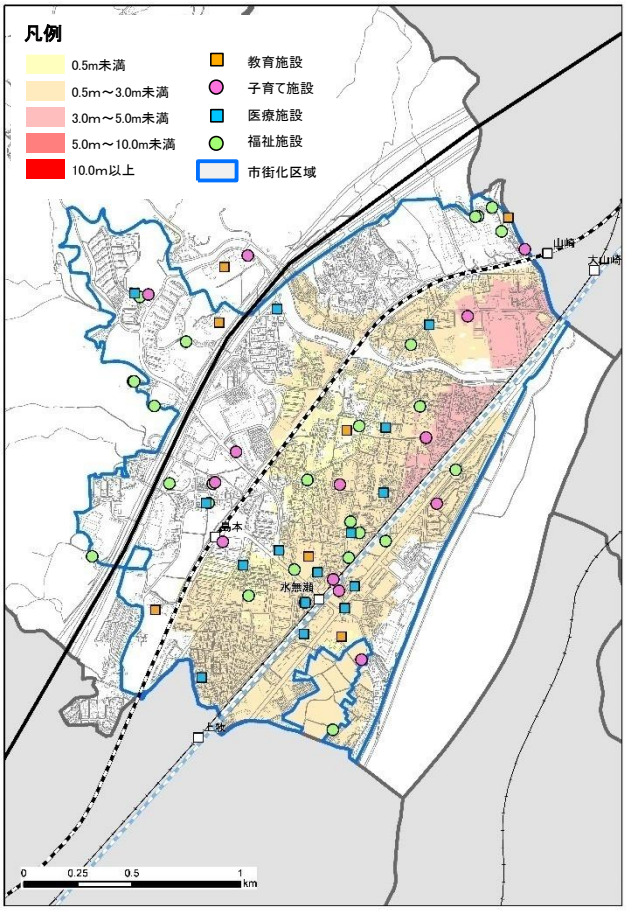

図 9-6　浸水深（想定最大規模降雨　水無瀬川）と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：大阪府資料（令和2（2020）年3月25日指定）、
本業務調査資料より作成

3）避難所等位置との重ね合わせ

大部分の避難所等（洪水）は、浸水想定区域（想定最大規模降雨、淀川、水無瀬川）の外にありますが、一部で浸水想定区域内にあるものもあります（山崎公民館（2F）、町立第三小学校（4F）、ジオ阪急水無瀬ハートスクエア（14F）　＊垂直避難は可能）。

これらの避難所等は、浸水想定区域（想定最大規模降雨、淀川、水無瀬川）の居住地から800m圏内（一般的な徒歩圏）※にあります。

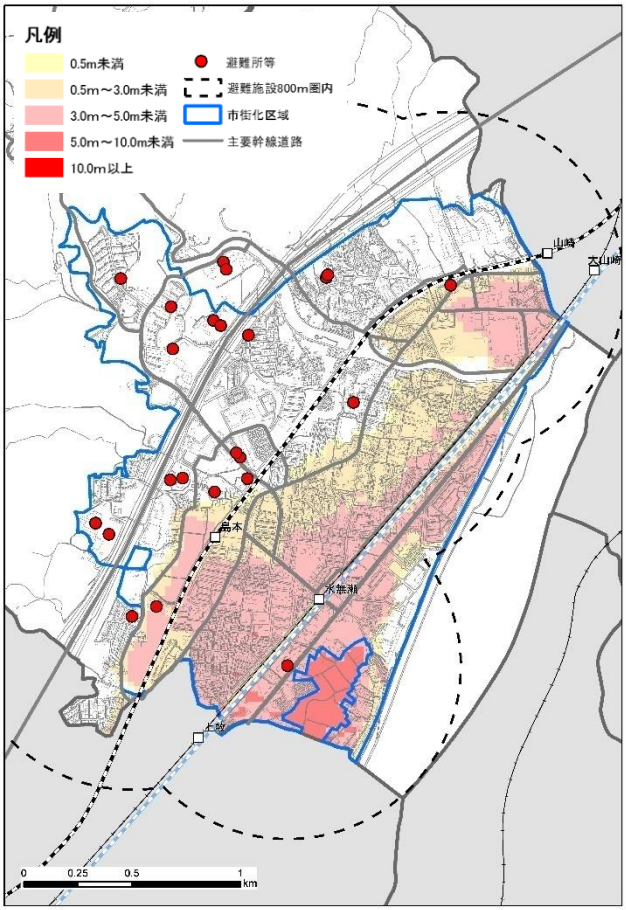

図 9-7　浸水深（想定最大規模降雨　淀川）と
避難所等位置（洪水）の重ね合わせ
出典：国土交通省資料（平成 29（2017）年 6 月 14 日指定）、
島本町資料（令和 2（2020）年 9 月）より作成

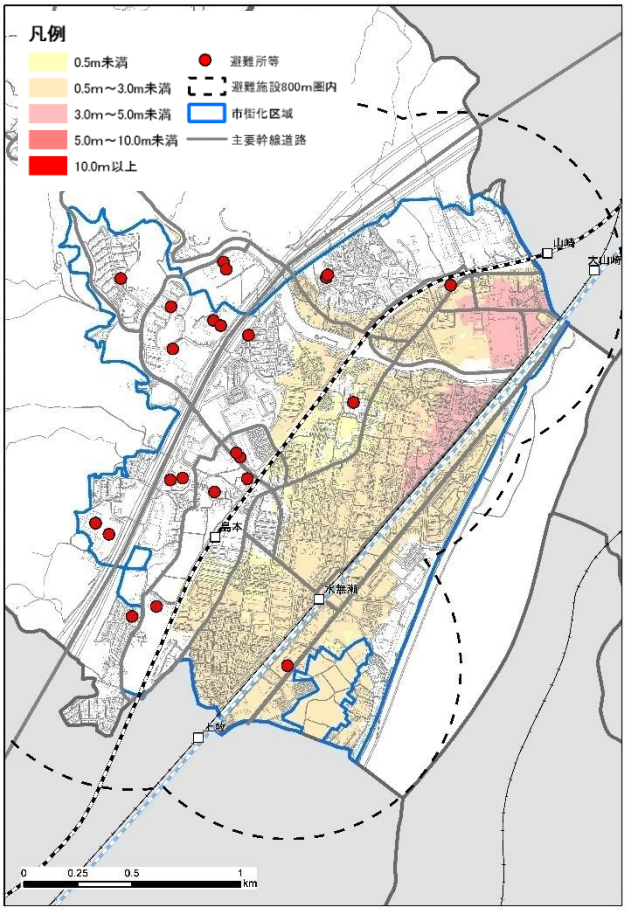

図 9-8　浸水深（想定最大規模降雨　水無瀬川）と
避難所等位置（洪水）の重ね合わせ
出典：大阪府資料（令和 2（2020）年 3 月 25 日指定）、
島本町資料（令和 2（2020）年 9 月）より作成

※「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局　平成 26（2014）年 8 月）」において、一般的な徒歩圏は 800 mとされています。

(2)浸水深(計画規模降雨)

1)人口密度分布との重ね合わせ

浸水想定区域（計画規模降雨、水無瀬川）の中で特に人口密度が高い地域は、阪急水無瀬駅周辺の江川二丁目や水無瀬二丁目等があげられます。

課題4:計画規模降雨でも浸水が想定される地域が存在する

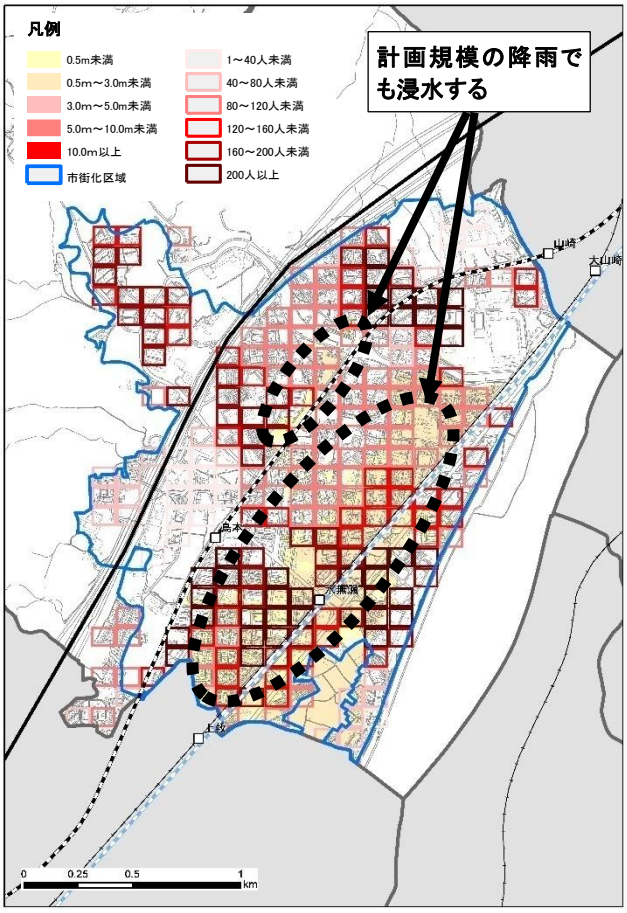

図 9-9 浸水深(計画規模降雨 水無瀬川)と
人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の
重ね合わせ
出典:「洪水浸水想定区域図」(令和 2(2020)年 3 月
大阪府)、住民基本台帳人口より作成

2）要配慮者利用施設分布との重ね合わせ

阪急京都線沿線周辺の浸水想定区域（計画規模降雨、水無瀬川）に、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮者利用施設が立地しています。

課題4：計画規模降雨でも浸水が想定される地域が存在する（再掲）

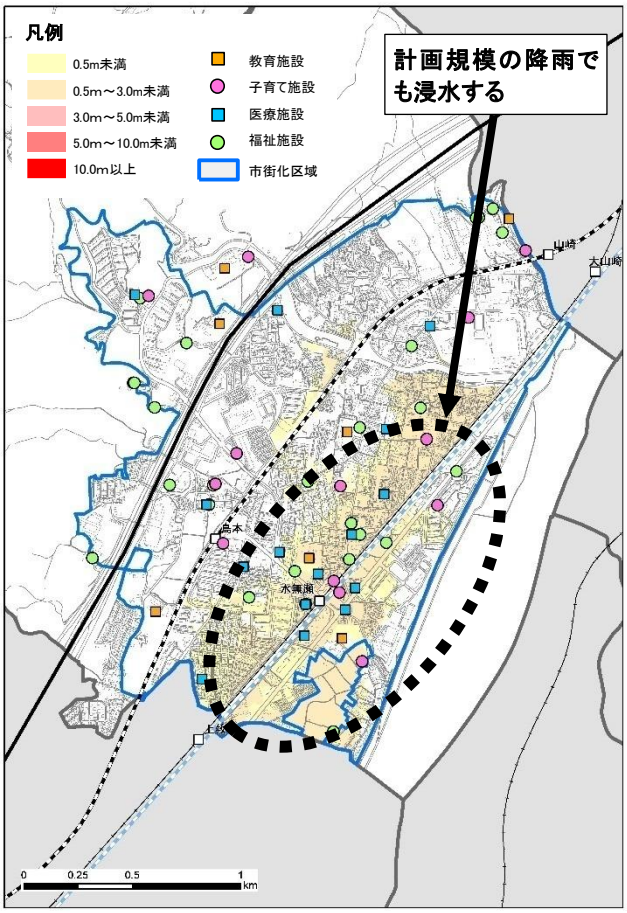

図 9-10　浸水深（計画規模降雨　水無瀬川）と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：「洪水浸水想定区域図」（令和 2（2020）年 3 月
大阪府）、本業務調査資料より作成

3）避難所等位置との重ね合わせ

大部分の避難所等（洪水）は、浸水想定区域（計画規模降雨、水無瀬川）の外にありますが、一部で浸水想定区域内にあるものもあります（ジオ阪急水無瀬ハートスクエア（14F）　＊垂直避難は可能）。

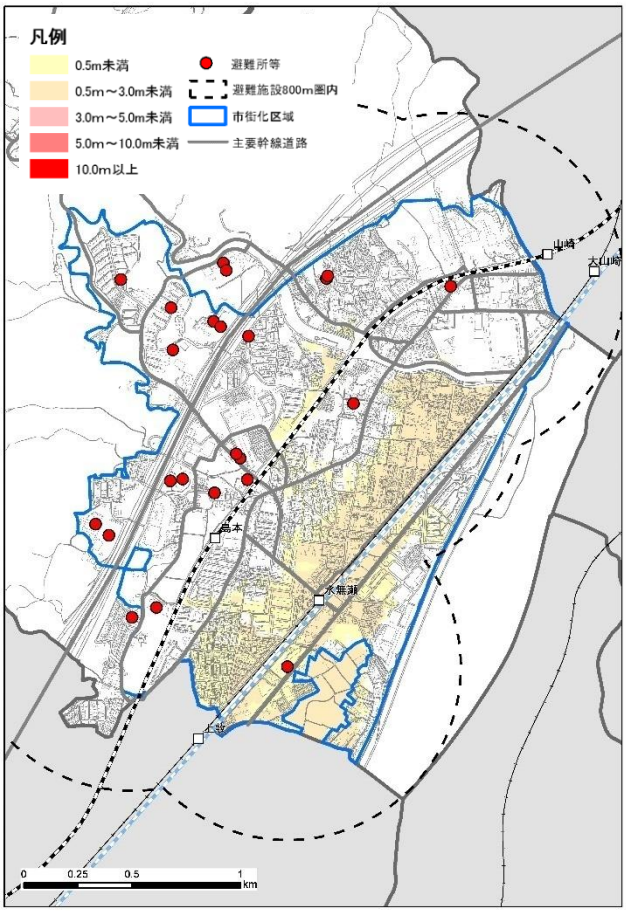

図 9-11　浸水深（計画規模降雨　水無瀬川）と
避難所等（洪水）の重ね合わせ
出典：「洪水浸水想定区域図」（令和 2（2020）年 3 月
大阪府）、島本町資料（令和 2（2020）年 9 月）よ
り作成

(3)家屋倒壊等氾濫想定区域

1)人口密度分布との重ね合わせ

家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川）は、氾濫流に江川一丁目、江川二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目が、河岸浸食に江川一丁目、高浜一丁目が指定されています。氾濫流に指定されているところには、比較的人口密度が高くなっているところがあり、河岸浸食に指定されているところには、一部ですが家屋等が立地しているところがあります。

家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）は、氾濫流に山崎二丁目や広瀬二丁目が、河岸浸食に水無瀬川沿いが指定されています。また、氾濫流や河岸浸食に指定されているところには、家屋等が立地しています。

課題5:家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅地が存在する

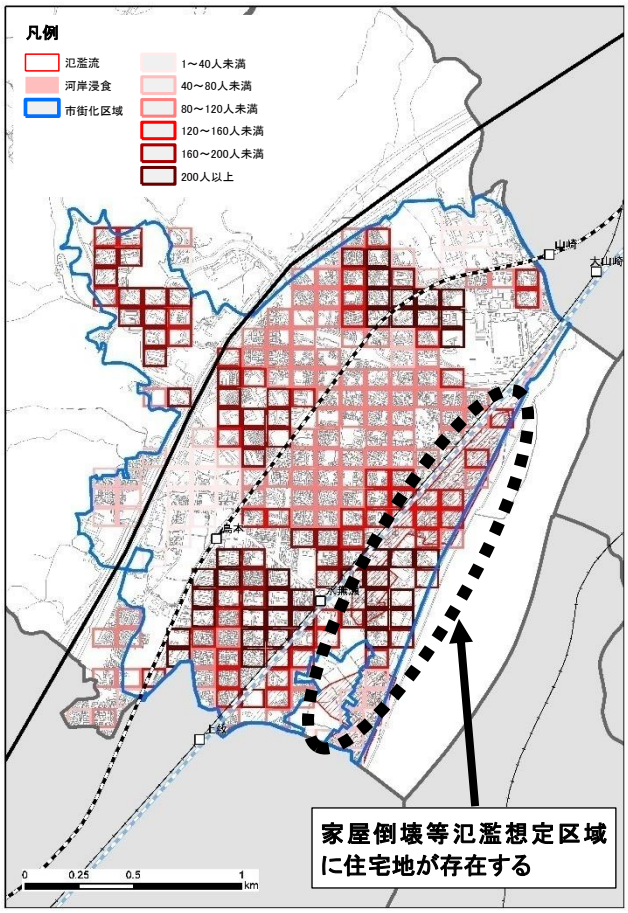

図 9-12 家屋倒壊等氾濫想定区域(淀川)と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日指定)、住民基本台帳人口より作成

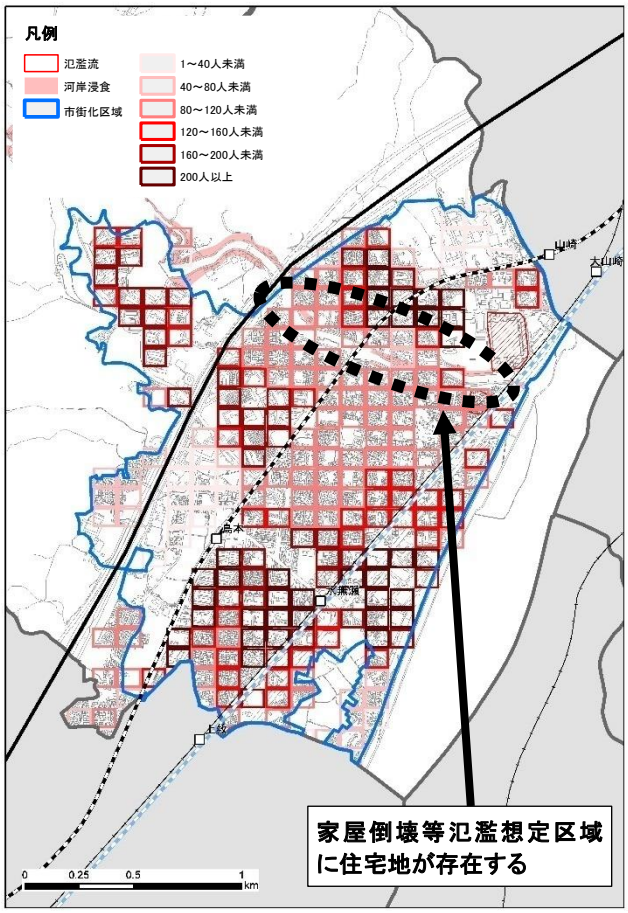

図 9-13 家屋倒壊等氾濫想定区域(水無瀬川)と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日指定)、住民基本台帳人口より作成

2）要配慮者利用施設分布との重ね合わせ

家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川、氾濫流）に、子育て施設、医療施設といった要配慮者利用施設が立地しています。一方で、家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川、河岸浸食）には、要配慮者利用施設は立地していません。

家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川、氾濫流）に、要配慮者利用施設は立地していません。一方で家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川、河岸浸食）には、子育て施設、教育施設といった要配慮者利用施設が立地しています。

課題6：家屋倒壊等氾濫想定区域に要配慮者利用施設が存在する

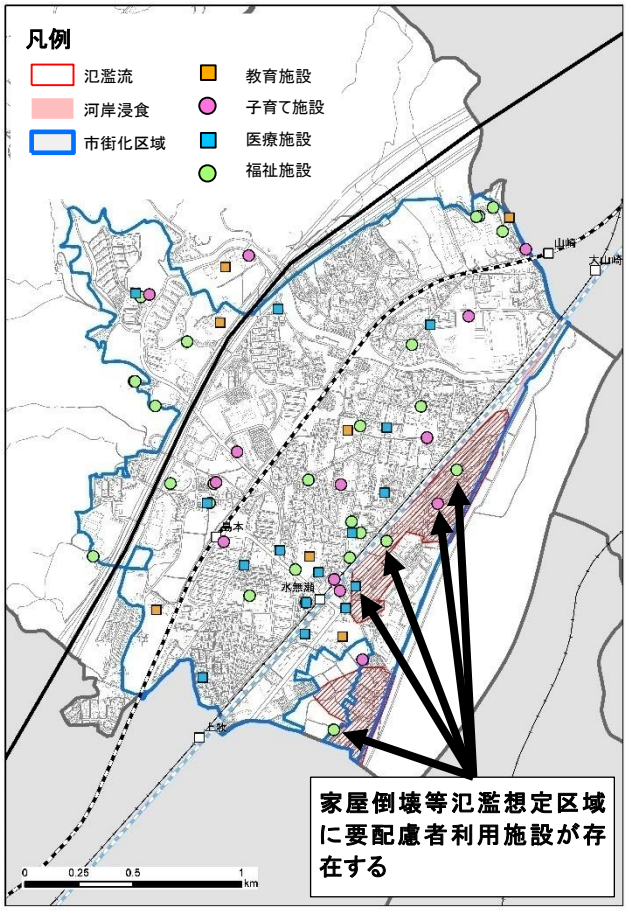

図 9-14　家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川）と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：国土交通省資料（平成 29（2017）年 6 月 14 日指定）、
本業務調査資料より作成

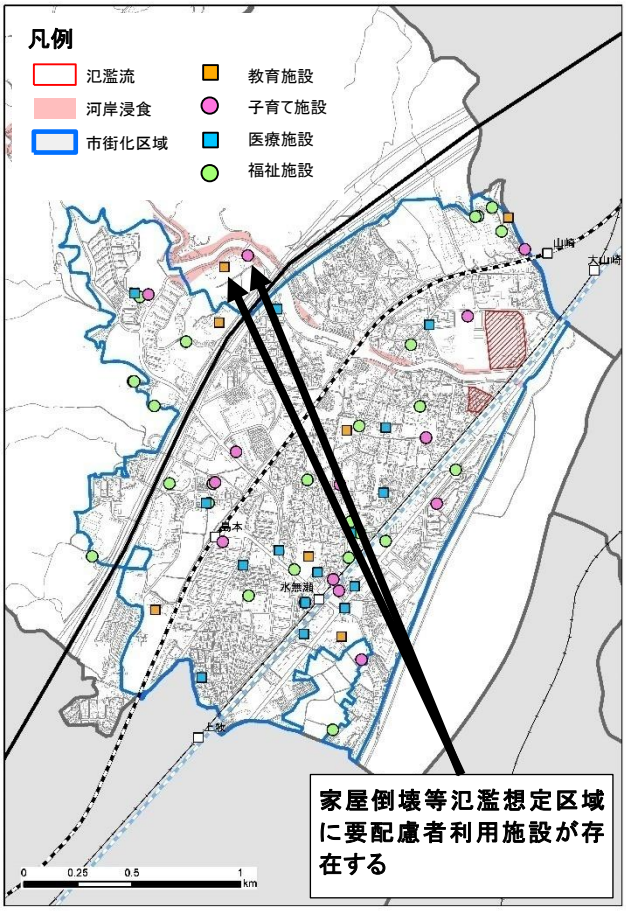

図 9-15　家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：大阪府資料（令和 2（2020）年 3 月 25 日指定）、
本業務調査資料より作成

3）避難所等位置との重ね合わせ

避難所等（洪水）の大部分は家屋倒壊等氾濫想定区域外にありますが、一部、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しているものもあります（町立第二中学校、町立第二中学校グラウンド）。

また、避難所等は、家屋倒壊等氾濫想定区域の居住地から 800m圏内（一般的な徒歩圏）にあります。

課題7：家屋倒壊等氾濫想定区域に避難所等が存在する

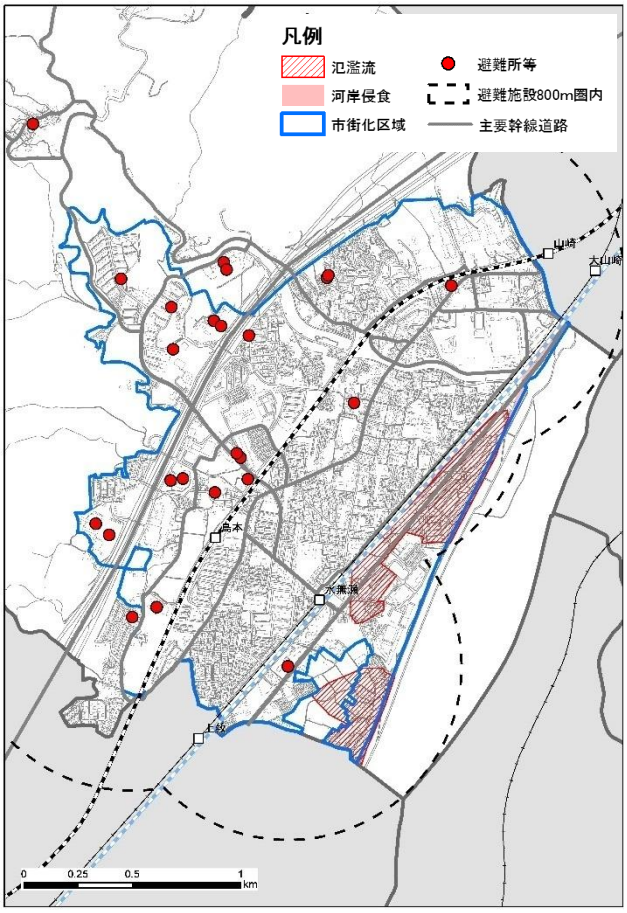

図 9-16　家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川）と避難所等の重ね合わせ
出典：国土交通省資料（平成 29(2017)年 6 月 14 日指定）、島本町資料（令和 2(2020)年 9 月）より作成

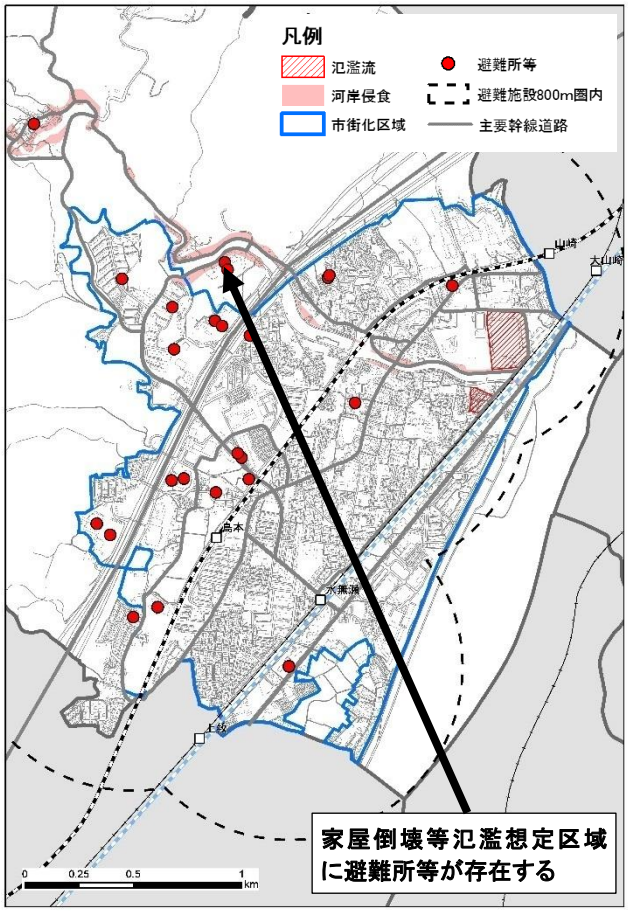

図 9-17　家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）と避難所等の重ね合わせ
出典：大阪府資料（令和 2(2020)年 3 月 25 日指定）、島本町資料（令和 2(2020)年 9 月）より作成

9.2.2 内水氾濫

浸水想定区域（内水氾濫　既往最大降雨：111mm/h）において、比較的人口密度が高い地域がみられます。

また、浸水想定区域（内水氾濫）に、子育て施設や医療施設といった要配慮者利用施設が立地しているところもみられます。

課題8：内水氾濫により、雨水を排水できない地域がある

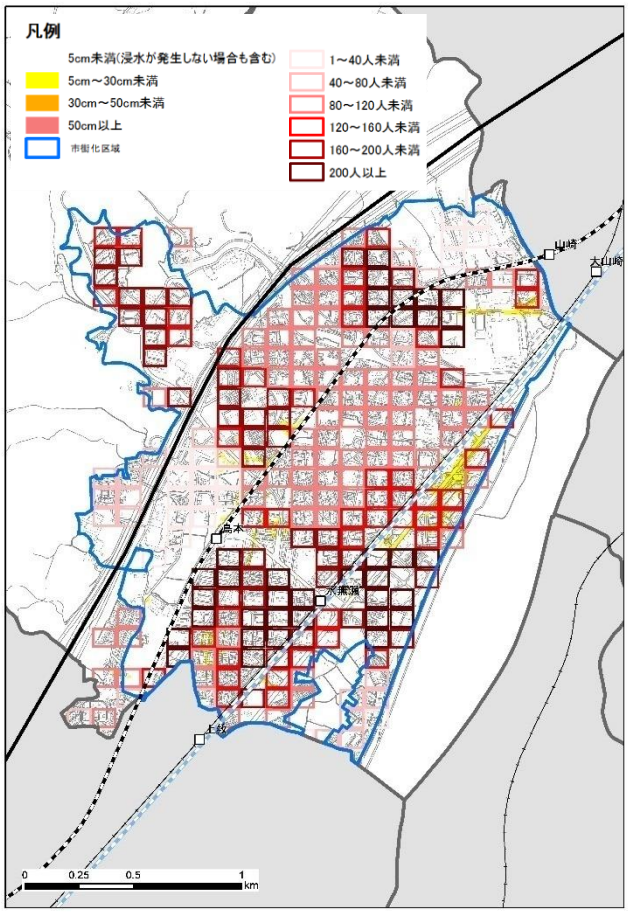

図 9-18浸水深（内水氾濫）と人口密度分布
（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ
出典：島本町内水ハザードマップ（令和 4(2022)年 3 月）、
住民基本台帳人口より作成

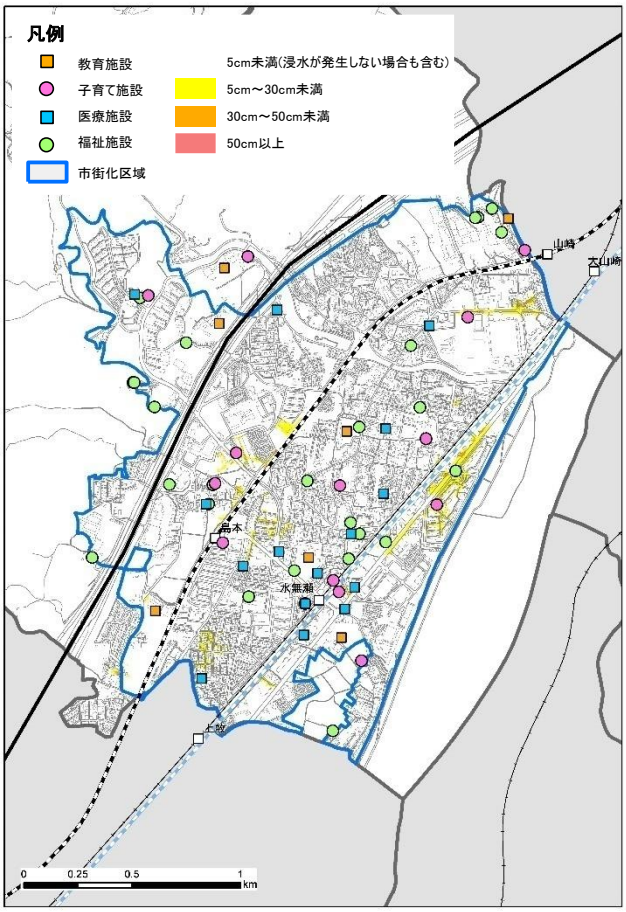

図 9-19浸水深（内水氾濫）と要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：島本町内水ハザードマップ（令和 4(2022)年 3 月）、
本業務調査資料より作成

9.2.3 ため池

浸水想定区域（水上池、御所ヶ池、越谷池）において、住民が居住しているところがみられます。
また、要配慮者利用施設が立地しているところもみられます。

課題9：ため池の決壊により、浸水が想定される住宅地や要配慮者利用施設が存在する

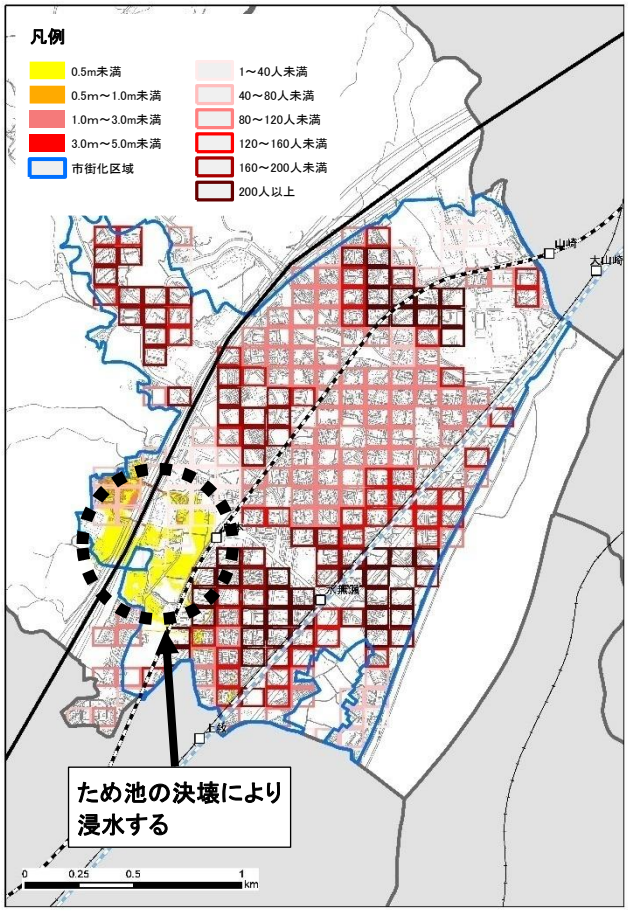

図 9-20　水上池決壊時の浸水深と人口密度分布
（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5(2023)年 3 月）、
住民基本台帳人口より作成

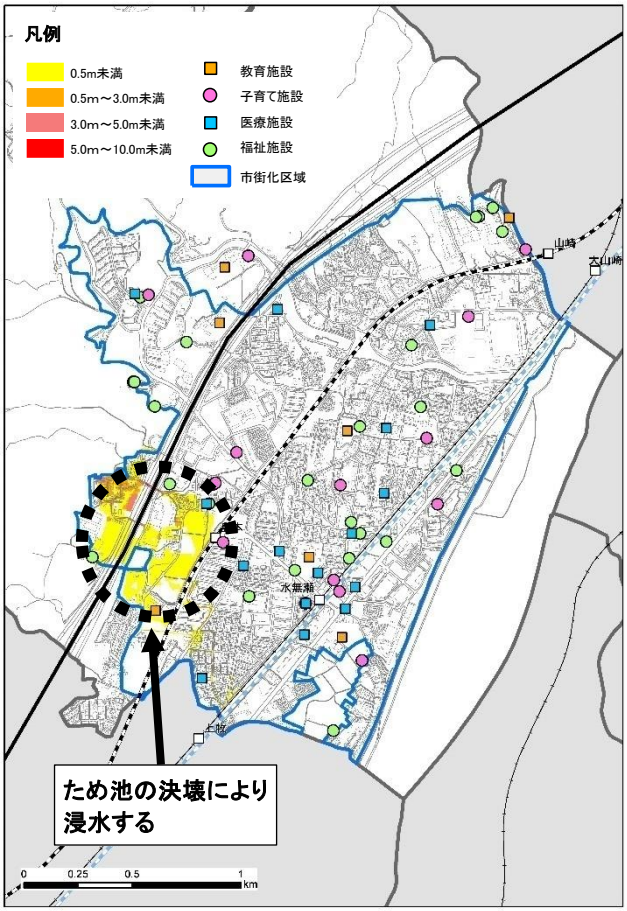

図 9-21　水上池決壊時の浸水深と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5(2023)年 3 月）、
本業務調査資料より作成

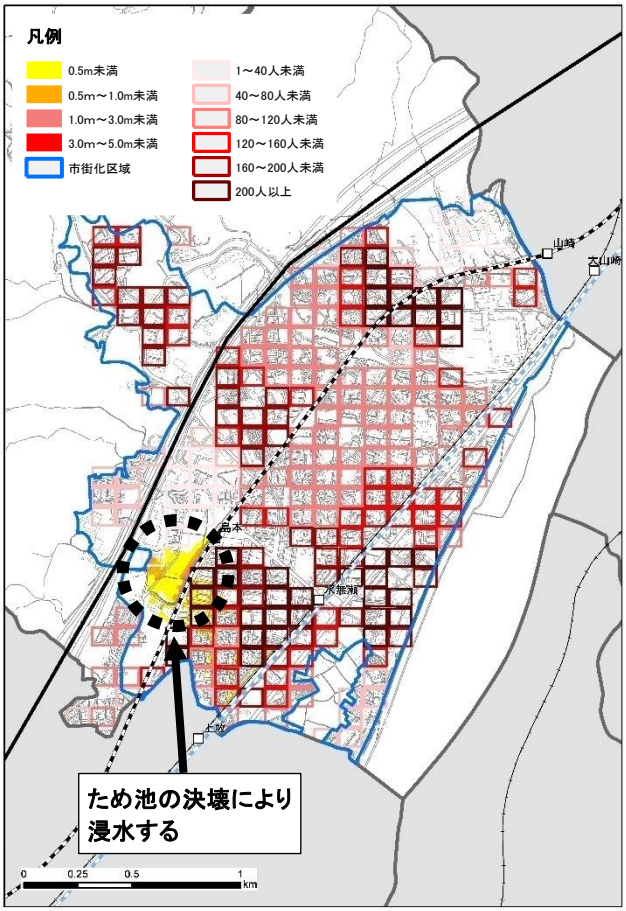

図 9-22　御所ヶ池決壊時の浸水深と人口密度分布
（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5(2023)年 3 月）、
住民基本台帳人口より作成

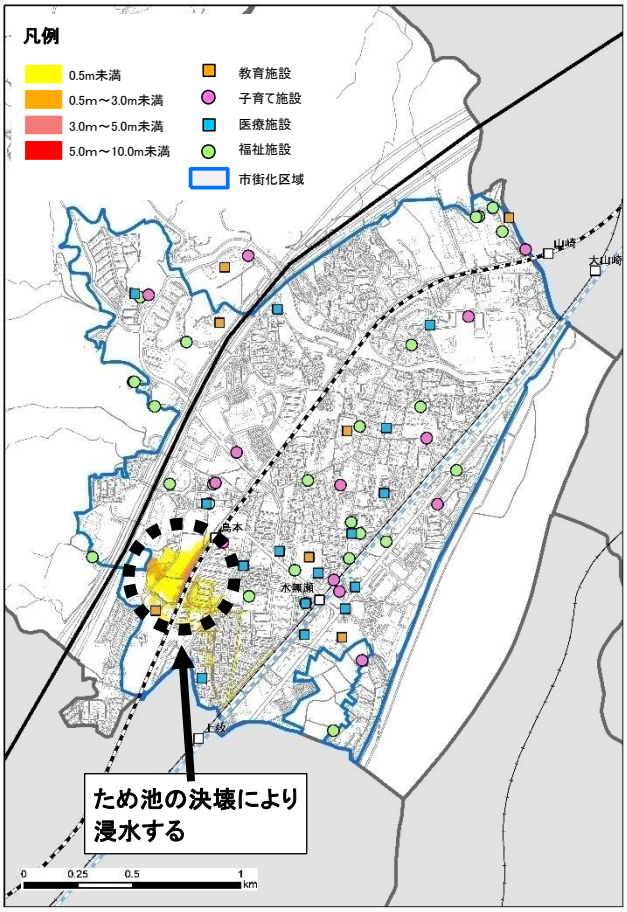

図 9-23　御所ヶ池決壊時の浸水深と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5(2023)年 3 月）、
本業務調査資料より作成

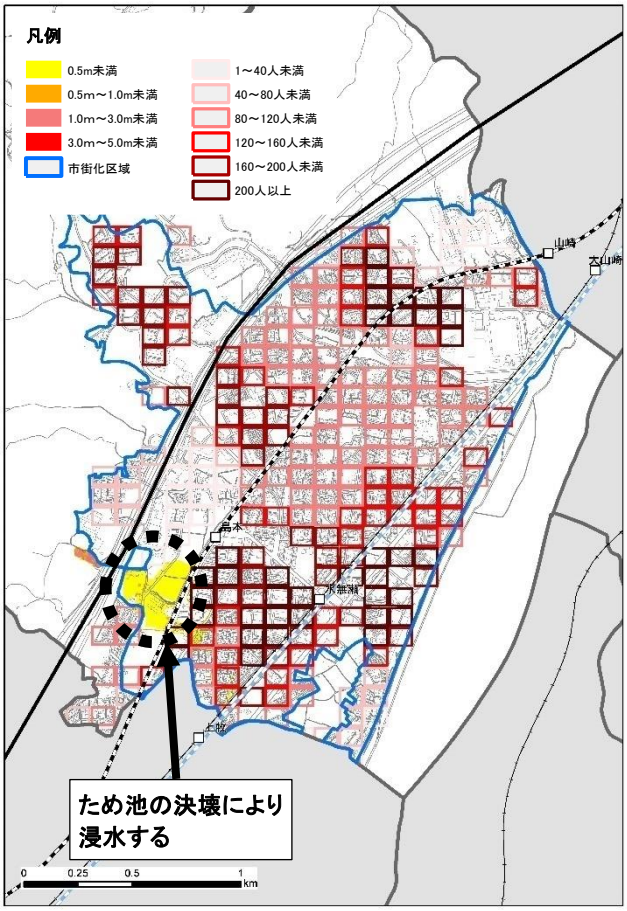

図 9-24 越谷池決壊時の浸水深と人口密度分布
（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5(2023)年 3 月）、
住民基本台帳人口より作成

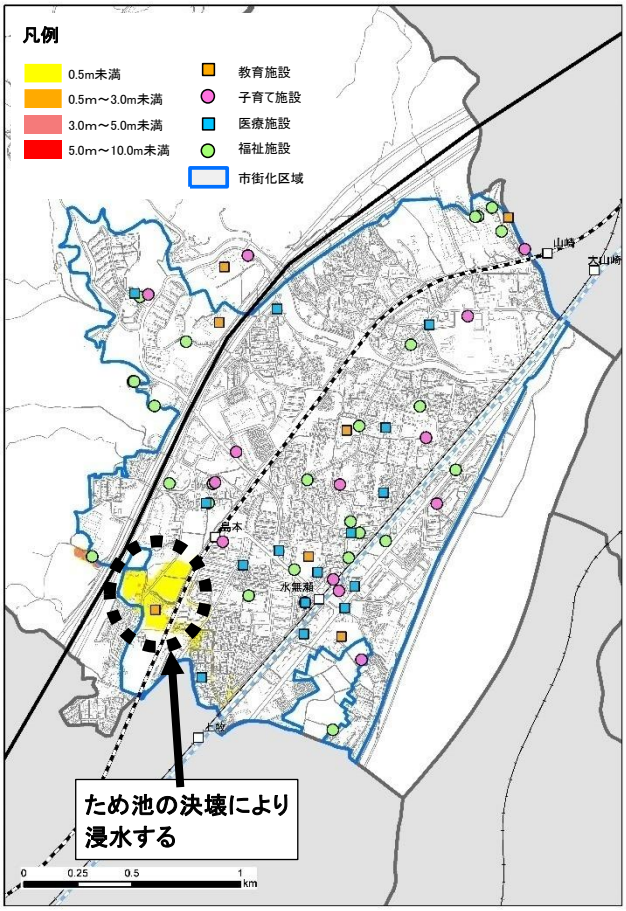

図 9-25 越谷池決壊時の浸水深と
要配慮者利用施設分布の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ（令和 5(2023)年 3 月）、
本業務調査資料より作成

9.2.4 土砂災害

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に、住民が居住しているところがみられます。

また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に、要配慮者利用施設が立地しているところもあります。

避難所等（土砂災害）は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の外にあります。また、これらの避難所等の大部分は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の居住地から 800m圏内（一般的な徒歩圏）にありますが、市街化調整区域の集落には避難所等が設けられていません。

課題10：土砂災害リスクの高いところに住宅地や要配慮者利用施設が存在する

課題11：避難所等から 800m以上離れている住宅地が存在する

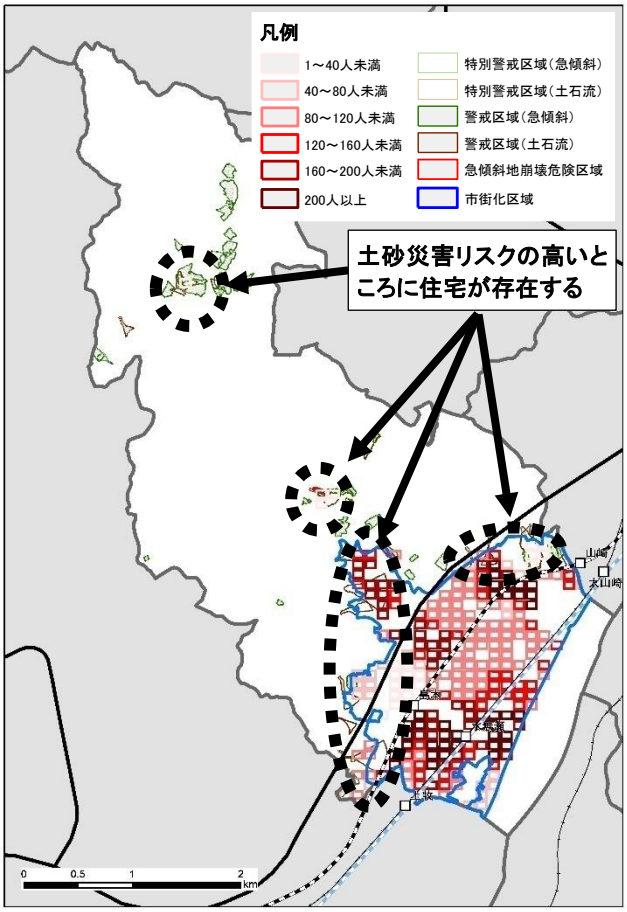

図 9-26　土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と人口密度分布（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ

出典：土砂災害警戒区域　大阪府資料（平成 18（2006）年 3 月 24 日～平成 28（2016）年 9 月 6 日指定）、急傾斜地崩壊危険区域　大阪府資料、住民基本台帳人口より作成

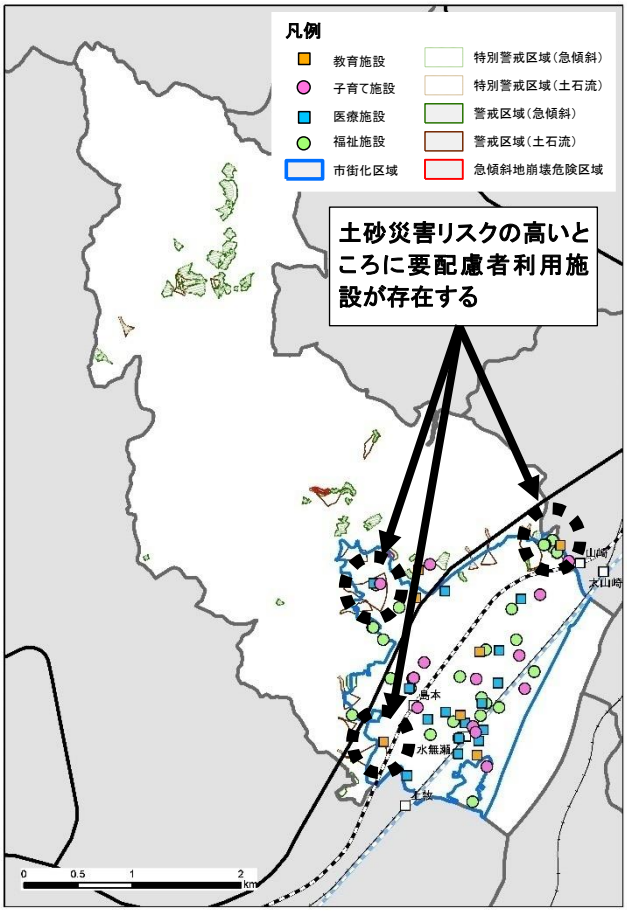

図 9-27　土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と要配慮者利用施設分布の重ね合わせ

出典：土砂災害警戒区域　大阪府資料（平成 18（2006）年 3 月 24 日～平成 28（2016）年 9 月 6 日指定）、急傾斜地崩壊危険区域　大阪府資料、本業務調査資料より作成

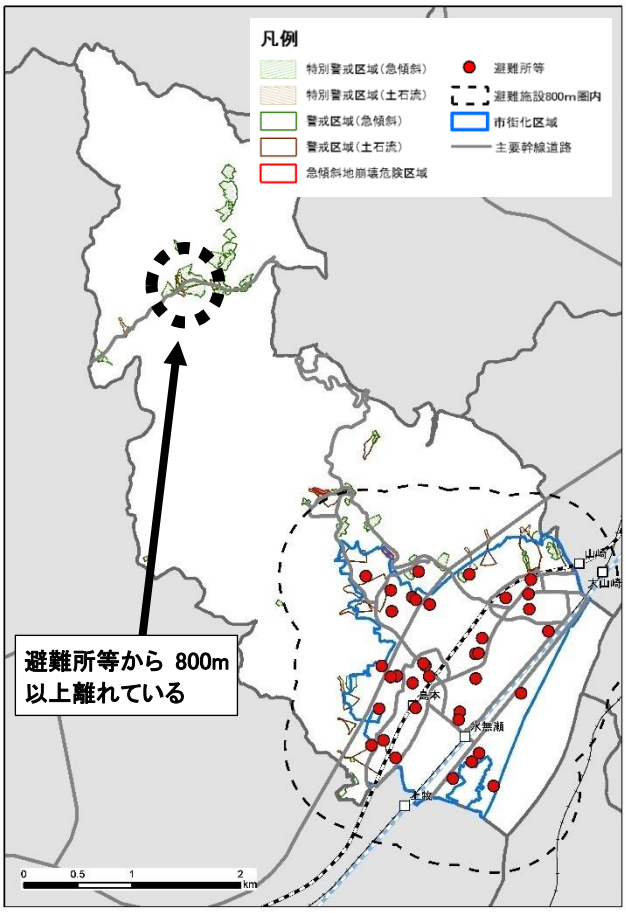

図 9-28　土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と避難所等の重ね合わせ

出典：土砂災害警戒区域　大阪府資料（平成 18（2006）年 3 月 24 日～平成 28（2016）年 9 月 6 日指定）、急傾斜地崩壊危険区域　大阪府資料、島本町資料（令和 2（2020）年 9 月）より作成

9.2.5 地震

南海トラフ巨大地震においては、本町の全壊率は高いところでも5%未満です。有馬高槻断層帯地震においては、JR 東海道本線や阪急京都線の南部では 5%以上となるところも多く、江川二丁目や高浜一丁目、高浜二丁目、高浜三丁目では 10%以上となっており、これらは比較的人口密度が高い地域です。

避難所等（地震）は町内全域に立地していますが、全壊率が高いところは建物の倒壊により、通行に支障が出る可能性があります。

課題12：全壊率が高いところに人口密度が高い地域が存在する

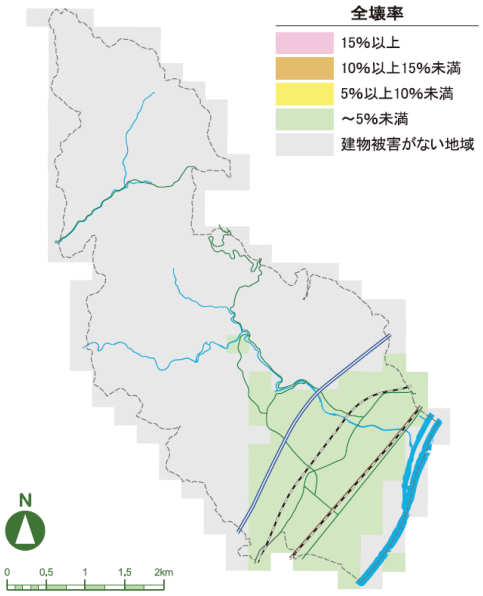

図 9-29　全壊率（南海トラフ巨大地震（再掲）

出典：島本町地震ハザードマップ（令和 2（2020）年）

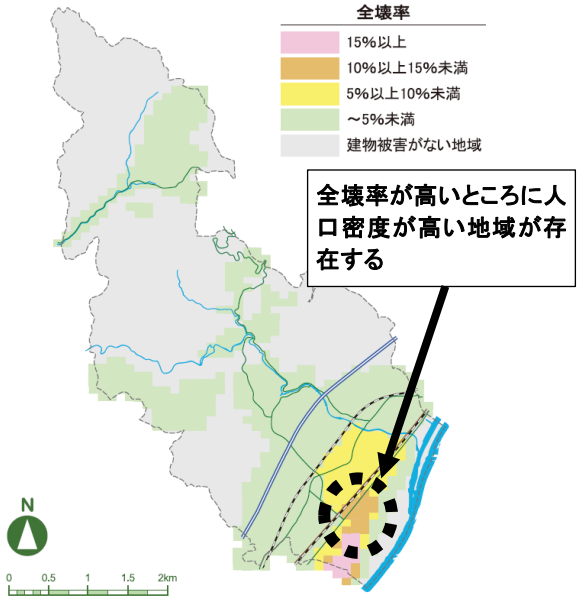

図 9-30　全壊率（有馬高槻断層帯地震）（再掲）

出典：島本町地震ハザードマップ（令和 2（2020）年）

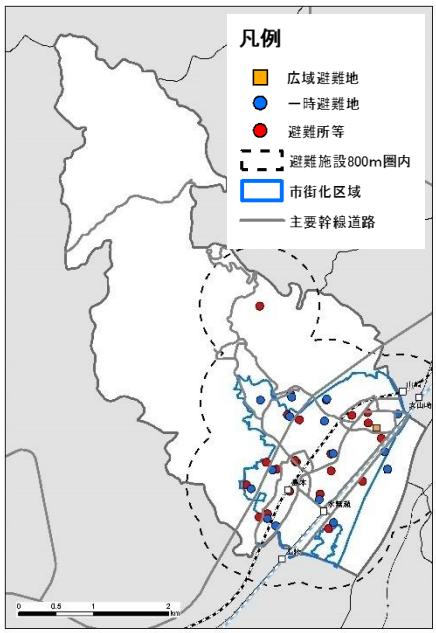

図 9-31　避難所等（地震）

出典：島本町 HP（令和 6（2024）年時点）

参考:京都西山断層帯地震

南海トラフ巨大地震と有馬高槻断層帯地震のほか、島本町に大きな影響があると考えられる地震に、京都西山断層帯地震があります。

震度分布図をみると、京都西山断層帯地震の震度は、南海トラフ巨大地震や有馬高槻断層帯地震と比べても大きく、大きな被害が出ることが予想されます。しかし、京都西山断層帯地震は、南海トラフ巨大地震等のように全壊率等のシミュレーションデータが現時点ではないことから、本リスク分析からは省いています。

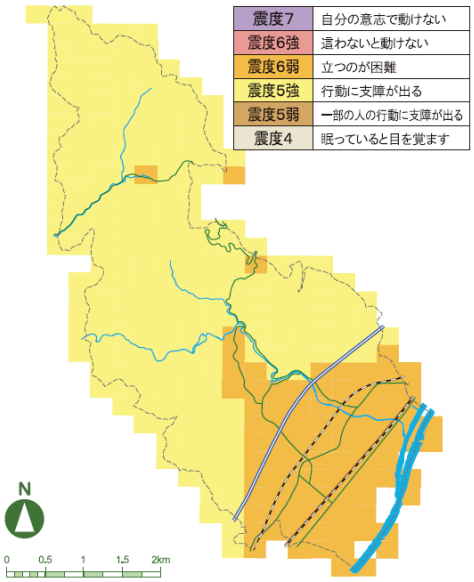

図 9-32 震度分布(南海トラフ巨大地震)

出典:島本町地震ハザードマップ(令和 2(2020)年)

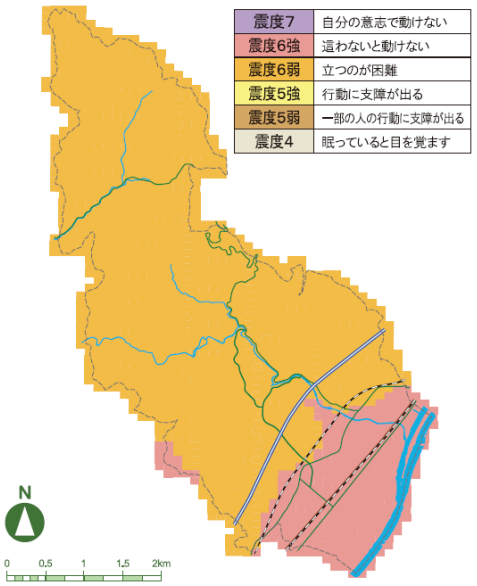

図 9-33 震度分布(有馬高槻断層帯地震)

出典:島本町地震ハザードマップ(令和 2(2020)年)

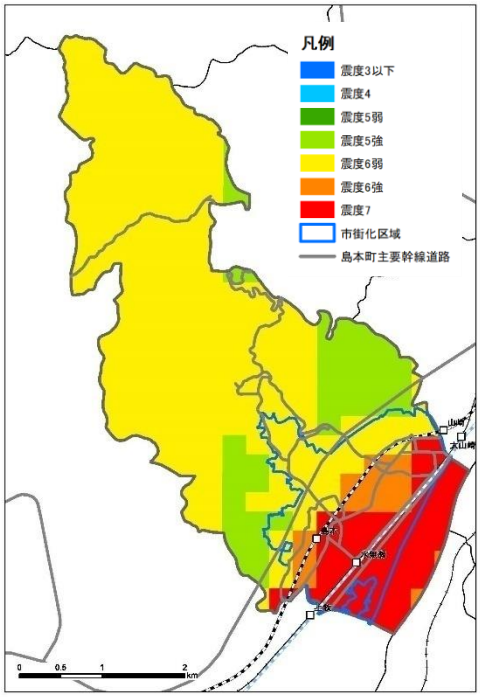

図 9-34 震度分布(京都西山断層帯地震 CASE1)

出典:地震動予測地図 2020 地震ハザードステーション

9.3 防災上の課題

災害リスク分析を踏まえ、防災上の課題を以下のように整理しました。

表 9-1 防災上の課題

災害種別	課題番号	課題
洪水	課題１	浸水想定区域内に人口密度が高い地域が存在する
	課題２	3.0m以上の浸水が想定される住宅地が存在する
	課題３	浸水想定区域内に要配慮者利用施設が存在する
	課題４	計画規模降雨でも浸水が想定される地域が存在する
	課題５	家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅地が存在する
	課題６	家屋倒壊等氾濫想定区域に要配慮者利用施設が存在する
	課題７	家屋倒壊等氾濫想定区域に避難所等が存在する
内水氾濫	課題８	内水氾濫により、雨水を排水できない地域がある
ため池	課題９	ため池の決壊により、浸水が想定される住宅地や要配慮者利用施設が存在する
土砂災害	課題１０	土砂災害リスクの高いところに住宅地や要配慮者利用施設が存在する
	課題１１	避難所等から 800m以上離れている住宅地が存在する
地震	課題１２	全壊率が高いところに人口密度が高い地域が存在する

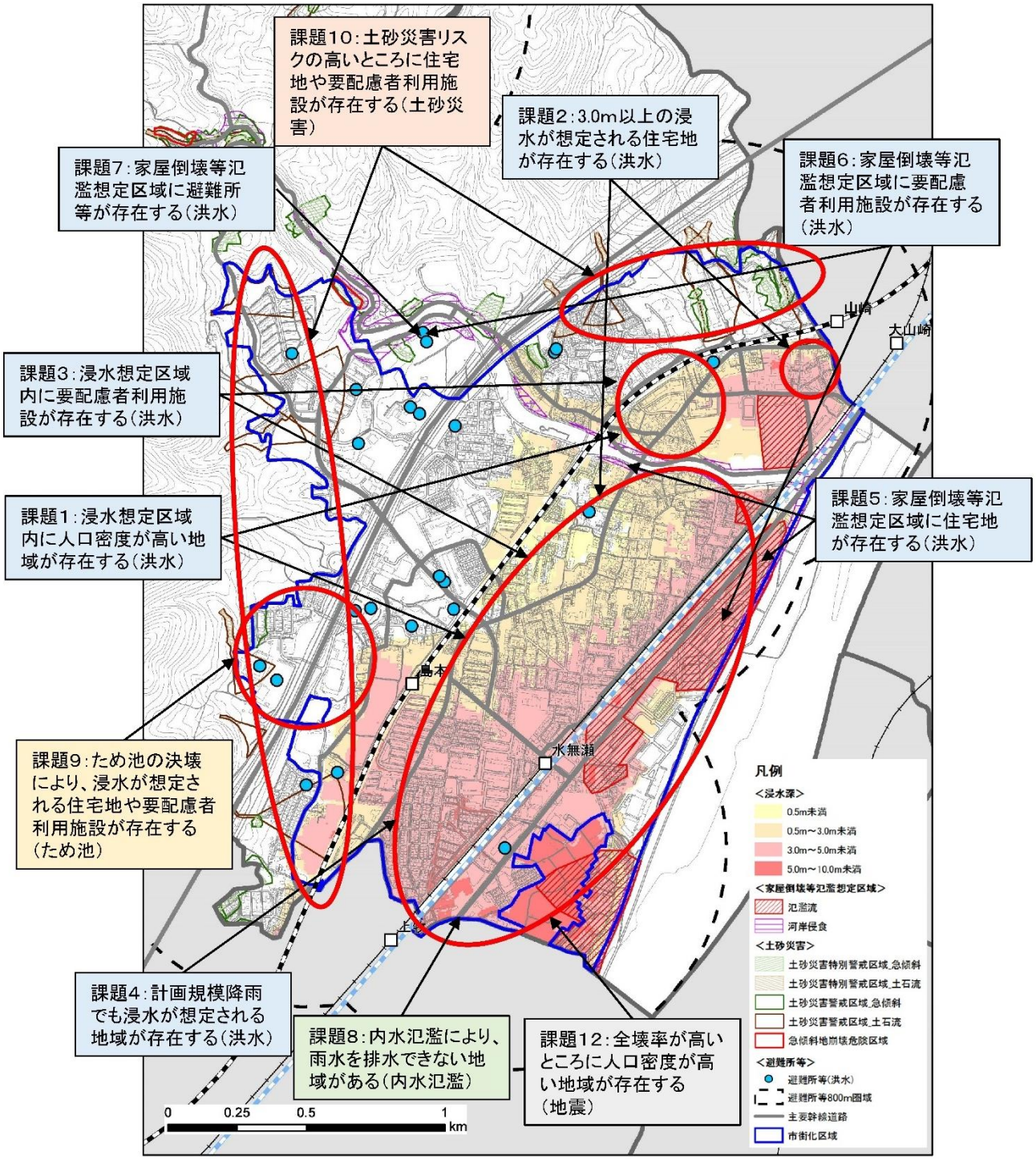
課題10：土砂災害リスクの高いところに住宅地や要配慮者利用施設が存在する（土砂災害）
課題2：3.0m以上の浸水が想定される住宅地が存在する（洪水）
課題7：家屋倒壊等氾濫想定区域に避難所等が存在する（洪水）
課題6：家屋倒壊等氾濫想定区域に要配慮者利用施設が存在する（洪水）
課題3：浸水想定区域内に要配慮者利用施設が存在する（洪水）
課題1：浸水想定区域内に人口密度が高い地域が存在する（洪水）
課題5：家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅地が存在する（洪水）
課題9：ため池の決壊により、浸水が想定される住宅地や要配慮者利用施設が存在する（ため池）
課題4：計画規模降雨でも浸水が想定される地域が存在する（洪水）
課題8：内水氾濫により、雨水を排水できない地域がある（内水氾濫）
課題12：全壊率が高いところに人口密度が高い地域が存在する（地震）
山崎
大山崎
島本
水無瀬
0
0.25
0.5
1
km
凡例
<浸水深>
0.5m未満
0.5m～3.0m未満
3.0m～5.0m未満
5.0m～10.0m未満
<家屋倒壊等氾濫想定区域>
氾濫流
河岸侵食
<土砂災害>
土砂災害特別警戒区域_急傾斜
土砂災害特別警戒区域_土石流
土砂災害警戒区域_急傾斜
土砂災害警戒区域_土石流
急傾斜地崩壊危険区域
<避難所等>
避難所等(洪水)
避難所等800m圏域
主要幹線道路
市街化区域

図 9-35　課題図 1

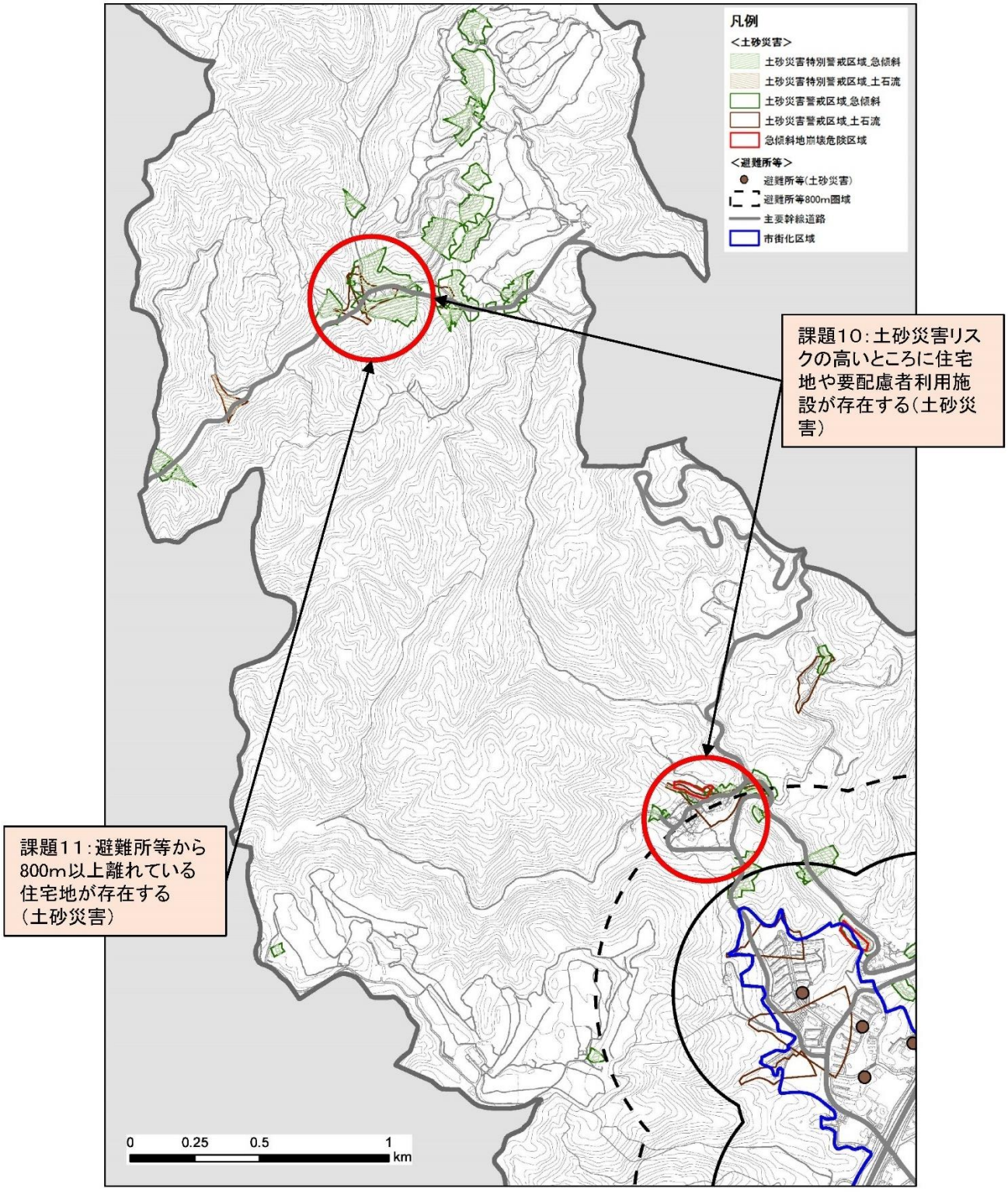
凡例
<土砂災害>
土砂災害特別警戒区域_急傾斜
土砂災害特別警戒区域_土石流
土砂災害警戒区域_急傾斜
土砂災害警戒区域_土石流
急傾斜地崩壊危険区域
<避難所等>
避難所等(土砂災害)
避難所等800m圏域
主要幹線道路
市街化区域
課題10:土砂災害リスクの高いところに住宅地や要配慮者利用施設が存在する(土砂災害)
課題11:避難所等から800m以上離れている住宅地が存在する(土砂災害)
0
0.25
0.5
1
km

図 9-36 課題図2

9.4 取組方針

9.4.1 防災まちづくりの基本的な考え方

本町では、淀川、水無瀬川沿いの低平地を中心に市街地が形成されているため、市街地の大半に洪水などの水害リスクが存在しています。また、市街地北部の丘陵部では、水害リスクはないものの、土砂災害警戒区域等の土砂災害リスクが存在しています。これらの地域では、既に高度に市街化が進んでいるため、すべての地域を居住誘導区域から省くことは現実的ではなく、災害リスクを完全に回避することは難しい状況です。

そのため、市街化が進んでいない地区等では、災害リスクの低い地区への居住誘導等、被害が発生しないようにする「災害リスクの回避」を可能な限り進める一方で、既成市街地では住民・事業者・行政の連携・協働により、災害発生時の被害を緩和する「災害リスクの低減」を中心とした防災まちづくりを進めることとします。

以上を踏まえ、防災まちづくりの基本的な考え方を以下のように設定します。

＜防災まちづくりの基本的な考え方＞

一定の災害リスクと共存しながら、
住民・事業者・行政とが連携した防災まちづくりの推進

表 9-2　防災まちづくりの基本的な対応方針

分類名		説明
災害リスクの回避		災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
災害リスクの低減	ハード	浸水対策や土砂災害防止のためのハザード施設の整備等
	ソフト	確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

9.4.2 防災対応方針

防災上の課題と防災まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、以下のように防災の対応方針を設定します。

(1)洪水災害への対応方針　➡計画規模降雨程度:河川整備、想定最大規模降雨程度:避難を基本

・本町の洪水被害は、淀川や水無瀬川の氾濫によるものが想定されます。淀川は一定の河川整備により、本町では計画規模降雨の洪水の発生は想定されていません。しかし、水無瀬川については、現時点では計画規模降雨の洪水が予想されています。

・そこで、淀川については、河川管理者である国に対して、今後も維持管理を基本とした対策を要望していきます。水無瀬川については、河川管理者である大阪府に対して、河川整備をさらに推進するとともに※、既整備個所については適切な維持管理を要望していきます。

・一方、想定最大規模降雨の洪水への対応について、河川整備だけで対応するとなると、過大な施設整備が必要であり現実的ではないことから、避難を前提とした防災対策を進めます。

・また、氾濫による河岸侵食の発生は予測が難しいことを鑑み、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）については、基本的に居住誘導区域より省くこととし、住宅等の居住誘導区域への誘導を図ります。

・なお、避難所等が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に位置しているところでは、河岸侵食のおそれがある緊急避難時にはそのような避難所等は使用せず、洪水等が収まった災害復旧段階で使用するなど、避難所等の使い分けを行います。

※　「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」（平成 30（2018）年 7 月 大阪府）によれば、治水の将来目標として「一生に一度経験するような大雨が降った場合でも、川が溢れて、家が流され、人がなくなるようなことを無くす」としており、その上で、「今後の治水対策の進め方」（平成 22 年 6 月策定）に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。具体的には、大阪府域での今後 20～30 年程度で目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、大阪府全域で時間雨量 50 ミリ程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備をすすめることを基本とします。水無瀬川については、時間雨量 80mm 程度の降雨による床上浸水を防ぐことを当面の目標としています。

(2)内水氾濫災害への対応方針　➡避難を基本、各種排水施設整備の推進

・本町では、既往最大降雨程度の雨が降った場合、一部の地域で５ｃｍ以上 30ｃｍ未満の浸水が予想され床下浸水となると想定されることから、基本的な対策は垂直避難等を想定します。

・今後は、未普及地区の下水道整備や、雨水幹線・水路等の整備・改修等の対策により、浸水被害の低減をめざします。

(3)ため池災害への対応方針　➡避難を基本、ため池の改修･維持管理の促進

・本町では、ため池が決壊した際に、5m未満浸水する区域が存在します。

・そのため、管理者によるため池の計画的な改修・維持管理の促進により、ため池の決壊等による被害をできるだけ抑えるとともに、避難を基本とした対策を進めます。

(4)土砂災害への対応方針　➡ハザードエリアからの誘導、発生源対策の促進

・本町では、土砂災害警戒区域などの災害リスクの高いところに、住宅地や要配慮者利用施設等が存在しています。
・土砂災害の発生は予測が難しいことを鑑み、災害リスクの高いところは基本的に居住誘導区域より省くこととします。また、土砂災害特別警戒区域内に住まわれている方に対しては、町の移転補助制度の周知・活用を推進するなど、住宅等の居住誘導区域への誘導を図ります。
・居住誘導区域外のハザードエリアに居住している方に対しては、避難を基本とした対策を進めるとともに、居住地周辺に避難所がない大沢に住まわれている方に対しては、特に早めの避難を促します。
・加えて、大阪府に対して発生源対策を引き続き要望し、被害を最小限に抑える対応を図ります。

(5)地震災害への対応方針　➡耐震化等の促進

・本町では、全壊率の高いところに人口密度が高い地域が存在するなど、巨大地震が起これば多大な被害が発生することが予想されます。
・地震の発生は予測が難しいことから、建築物等の耐震化や不燃化等の対策を促進し、被害を最小限に抑える対応を図ります。

9.5 具体的な取組

対応方針を踏まえ、具体的な取組を以下のように設定します。

表 9-3 具体的な取組

災害種別	具体的な取組		分類	実施主体	実施時期の目標		
					短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通	意識啓発、情報共有	・ 災害警戒情報の伝達（特に、居住地周辺に避難所等がない方への早めの避難誘導）	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 防災意識の向上を目的とする広報誌、ハザードマップ等を活用した情報の周知、啓発	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 防災訓練や講習会等の実施	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 事業者や施設への査察や指導	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
	防災組織の整備	・ 行政の防災体制の強化（消防施設や資機材の整備、消防本部・消防団・自衛消防隊との連携等）	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 関係機関や事業者などとの協定の締結による、災害時に不足する人手や物資の確保	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 地域の防災体制の強化（地域の支援機関と連携した声かけや安否確認、誘導等を行う体制づくり）	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 地域防災まちづくり活動の支援（自主防災組織の育成、ボランティアの連携等）	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 要配慮者利用施設の避難体制整備（避難確保計画策定支援、避難訓練実施支援、連絡・連携体制の整備等）	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 避難行動要支援者の支援体制整備（名簿の更新、支援機関との連携、個別プランの策定等）	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
	避難所等の整備	・ 防災拠点や避難所の整備・維持管理、適切な使い分け	低減（ハード）	島本町	→	→	→
		・ 避難所の環境整備	低減（ハード）	島本町	→	→	→
		・ 高齢者や障害者、女性、乳幼児、外国人などに配慮した避難所運営	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ ビル所有者等との垂直避難体制の整備	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
		・ 防災農地の登録	低減（ソフト）	島本町	→	→	→
	避難路の整備	・ 老朽空家の除却補助、セットバック等による道路空間の確保	低減（ハード）	島本町 民間	→	→	→
		・ 無電柱化の検討	低減（ハード）	島本町	→	→	→

		・ 案内・誘導看板の設置・維持管理	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
	防災・減災計画づくり	・ 地区防災計画の検討・作成	低減 (ソフト)	島本町	→		
		・ 業務継続計画（BCP）の見直し、実効性の向上	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 各種タイムラインの作成・更新・周知	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 企業版業務継続計画（BCP）の策定促進	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
洪水	移転促進	・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）の居住誘導区域からの除外、居住誘導区域への移転促進	回避 (ソフト)	島本町	→	→	→
	基盤整備	・ 河川整備・維持管理	低減 (ハード)	国 大阪府	→	→	→
内水氾濫	基盤整備	・ 雨水幹線や水路等の整備・改修	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
		・ 雨水調整池、雨水貯留施設の整備や維持管理	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
ため池	基盤整備	・ ため池の点検、計画的な改修・維持管理	低減 (ソフト)	島本町 民間	→	→	→
土砂災害	移転促進	・ 土砂災害警戒区域（特別区域を含む）の居住誘導区域からの除外、居住誘導区域への移転促進	回避 (ソフト)	島本町	→	→	→
	建築指導	・ 居住誘導区域外（土砂災害警戒区域等）に居住される方への届出時の周知・啓発	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
	基盤整備	・ 土砂災害防止施設の整備・維持管理	低減 (ハード)	大阪府	→	→	→
		・ 保安林の拡大	低減 (ソフト)	大阪府	→	→	→
		・ 企業やボランティア等と連携した森林整備の促進	低減 (ソフト)	大阪府 島本町	→	→	→
	制度活用	・ 土砂災害特別警戒区域などでの宅地造成や建築行為の規制・誘導	低減 (ソフト)	大阪府	→	→	→
		・ 土砂災害警戒区域内住宅地の補強補助制度の活用	低減 (ソフト)	大阪府 島本町	→	→	→
地震	基盤整備	・ 拠点となる施設の耐震化（未耐震の公共施設の耐震化、役場庁舎の建替等）	低減 (ハード)	島本町	→		
		・ ライフライン（電気・ガス・上下水道・情報通信等）の耐震性の強化	低減 (ハード)	島本町 民間	→	→	→
		・ 倒壊等の危険のある空家の除去補助や、活用可能な空家の活用	低減 (ハード)	島本町 民間	→		
		・ 通学路等に面したブロック塀等の撤去補助	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
		・ 市街地の緑化の推進	低減 (ハード)	島本町	→		
		・ 災害用マンホールトイレの設置・維持管理	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
	制度活用	・ 住宅等の応急危険度判定を行う体制の整備	低減 (ソフト)	島本町	→		

		・ 耐震補助制度による民間住宅の耐震化の促進	低減 (ソフト)	島本町			→
		・ 防火地域、準防火地域の指定を含め、不燃化の推進	低減 (ソフト)	島本町			→

第10章 目標指標と進行管理

10.1 目標指標

本計画で実施する誘導施策の進捗状況やその効果等を把握するため、計画全体の定量的な目標指標を設定します。

目標指標は、第４章で設定した誘導方針に対応して設定します。

(1)方針1に基づく目標指標

「方針１：都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり」に基づく目標指標は以下の通りです。

表 10-1 方針1の整備目標

整備目標	考え方	基準値	目標値
都市機能誘導区域内の誘導施設数	現状の維持・増加	６施設 （令和５年）	維持・増加 （令和 27 年）
商店街の空き店舗数	現状より減少	13 店舗 （令和５年）	減少 （令和 27 年）

(2)方針2に基づく目標指標

「方針２：公共交通や徒歩、自転車で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり」に基づく目標指標は以下の通りです。

表 10-2 方針2の整備目標

整備目標	考え方	基準値	目標値
公共交通や自転車、徒歩で移動する人の割合	「鉄道、バス、自転車、徒歩で移動する人の割合」の維持・増加	74.0% （令和３年）	維持・増加 （令和 27 年）
保育所等の待機児童数	「待機児童数」：０	０人 （令和５年）	０人 （令和 27 年）
いきいき百歳体操の参加率	「いきいき百歳体操の参加率」の維持・増加	65 歳以上：6.0% 75 歳以上：8.4% （令和５年）	維持・増加 （令和 27 年）
居住誘導区域内の人口割合	現状より増加	83.4% （令和４年）	増加 （令和 27 年）

※居住誘導区域内の人口割合

- ○ 令和４（2022）年居住誘導区域内人口：26,542 人（令和４（2022）年３月 31 日住民基本台帳よりGISにて算定）
- ○ 令和４（2022）年島本町人口：31,821 人（令和４（2022）年３月 31 日住民基本台帳より）
- ○ 令和４（2022）年居住誘導区域内の人口割合：26,542 人／31,821 人×100%=83.4%

(3)方針3に基づく目標指標

「方針３：持続可能な集落地域づくり」に基づく目標指標は以下の通りです。

表 10-3 方針3の整備目標

整備目標	考え方	基準値	目標値
乗合タクシー制度の存続	「乗合タクシー制度」の維持	現存 （令和５年）	維持 （令和 27 年）

(4)方針4に基づく目標指標

「方針４：災害に強い安全・安心なまちづくり」に基づく目標指標は以下の通りです。

表 10-4 方針4の整備目標

整備目標	考え方	基準値	目標値
雨水整備率	「１時間当たり 48.4mm の降雨への対応を想定した雨水整備」の着実な進行	8.7% （令和元年）	増加 （令和 27 年）
自主防災組織加入率	自主防災組織加入率の増加	46.4% （令和５年）	維持・増加 （令和 27 年）

10.2 施策の達成状況の評価方法

本計画は、概ね 20 年後の令和 27（2045）年を目標年次としておりますが、社会情勢の変化や上位関連計画（総合計画や都市計画マスタープラン等）の改訂、誘導施策の進捗状況等を踏まえて必要に応じて計画の見直しを行います。

具体的には、概ね５年ごとに、以下に示すＰＤＣＡ（計画・実行・検証・改善）の考え方に基づき、目標指標や誘導施策の進捗成状況について、関係部局と連携しながら評価・検証を行うこととし、本計画の改善・見直しを図ります。

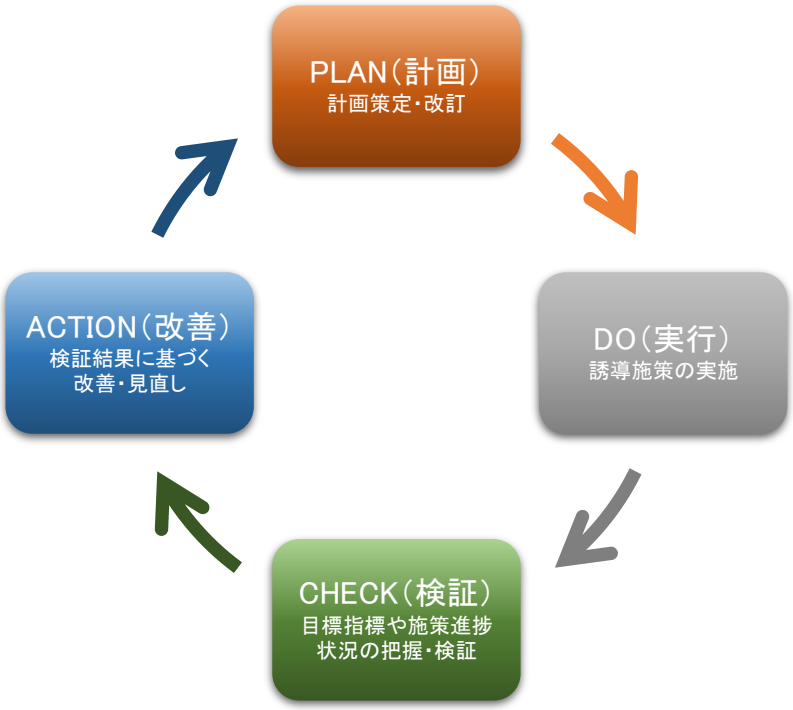

図 10-1　PDCA サイクル